

第一百一回 参議院内閣委員会會議録第十一号

昭和五十九年五月十日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

五月十日

辞任

源田 実君
野田 哲君

補欠選任

海江田鶴造君
久保田真苗君

出席者は左のとおり。

委員長

高平 公友君

理事

委員

亀長 友義君
坂野 重信君
小野 明君
太田 淳夫君

板垣 正君
岡田 広君
海江田鶴造君
沢田 一精君
林 寛子君
林 道君
松垣徳太郎君
堀江 正夫君
龜山 篤君
久保田真苗君
矢田部 理君
峯山 昭範君
内藤 功君
柄谷 道一君
前島英三郎君

国務大臣

大蔵 大臣

竹下 登君

政府委員

国務大臣
(総理府総務長)
官務 大臣
(行政管理局長)

中西 一郎君

後藤田正晴君

禿河 徹映君

前田 正道君

内海 倫君

斧 誠之助君

菊池 貞二君

橋本 豊君

藤井 良二君

和田 善一君

時田 政之君

山本 貞雄君

上野 隆史君

保田 博君

林 利雄君

八木 俊道君

渡邊 正身君

瀬崎 克己君

事務局側

説明員

常任委員会専門員
行政管理庁行政管理局管理官
防衛庁経理局監査課長
外務省アジア局外務参事官

大蔵省主計局共済課長 坂本 導聰君
大蔵省主計局主計官 小村 武君
厚生省援護局庶務課長 加藤 栄一君
厚生省援護局業務第一課長 森山喜久雄君
厚生省援護局業務第二課長 石井 清君
郵政省貯金局第二業務課長 神岡 篤司君

本日の会議に付した案件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○峯山昭範君 先日の委員会におきましても伺いをいたしました。きょうもまた初めに総理府の方にお伺いをしておきたいと思っております。恩給法の審議のときにいつも問題になっております。例の「かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等にかかる戦後処理の未解決の諸問題については、人道的見地に立って検討すること」という附帯決議であります。先日も一遍御答弁いただいたことがありますが、きょうもこの問題について、実際問題としてどういうふうに政府としては取り組んでこられたか、この点についての御答弁をいた

だきたいと思っております。

○国務大臣(中西一郎君) 先般も若干お答え申し上げたのでございますが、ともかくこれは真剣に取り組まなければいけないということで、事務当局も私も含めて検討を続けております。丹羽総務長官からも引き継ぎを受けたということでございます。

そんなことでやっておりますのでございますが、一つの中国という関係になった経過もありまして、日台間だけで解決はできないという問題もございまして。そんなことと、それからほかの地域、韓国とか北朝鮮の問題もございまして。そういう地域とのバランスの問題、そういう問題とをどう解決するか。ともかく解決したいという気持ちには変わりはないんです。今申し上げたような問題をクリアしていかなければならない。先般、先生から大変詳細にわたったお話がございました。そういったことについても、我々は重大な関心を寄せておるところでございます。附帯決議もございまして、いろんな諸問題をクリアしながら何とか早く結論を出したい、かように思っております。

○峯山昭範君 これは長官、五十七年度から二回にわたりました。当委員会の附帯決議にもなっていることでもありますが、ぜひともこれは、簡単に結構ですから、この問題解決のためにも一回よく検討するというふうなきちつとした御答弁をいただいております。思っています。

○国務大臣(中西一郎君) これは総理府総務長官だけとしてでなしに、諸先生方もそれぞれ何かしたいという御希望、熱意をお持ちだと思っております。私も一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

○峯山昭範君 それでは、これは外務省にお伺い

先日も伺いをいたしました。欧米各国が自国の軍隊において勤務中負傷もしくは疾病にかかった外国人または戦死した外国人の遺族に對しかなる措置を行っているかという問題につきまして、これは外務省でも調査をするということで委員会の質疑のところで出ております。大体の概要の調査が終わっているようでございますので、こゝでその調査の概要について御説明願いたいと思ひます。

○説明員（瀬崎克己君） お答えさせていただきますが、欧米等におきまして外国国籍を持つて兵隊さんあるいは軍属の方が従軍中に戦死された、こういった事例につきましてはその国によりましていろいろ方法は違つてございしますが、年金あるいは一時金を支給しているということが調査結果判明しております。

この一時金、年金につきましては、同じ国籍の方々に對する補償よりも若干額が少ない場合あるいは全く同額の場合というように、各国の対応はばらばらでございすけれども、国籍の相違によつて何らの補償がなされなかつたということではございせん。国籍は違つておりまして、その国のために戦死されたという方につきましては、何らかの形で補償がされているというのが私どもの調査の結果でございす。これにつきましては、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、西独等の事例を調べたわけでございすが、ただいま申し上げましたような形で処理されているということでございす。

○峯山昭範君 ただいまの問題につきまして、これは参事官、私、資料をいただいているわけでありまして、具体的にそれではこの資料に基づいて伺ひます。できまして、これは、この際、会議録に残しておきたいと思ひますので、詳細にお伺ひしておきたいと思ひます。

○説明員（瀬崎克己君） アメリカの例でございますが、米國につきましては、米軍の構成員でありまして、戦時中その職務の遂行に際し、負傷し、もしくは疾病にかかったことにより、一九五七年一月一日以前に死亡した者の遺族または機能障害等を生じた者につきましては、國籍のいかんを問はず遺族年金、障害年金等が支給されております。

さらに、第二次大戦中のフィリピン連邦政府軍構成員、これは米軍司令部によりましてゲリラ部隊と認定されている方々も含まれるわけでございすが、フィリピンの偵察部隊員であつて同様に死亡した者の遺族または機能障害等を生じた者に對し、米軍構成員である場合には埋葬料も支給されているといふことでございまして、遺族年金または障害年金が支給されております。

それから支給されております年金の種類、額につきましては、その者が米國国籍を持つているかあるいは外國国籍によりまして、特に差別はないのがアメリカの制度でございす。ただし、フィリピン連邦政府軍構成員及びフィリピン偵察部隊員につきましては、先ほど申し上げました遺族年金または障害年金以外の通常の恩給等は支給されておらず、支給される遺族年金または障害年金の額もアメリカ軍の構成員の場合の二分の一になつております。

所管官庁は、退役軍人局でございす。それから認定につきましては、退役軍人局またはその権限を委任された地方の事務所が請求者の申し立てに基づいて受給資格の有無、受給額の認定を行っているといふことでございす。

それから支払いの方法でございすが、これは小切手または受給者が指定し、退役軍人局長官が同意した方法で支給されております。フィリピンの場合について申し上げますと、フィリピンの在任者に対しては現地通貨のペソで支払われて、その他ののが実情でございす。

○峯山昭範君 それでは次に、イギリスはどうな

っているか、イギリスについて伺ひします。

○説明員（瀬崎克己君） イギリスの場合でございますが、イギリスの場合につきましては、第一次大戦、それから一九三九年九月以降、いわゆる第二次世界大戦でございすが、英國の軍隊の任務に従事し、その任務に従事したことによりまして障害者となりまたは死亡した場合には、戦争年金制度によりまして本人または遺族に障害年金または遺族年金が支給されております。年金の受給要件には國籍は入つておりませんが、英國の旧植民地、旧領土の住民はもちろんのことでございすが、例えばアメリカの國籍を持つていての方であります。障害または死亡と認定される場合には年金または一時金が支給されております。

それからイギリスの場合も、年金、一時金の額は、國籍のいかんによりまして差別がないといふことになつております。

それから第一次大戦中及び第二次大戦中に英國の軍隊等の任務中に負傷し、または死亡した者に係る支給につきましては、所管官庁は保健社会保障省が所管しております。ただし、インド独立以前のインド軍將校及び下士官として勤務中に負傷または死亡した者に係る支給は外務省が所管しております。

受給資格の認定につきましては、保健社会保障省または外務省が請求者の申し立てに基づいて行つてゐる模様でございす。

支払いの方法につきましては、本人あてに銀行小切手、ポンド建てが郵送されている模様でございす。

根拠法といたしましては、一九七七年に制定された社会保障法、それから一九七八年に制定された陸海空軍等（戦傷病者戦没者）年金根拠法がございす。

以上でございす。

○峯山昭範君 それでは次に、フランスの例をお願いいたします。

は、御案内のように、外人部隊というのが制度的に確立してございまして、この面で法制もかなり整備されていることがわかつております。

アルジェリア、モロッコあるいは旧植民地でありましたブラックアフリカの仏軍に軍人軍属として勤務し、負傷した旧領土住民または戦死した旧領土住民の遺族につきましては、その國が独立した後も原則として軍人恩給、年金等の支給が行われております。

額の算定につきましては、物価、公務員給与、軍人給与等を考慮いたしまして年金額の再評価を行つておりますが、独立後の対象となる旧領土国民に對しましては、それぞれの國の事情が異なるものでございすので、その都度個別に協議しております。支給される額はフランスの場合よりも少ないといふことでございす。

それから所管官庁でございすが、予算省恩給局が在郷軍人省等の協力を得て所管しております。

受給者の範囲、認定につきましては、フランス人の場合と同様に書類審査により決定しております。給付金の支給方法は、フランスと各國との協議により決定しております。

根拠法につきましては、傷病軍人及び戦争犠牲者の恩給に関する法典がございす。

以上でございす。

○峯山昭範君 それでは次に、イタリアについてお願いいたします。

○説明員（瀬崎克己君） イタリアにつきましては、一九四七年に連合國との間に締結いたしました平和条約第十四条附屬書第八項の規定に基づきまして、割譲地域における継承國民の文官または軍人の恩給支払いに引き続き責任を負ふことになつております。この結果、ソマリア、エリトリア及びソマリアの旧植民地住民でございまして、イタリアの軍人軍属として勤務中負傷し、または疾病にかかった者または戦死した者の遺族に對しまして年金が支給されております。國籍が要件になつ

ておりませんで、イタリア国籍の人及び外国国籍の方につきまして全く差異はございません。

所管省庁は、外務省でございます。

受給資格の確認に必要がある場合には、在外公館におきまして特別の委員会を設けて処理しているということでございます。

なお、年金の支給につきましては、在外公館を通じて支払われております。

法律につきましては、一九五五年法律第百十七号、旧リビア及びエリトリアのイタリア行政機構に所屬していたリビア及びエリトリア出身の文官及び軍人に対する年金及びその他の補償措置に関する支払い、それから一九五七年に制定された旧イタリア領ソマリア政府のもとで従軍したソマリア出身軍人に対する一九五五年法律の規定の適用に関する法律、それから一九五七年に制定されたイタリアに移送され、イタリア国家行政機構において雇用された旧属領軍人に対する年金及びその他の退職手当の支給に関する法律、以上でございます。

○峯山昭範君 それでは最後に、西ドイツについてお願いします。

○説明員(瀬崎克己君) 西ドイツでございますが、西ドイツにつきましては、一九五九年にルクセンブルク、一九六二年にベルギー及びスペイン、それから一九六三年にはオーストリアとの間で戦争犠牲者に関する条約を締結しております。

したがって、今申し上げました国の国籍の方であります、ドイツ軍で勤務中負傷し、または疾病にかかり、あるいは戦死した方々の遺族につきまして、関係条約の規定に基づきまして年金が支給されております。ベルギーにつきましては、西ドイツはベルギーに対して給付金を一括して交付しております、ベルギー側が受給者を認定し、毎年給付金を支給しております。

なお、条約が締結されている場合以外につきましては、一般に外国に居住する外国人につきましては、西独の国内法がございまして、これは連邦援護法という法律でございますが、この連邦援護

法による援護を受ける明文の権利は与えておりません。しかしながら、各州におきまして連邦援護法第八条に基づく裁量行為をいたしまして、連邦労働社会大臣の同意を得まして外国に居住する外国人に対して援護を与えております。援護の内容につきましては、基本年金のほか、場合によっては、さらに機能回復、患者処置手当、戦争犠牲者扶助がございまして、具体的な金額につきましては、それぞれの方が居住をされております国の生活レベルを勘案いたしまして、一九七〇年の連邦援護調整法の金額を基準に支給されております。

援護の認定及び実施は、各州政府が連邦労働社会大臣の同意を得て行っております。

なお、援護を受けるため、申請者は各州援護局に対しまして、軍務、戦死、負傷等に関する書類を提出いたしまして申請しております。各州の援護局は、例えばハンブルクの援護局について見ますと、米国担当というぐあいによつて国別の管轄が定められておりまして、傷病者が申請者である場合には、その疾患及び負傷が直接に戦争に基づくものであるかを当該国にある西ドイツ大使館の委託を受けた医師によって診断させまして、その診断書に基づいて認定しているようでございます。

支払の方法でございますが、これは銀行口座または郵便口座に振り込んでいくということでございます。

なお、法律につきましては、戦争犠牲者の援護に関する法律、一九五〇年に制定されたものがございまして、

○峯山昭範君 総務長官、欧米各国の外国人の傷病者に対するそれぞれの調査の結果を見まして、相当いろんな角度から、法律を制定し、あるいは援護をしている様子がよくわかります。そういうふうな意味で、私たちも、この間の裁判の結果から見ても、現在法律がないわけですから、これは何らかの法的措置をしなければならな

いと思うわけです。したがって、これから私

が質問をいたします。

この間もちょっと質問いたしました、これは台湾の元軍人軍属の皆さんの問題とか、あるいは北朝鮮の皆さんの問題等たくさんあります。

そういうような問題もやっぱりきちつと解決しなければならぬ、そういうふうに私は思うんですけれども、今の諸外国の法律等の様子を聞かれます、まず総務長官の御感想を一通聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(中西一郎君) ともかく各国がそういう配慮をしておられることは、国としての責任を踏まえての措置だろうと思ひます。そういう意味では、日本も国としての責任を感じておられると思うんですけれども、今までそれが解決されてないという状態でございますので、制度的な困難があるかもしれません、それを克服する努力をいたしたいと思ひます。

○峯山昭範君 どうも総務長官、本当に歯切れが悪い。やっぱり総務長官は、少なくとも今ここでは政府の代表なんですから、諸外国の様子を見ても責任を感じておられると思うんですけれども、何のじゃなしに、何か第三者が、どこかよその人が思っているみたいな感じじゃなしに、責任を感じております、これはまことに申しわけない、何とかせよいかぬということだけで本当はいいんです。そのことは、またこれからおいおい質問していきたいと思ひます。

そこでまず、具体的に幾つか伺ひしておきたいと思ひますが、台湾の元日本軍人軍属の皆さんのことについて具体的に伺ひしておきたいんですが、いわゆる日本の軍人として召集された人、これは軍人、軍属、両方あると思ひますが、どの程度の人数だったんですか。

○説明員(森山喜久雄君) 厚生省で把握しております数字を申し上げますと、陸海軍合わせてございしますが、軍人が八万四千三百三十三名、それから軍属が十二万六千七百五十名、合計二十万七千八百十三名でございます。このうち、亡くなられたものが三万三千六百六十六名でございます。したがって、

で、残りの復員された方が十七万六千八百七十七名ということになっております。

○峯山昭範君 厚生省は、これらの数については現在もずっと調査しておられるんですか。

○説明員(森山喜久雄君) これは、私の方で名前も把握しております。

○峯山昭範君 私伺ひしましたのは、今まで委員会ではお亡くなりになった方が三万三千四百人と聞いていました。今の御答弁、六人とおっしゃいましたね。二人ふえていきます。これはふえたんですか。

○説明員(森山喜久雄君) はい、ふえたんです。○峯山昭範君 それで、軍人の方が二千四百六十六人、それから軍属の方が二万八千五百五十八人と今までの委員会では御答弁いたしておりましたが、どちらの方が二人ふえられたんですか。

○説明員(森山喜久雄君) これはその後また調査をやっております、その結果、亡くなられた方でございますが、軍人が二千四百六十六、軍属が二万八千五百六十ということで二名ふえたわけでございます。

○峯山昭範君 もう一回確認しますが、お亡くなりになった方の名簿というのは、これは三万三千六十六人についてはきちつとしていくわけですね、厚生省の方で。

○説明員(森山喜久雄君) ございます。それで、このうちの二万数千名は、これは日中国交回復前に台湾政府とすり合わせもしてございます。

○峯山昭範君 それから傷病者の数、これはどうなってますか。

○説明員(森山喜久雄君) 傷病者の数でございますが、これは残念なことでございますけれども、私の方に記録の保管がございまして、つかんでおります。

ことですが、これはどういふいきさつでふえたん
ですか。それで、その手続とか、やり方とか、調
査の方法はどういふふうになっているんですか。
○説明員(森山喜久雄君) これは、実はその後、
また台湾の方から交流協会を通じて名簿が出
てまいりまして、それを私の方の資料という方
で照合したり、それから私の方で把握してない方
でも、個人でいろんな資料をお持ちの方がござ
いまして、そういう資料をまたそれに添付されて出
してこられてまして、そういうことで厚生省はこ
れは間違いないと認定したわけでございまして、
そういう関係で二名動いたということでございま
す。

○森山昭範君 ということは、亜東協会、それか
ら交流協会を通して厚生省に申請をするなり、そ
ういう書類等を送ってくれば日本としては正確に
確認ができる、そういうことですか。

○説明員(森山喜久雄君) 確実に確認できる方も
ございまして、資料が不足でもちとどうかと思
うのもございまして、大体は認定できるの
ではないかというふうに考えております。

○森山昭範君 それから元軍人軍属の皆さんの未
払い給与の問題というのが時々取り上げられま
すのですが、この未払い給与ですが、その人数とか
金額とかいうのは大体どういふふうになってお
りますか。

○説明員(森山喜久雄君) この未払い給与でござ
いますけれども、これは復員されるときに、外地
から日本を経由してお帰りになったというよう
な方は全部そこで精算したわけでございまして、
も、南方なんかでは終戦後、台湾人だけ別に収容
されまして、別途台湾の方にお帰りになったとい
うような方がございまして、これは給与の精算が
できていないわけでございまして。

それで、私の方で、昭和二十六年ごろから二十
九年ごろにかけてまして、東京法務局に未払い給与
を全部供託したわけでございまして。これは旧軍関
係の仕事でございまして、なるべく早くそうい
うものは整理しようということをやったわけでござ

いまして。

件数を申し上げますと、生存者の分が四万七千
百六十九件、金額にいたしまして六千五百五十八
万二千八百四十四円。それから死没者の場合、こ
れは給与と遺骨の引き取り、埋葬経費というよう
なものが入っているわけでございまして、これが
一万四千九百三十三件、千六百三十四万三千四百六十六
円でございます。これを合計いたしますと、六万一千
二百六十二件の八千九百九十二万五千八百九十
円でございます。

それで、供託ですから還付ということが必ずあ
るわけでございましてけれども、この問題につきま
しては、やはり請求権の問題なんかがございまし
て、これは私もただけではなくて、郵政の方にも
軍事郵便貯金とかそういったものがございまして
で、そういう関係各名とも御相談しながら、どう
いう処理をしていくか検討してまいりたいという
ふうに考えております。

○森山昭範君 今の六万二千二百六十二人、これら
の方々の名前がみなわかつていっているわけです
ね。

○説明員(森山喜久雄君) 供託してございまして
は、全部名前もわかつていっているわけでございま
す。

○森山昭範君 供託されたのは、いつでございま
すか。

○説明員(森山喜久雄君) 昭和二十六年から二十
九年にかけてまして、たしか八回ぐらいの回数で供
託してあると思っております。

○森山昭範君 三十年以上も供託しておられるわ
けですね。いすれにしても、この問題も早急に解
決しなければならぬ問題です。

それで次に、軍事郵便貯金の支払いの問題が
あるわけでありますが、これは口座数とか金額等
はどういふふうになっておりますか。
○説明員(神岡篤司君) お答え申し上げます。
台湾住民の方々が持っておられます軍事郵便貯
金でございまして、これは決算がまだ終了してお
りませんので、五十八年三月末で申し上げます
と、口座数にいたしまして約六万口座、金額一億

九千九百万円が現在高、こういうことになってお
ります。

○森山昭範君 六万口座と今おっしゃいました
が、口座の内容、これは個人別に名前が全部わか
っているわけですね。

○説明員(神岡篤司君) この軍事郵便貯金全体で
申し上げますと実は七十三万口座ございまして、
この台湾の軍事郵便貯金につきましては私もど
も原簿を持っておりまして、熊本なんでもござい
ます、そこで預金者の氏名あるいは住所あるいは旧
所屬部隊名というふうなことから七十万口座を全
部調べまして、調べましたものを多分これが台湾
の方々のものであるというところで推測をした部
分がございまして、そういった意味では完全に六
万口座が台湾の方々に一致するというにはま
いらない部分もあるかと存じます。

○森山昭範君 そうしますと、この際ですからお
伺いしておきますが、軍事郵便貯金口座、いわゆ
る七十三万口座というものは、これは現在でも大分
未処理になっているんですか。

○説明員(神岡篤司君) 軍事郵便貯金、日本人の
方のものにつきましては、今でも支払いの請求が
ございまして、請求のある方については少しづつ
でございまして、払っているところがございます。

○森山昭範君 現在、未処理の分がどのくらいあ
るんですか。

○説明員(神岡篤司君) 同じく五十八年三月末現
在でございまして、口座数として七十三万口座、
現在高にいたしまして十七億九千九百万円、こう
いうことになっております。

○森山昭範君 これは軍事郵便貯金ですから、す
べて戦時中の金額ですね。それにずっと利子を足
してきた分がこうなるわけですね。

○説明員(神岡篤司君) この軍事郵便貯金は、先
生も御承知のとおり、通常貯金でございまして、
終戦時の金額に通常貯金の利子を加えて、俗
な言葉で申し上げますと利盛りと申しますが、年
利盛りをした金額が先ほどの台湾の方々は約
二億円、全体として申し上げますと、先ほどの十

七億九千九百万円というふうな数字に相なるわけ
でございます。

○森山昭範君 これは国籍が違っても一般郵便貯
金と同じなんですよ。ですから、台湾の人が日
本で請求したら返さないといけない分ですか。

○説明員(神岡篤司君) 先生のおっしゃるとおり
でございまして、外国の場合でありまして、貯
金通帳をお持ちになればお支払いということ
は可能なわけでございまして。ただ、台湾の問題に
ついては、先ほど来先生もおっしゃっております
ような非常に難しい方向に事実関係もなっている
わけでございまして。この軍事郵便貯金も、日本と
台湾の間の全体的な財産請求権との関係がござ
いまして、この特別取り決めにいたしましてとい
ううちに、昭和四十七年に日中国交正常化とい
いますか、そういったことになりましたものです
からそのまま未解決になっておる、こういうこと
でございまして。

○森山昭範君 いすれにしても、この問題も解決
しなければならぬ問題であろうと思っております。
それから元台湾総督府に勤務しておられた
官吏あるいは教職員、警察官、いわゆる文官の皆
さんに対する恩給の問題、これは現実の問題とし
てどういふふうになっているのかということ、あ
るいは年金、一時金等どの程度と見込んでおられ
るのか、人数等も大体どういふふうになっている
か、現状を御説明願いたいと思っております。

○政府委員(和田善一君) 台湾出身の方の恩給の
問題でございまして、昭和二十七年の平和条約の
発効までは台湾に本籍を有する方もなお恩給権を
有していたわけでございまして、平和条約の発効
によりまして日本国籍を失われたので、それ
以後恩給権は失われたわけでございまして、失権
するまでの未支給分というのがございまして。
これにつきましては、中華民国の住民が有する
債権の処理は、「日本国政府と中華民国政府との
間の特別取極の主題とする」、御承知のとおりそ
ういうことになっておりましたのが日中共同声明
でこの日華平和条約が効力を失いましたので、以

来その未支給分の処理が問題となるわけでござい
ますが、これは先ほど厚生省の方から御答弁ある
いは郵政省から御答弁がありましたような未払い
給与あるいは郵便貯金等と歩調を合わせていかな
ければならない、こう考えている次第でございま
す。

それで、その人数あるいは所要額等ございま
すが、終戦時に台湾総督府等の文官として年金た
る恩給を受けていた方、既に権利が発生しておら
れた方が、普通恩給が八百十五人、扶助料が
二百六十二人、増加恩給五人ということで、一千
八十二人おられたわけでございします。このほか
に、まだ恩給の請求をなさっておりませんでした
けれども、終戦時に既に資格があったらうと思わ
れる方の推計が、普通恩給につきまして三千五百
四十一名、一時金につきまして五千二百九十二名
という一応の推計がございします。以上、これらを
全部合わせまして、推計の所要総額は約二億五千
万円であらう、こういうふうになっております。

○**山崎昭範君** これも早急に解決しなければい
ない問題だと思ひます。
それから台湾記号郵便貯金というのがあるん
です。これは現在どういうふうになっているのか。
その口座数とか金額等は現在どうなっているか。
これも伺ひしておきたいと思ひます。

○**説明員(神岡篤司君)** お答え申し上げます。
台湾記号の郵便貯金につきましては、実は我が
国に原簿がございしません。ございせん、これは
当時の決算の資料、そういったものから計算を
いたしておるのでございしますが、同じく五十八年
三月末現在で口座数が二百四十二万口座、現在高
では九千八百万円、こういうことになっているわ
けでございします。

○**山崎昭範君** この原簿は、どこにあるんです
か。
○**説明員(神岡篤司君)** 原簿は、台北の貯金管理
所というところへございします。

○**山崎昭範君** いろいろとずつとお伺ひしていま
しりましたが、これは総務長官、こういうふう

うな一つ一つの問題を考えてみますと、総務長官
がおっしゃいますように、総理府だけの問題でな
いというの事実であります。各省にまたがって
おります。

そこで、これは当委員会でもこの問題について
何回か質問が行われているわけでありましたが、そ
のときに政府側の答弁として、民間団体であ
ります交流協会とそれから台湾側の亜東関係協会
を通して、これらの問題をどういうふうにして処
理するかということをお台湾側の意向を照会してい
る、そういうような答弁がずっと続いて、交渉は
それなりに続いているというふうな答弁があるわ
けであります。これは亜東関係協会あるいは交
流協会を通しての交渉のぐあい、最近の折衝の状
況、これはどういうふうになっているのか、これ
はどちらの方が担当かわかりませんが、伺ひし
ておきたいと思ひます。

○**国務大臣(中西一郎君)** 現在、いろんなルート
で、今答弁ございましたような調査もできておる
というところでございします。私どもの方としては、
その情報は正確につかんでおりますが、それだけ
で解決ができるのかどうか、もう一つ先の話につ
いて、私どもは先ほど来申し上げた手続的にクリ
アしていくための方策というものを今模索してい
るというのが現状でございします。

○**山崎昭範君** 模索しているというだけではこれ
はどうしようもありませんし、我々も、各党大
賛成の皆さんが多いわけでありまして、それな
りの法的措置もきちっとしなければいけないと思
ひます。

戦後四十年にならうとしております。そういう
ふうな意味で、そういう関係の方々は大変高齢に
なっているわけでありまして、先日も伺ひしたと
ころによりますと、特に恩給の問題につきまし
ては、そういう方々も非常に高齢に達しておりま
して、しかも同僚の皆さん方が、戦争に駆り出さ
れて、それで死ぬときには天皇陛下万歳と言つて
死んでいった、日本人として、日本の国民として
戦つて死んでいった、皆さん方どう考えておりま

すか、こういうふうな結められますと、これは本
当にどうお答えしいいかわからない。

それで、実は裁判所で判決がどうのこうのとか
ござい、言つたにしても、結局、そういうよう
うなことよりも、日本の政府はこういう問題につ
いてやる気があるのかないのか、どっちなんだ、
やる気さえあればどうにでもなるじゃないかと
いうふうなことが返つてまいります。確かに言われ
るとおりでありまして、これは総務長官を先頭に
して、関係大臣と早急に話し合いを進め、行政
側、立法府側力を合わせて、それぞれいろんな難
しい問題もありまして、そういうふうな問題
を解決する、そういうふうなきつとした方が
いいのじゃないかというのが一つ。

それからもう一つは、亜東関係協会との話し合
いについても、こちらの方も窓口をある程度絞つ
て、それでそれなりの進め方をきつとした方が
いいのじゃないか、そういうふうな思っているわ
けでありまして、総務長官のこの問題に対する御
所見をお伺ひしておきたいと思ひます。

○**国務大臣(中西一郎君)** 山崎委員おっしゃると
おりに理解をいたしております。

まだ、こうしておるといふことをこの場で申し
上げるわけにはまいりませんが、それなりにいろ
んなルートを通じて、模索というふうな漠然とし
たようなことを申し上げましたが、具体的に接
触はしている、道を開きたいという努力をしてお
るというところは申し上げることができまして、一昨
日もお答えしましたが、日本人の心が問われてお
るという理解をいたしておきまして、努力をいた
したいと思ひます。

○**山崎昭範君** それでは次に、シベリア抑留問題
についてお伺ひをしておきたいと思ひます。

この問題につきましては、一昨日も水上参考人
の方からお話がありましたし、また先日の衆議院
における議論も伺ひしているわけでありまして
が、これは衆議院における議論並びにシベリア抑
留に関する現在までの経過について、おわかりに
なっているところだけで結構ですが、御説明願ひ

たいと思ひます。

○**政府委員(荒河徹映君)** シベリア抑留者の問題
につきましては、繰り返して恐縮でございすけ
れども、戦後の処理といたしましては、恩給法上
倍の期間の計算をするとか、あるいは戦傷病者戦
没者遺族等援護法等の措置でやつてきたわけで
ございすけれども、ソ連のああいふ国際条約違反
の行為でシベリアの非常に悪条件のもとに抑留さ
れて重労働に服した、こういうふうな事情がござ
いまして、関係の方々のこれに対する補償等々の
御要望が出てまいつたわけでございします。

そういう状況を踏まえまして、政府としては四
十二年をもつて戦後処理問題は終結したとしてお
りましたけれども、他の恩給資格者の問題、さら
に在外財産の問題とあわせまして、戦後強制的抑
留者の問題も戦後処理問題懇談会におきまして御
検討を願つておるといふことで、現在この問題につ
きましては戦後処理問題懇談会におきましてい
ろいろ意見の交換が行われておるといふところで
ございします。

関係の方々いろいろ御要望がございまして、そ
の労働に対する補償をやるようにとか、あるいは
遺骨の収集とか、あるいは参拝とか、そういう
ふうなことも政府として措置してもらいたい、こ
ういうふうなことが関係の方々から出ておるわ
けでございします。

全体の状況といたしましては、五十七万五千人
の日本人がシベリアに抑留をされまして、約五万
名の方が亡くなられて、六万人余りの方が一たん
入所いたしましたけれども、健康上の理由等から
また旧満州等に送り返された、こういうふうなこ
とでございまして、実際上向こうで抑留をされま
して日本に帰還された方は四十数万人という
ことであらう、かように把握いたしております。

○**山崎昭範君** これは事務的な問題として結構で
すが、この戦後処理問題懇談会の結論というの
は、これは大体六月いっぱいぐらいをめどにし
ておられるんですか。

○**政府委員(荒河徹映君)** いままでということ

はなかなか申し上げにくいわけでございます。というのは、現在いろいろ意見交換をしておられる段階でございます。びたりいつまでという状況ではございません。

ただ、初めの開催のときから大体二年ぐらいで懇談会としても意見を出そうではないか、二年ぐらひはかかるのではないかといいことで参つております。したがって、この夏ぐらひまでには御意見がいろいろ出るのではなからうか、かように期待をいたしております。六月末といひますと、ちょうど九二年ということにもなるわけでございますし、それからさらに委員の先生方の言っておられますのは、それくらひまでに出ればちょうど現在の総務府総務長官に意見も出せるしというふうなお気持ちはあるようでございますけれども、いろいろ意見を交換しなおられますと、非常に難しい問題、それから関連するいろいろな問題がございますものから、今の時点でも六月末までにびたり意見を出せるかどうかなかなか難しい、こういう感触をお持ちの先生もおるようでございます。

○峯山昭範君 これは予算の問題もありましようし、七月一日から総務府が充足する関係もありましようし、そういうふうな意味でどういふふうになるのかなというふうに感じていたわけでありましよう。それで、これはどういふふうになるんですか。七月一日以降に持ち越しになった場合には、新総務府長官を官房長官が兼任されることになるんですね。そういうふうになると、今度は担当大臣またかわられるわけですか。そこら辺のところも含めまして、これからの取り扱い等含めてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(荒河徹映君) 確かに、総務府総務長官の私的諮問機関、こういうことで始めていたわけでございます。仮に七月一日以降に御意見の出されるのがおくれるというふうなことになる場合には、新総務府の所管大臣は今度は官房長官ということになりますので、技術的にびしやうとどういふふうにするべきか、六月中にお寄

せただけかもしれないということもありまして、まだ事務的に十分詰めておりませんけれども、そういう仮に七月一日以降ということになりました場合には、各メンバーの先生方の御了解を得ながら新総務府を所管される官房長官に御意見はお寄せいただくように改めてお願いをし直すとかいふふうなことが必要か、こういう感じはいたしておきます。

○峯山昭範君 そういうことになってきますと、やっぱりこの問題はいろいろな問題をやらんでいいますから、きちっとした審議会にしておいてもらいたいという気がするわけですが、何となく、そこら辺のところを抜いては物が言にくいような感じがしましてね。答申とか結論とかいうことになると、やっぱり法律的なことになるわけですから、ですから、いずれにしても、そういう問題は別にしまして、これは非常に大事な問題でありますので、政府としても本気になって取り組んでいただきたい、こういうふうな考えをしております。そこで、このシベリア抑留者の問題というのは、これは本場に当委員会におきましても相当長期間にわたって取り上げられておりますし、私たちの衆議院の瀬野さんも相当前から取り上げておりますし、参議院におきましても質問主意書でうちの二宮議長が出されたいきさつもありましようし、そういうようなものを全部見ましても、非常にソ連の強制抑留者の方々の要求の切実さというのをしみじみと感じるわけでありましようが、きょうはここで幾つかの点を確認し、また御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

まず初めに、過去の政府側の答弁でも、当時の官房長官の答弁等もあるわけでありましようが、政府側の本問題に対する基本的な認識として、ソ連側が国際法上認められている法規、慣例に違反しておったということについては私は明白な事実であらうと存じます。こういうふうな官房長官は答へになつてゐるわけでありましようが、ソ連側の条約違反というこの認識については現在も変わらないと思ひますが、この辺の御認識はどうですか。

○政府委員(荒河徹映君) 国際法上の問題でございますので、ちよつと私どもの方からお答へするのが適當かどうか存じませんが、戦争捕虜に關しますところのヘーグの陸戦法規等の国際法にない國際慣習法、そういうものに明らかに反した行為である、こういう認識は変わりございません。

○峯山昭範君 したがって、抑留者の方々は、不當な抑留あるいは苦役に対し、補償請求権をソ連に對し持つていたわけでありましよう。それが、昭和三十一年十月の日ソ共同宣言で国交回復した際に當時の日本政府が請求権を放棄したわけでありましようから、たしか六項だと思ひますが、いわゆる請求権の相互放棄事項で、そこで、私の判断では、その放棄した責任を日本政府がこれはとるべきである、私はそういうふうな思ひをしておりますわけでありましようが、そこら辺の問題についてお答へできる人はいるんですか。

○政府委員(荒河徹映君) まさに外務省所管の條約上の問題でございますので、あるいは私からお答へするのが適當でなく、また完全に正確なことであるかどうか存じませんが、いろいろ私も勉強したあれで申しますと、日ソ共同宣言によりまして、相互に國としての請求権の放棄は行つておるわけでございます。ただ、シベリア抑留者の關係の方々、その方々の個人としての請求権というものは残るけれども、國といたしましては、そういういふゆる國民に對しますところの外交保護權というものの行使、これを今後しない、そういう意味での請求権の放棄、こういうふうな條約上の考え方によるものの方でございます。

○峯山昭範君 實は、外務省お見えになつておりましたけれども、急な用事がありましてお歸りになつたそうですから、この問題は別の機会にいろいろ質問したいと思ひます。いづれにしても、これは総務長官、この問題もはつておけない問題で、この問題も早急に解決できるように総務長官としても御努力をいたしたいと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(中西一郎君) お気持ちはよくわかりますし、私としてもいろいろなことを考えています。が、ともかく今七名の委員の方々に真摯に御議論をいただいております。私が今ここで予断を持つて申し上げるというのも失礼でございますし、私の個人的な見解を申し上げるのもいかにがたといふ気がいたしますが、経過はよくわかつておりますので、御趣旨を体しながら結論を出したい、かように考えております。

○峯山昭範君 それでは、恩給法そのものの問題についてお伺いしたいと思ひます。五十八年度予算編成時における大蔵大臣と総務長官との間でのいわゆる了解事項、これについてお伺いしたいんですが、昨年の恩給ペアは遺憾ながら見送りになったわけでありましよう。これは五十七年度の給与勧告が凍結されたことに伴う措置でありましようけれども、本年度の恩給ペアについては、この大蔵大臣と総務長官との了解事項がありましようし、今回の改善はその方針に沿つたものと思ひますが、中西総務長官は丹羽前総務長官からどういふふうな受け継ぎをしておられますか。また、それに対してどういふふうに対処していられるのか。そこら辺のところをお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(中西一郎君) お話の大蔵大臣と丹羽前総務長官との間の了解事項、これは簡単でございますので申し上げますが、恩給ペアの取り扱いについては、昭和五十八年度的人事院勧告が出された場合、恩給の取り扱いについても人事院勧告の取り扱いとのバランスを考慮しつつ誠意を持つて検討する、こういう了解事項でございます。

そこで、五十九年度の予算編成に当たりまして、私としましては、この了解の趣旨に沿ひまして、誠意を持つて検討の上、現在御審議いただいております改正法案を提出していただいた、こういうことでございます。

○峯山昭範君 五十九年度恩給予算の折衝に総務長官は当たられたわけでありましようが、どういふ点に特に重点を置いて折衝をされたのか、そこら辺

の折衝された経過等を含めましてお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中西一郎君) お話のとりの了解事項がございます。それを念頭に置きながら、経済事情の変動に伴って年金、恩給の実質的な価値をできるだけ維持しなければならぬということに柱をしまして、公務員給与の改善を基礎として恩給年額を増額するということが一つでございます。そのほか、戦没者の遺族に支給します公務扶助料についてもかねてから問題がございました。十分とはいきませんでしたが、数歩の前進はできたのではないかと、予算折衝の過程ではさうな理解をして法案をつくったということでございます。そのほか、戦病者の恩給の改善、処遇の一層の充実を図る。さらに、普通恩給、普通扶助料の最低保障額、毎年問題になりますが、その改善等については、これは経済的に弱い立場にある方、特に老齢化ということもございまして、ということで配慮をいたした。こういうことでございまして。

○山田昭範君 五十九年度恩給予算の概要について御説明願ひたいのでありますが、今回かなりな改善措置がとられているわけでありまして、恩給費の対前年度比では六十九億七千二百万円減となつております。これは、そこら辺の理由もあわせて御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(和田善一君) 昭和五十九年度予算におきまして恩給費の総額は一兆七千二百八十八億円でございまして、対前年度の恩給費予算額に比べまして約七十億円、〇・四%の減となつております。対象人員は、二百三十六万二千人ということでございます。

前年度に比べて減となりました理由は、前年恩給のベースアップがございまして、それと、それからベースアップ以外の個別改善につきましても長期にわたる旧軍人の仮定俸給の改善等の真にやむを得ない懸案事項に限って措置いたしましたこととから、五十九年度の平年度化増というものが少額でございました。一方、年金、恩給の受給者数

につきまして、かなりのお亡くなりになる等の失権、減少がありました。そういうことで、本年度はいろいろ個別改善あるいはベースアップ等いたしました。総額といたしまして約七十億円の減となった次第でございます。

○山田昭範君 恩給受給者の今後の推計の見通し等についてお伺いしたいのでありますが、恩給の受給者は、昭和四十四年の二百八十二万五千人をピークといたしまして毎年少しづつ減つていっているわけでありまして、受給者は、五十六年末の推計で七十歳以上の者が文官恩給で八三・四%、軍人恩給で三四・六%というふうな資料が私の手元にはありますが、七十歳以上の皆さん方の占める比率というのが非常に高い比率を占めているようでありまして。

そこで、今後の受給者の推計は大体どういふうになるのか、また高齢者の多い実態を重視した恩給改善のあり方という問題についてどういふうにお考えになつていらつしやるか、あわせて御見解をお伺いします。

○政府委員(和田善一君) 今後の受給者数の推移でございまして、先生お示しのとおり、高齢者が非常に多いというわけでございます。しかしながら、その減少等をどういふうに見込んで推計するかというところはなかなか困難な問題でございまして、けれども、昭和五十九年度予算におきまして見込んだ人員等を基礎として推計いたしますと、昭和六十五年度には約九十九万人、昭和七十五年度は、七十五年度と申しますのは二十一世紀に入つた年でございますが、そのときには約百二十九万人というふうな推計が一応できるわけでございます。高齢者の方がお亡くなりになりますと、その御遺族に普通扶助料がいくというふうなことで、まだかなりの期間受給者数がありまして漸減はいたしますが、かなり長期間続いていく、こういう推計でございます。

それから高齢者につきましてもいろいろな施策につきましては、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、ことしの恩給改善におきましても

いろいろ配慮いたしまして、普通恩給、普通扶助料の最低保障額の改善等いたしましたし、また七十歳以上の長期にわたる旧軍人の仮定俸給を一号上げるといふようなこともいたしております。こういうような考え方は今後とも持ちまして対処していきたいと思ひております。

○山田昭範君 この七月一日に総務庁が発足することになつていられるわけでありまして、恩給局はことしの一月で開局百周年を迎えるわけですね。恩給に関する事務というのはこれは大変大事な事務なわけですね。したがって、総理大臣直属の部局から離れることになるわけでありまして、これは予算要求はもとより、事務の滞りとか、いろいろな問題が出てきてはならないと思ひます。七月以降、総理府恩給局というものは、どういふうに改編されて、どういふうな執行体制になるのか、今までどういふ点が違つてくるのか、そういう点もあわせて御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(和田善一君) 七月一日から総務庁に恩給局が移行するわけでございますが、もちろん恩給制度そのものは変わるわけではございません。恩給の意義や制度については全く変更はございませんし、その運用につきましても変更はないわけでございます。恩給局の組織等が移行するものを理由として変わる、また運用が変わるといふことはございせん。現在の体制のままで、総務庁に組織、人員、そのままで移行するわけでございます。

しかしながら、これは恩給局だけに限りませんが、臨調の答申で行政改革が進められておりました。恩給局につきましても、さしあたっては当面は事務の機械化等を推進し、管理共通部門を含む内部組織の整理統合を行うということになっております。事務の機械化に現在鋭意努力中でございまして、またこの事務の機械化の結果を見まして合理的な内部体制といふものについても検討を続けていきたい、このように考えております。

○山田昭範君 今回の三月改定の理由をお伺いたしたいんですが、今回の恩給改正の実施時期を五十九年三月分からということになっているわけでありまして、五十八年度の恩給ペアが見送られたことを若干これは補うというふうな意味もあるかも知れませんが、私たちは四月実施より三月実施の方がいいわけでありまして、そこら辺はそれなりの評価をするわけでありまして、今回三月改定とした理由と、それから来年度以降これはどういふうな対応をしていくのか、そこら辺のところの関連性を含めて御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(和田善一君) 本年、特に前年度までさかのぼりまして三月実施としたということは、前年度恩給のベースアップがなかったという特別な事情を配慮いたしまして、実施時期を一カ月特例的な措置として繰り上げたわけでございます。恩給のベースアップの実施時期につきましては、昔は十月実施というふうなことがございまして、それが、次第に前進させまして、昭和五十二年度から原則四月実施というところで参っております。これが原則であらうと思ひます。三月までさかのぼらせましたのは、今申し上げましたような特殊事情に着目しての本年度限りの特例的措置であるといふふうに御理解いただきたいと思います。

○山田昭範君 今回の恩給ペアは、五十八年度の公務員給与の改定を分析した結果に基づき平均二%の改善を行うということになっておりますが、今回の恩給ペアは、今特例的な措置とお話ございましたが、五十九年の三月から六十年の三月までの十三カ月分、そういうことで、理論的には、五十九年の三月分と五十九年度の十二月分とは、その改善率は普通は違うというのがこれは当たり前のことで、今回特に十三カ月分について同一の改善率をとった理由、これは先ほど多少説明がございましたが、そういう点もあわせて再度御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(和田善一君) 本年度のベースアップの率は、従前からやっておりますように、前年の

公務員給与の改定を回帰分析いたしましたして二％アップということを決めたわけでございます。これが前年度まで及んだのはどういうことか、前年度は率が違つてしかるべきではないかというお尋ねでございますが、前年度につきましては、その前の年の公務員給与のベースアップがございませんでしたために、これを機械的に適用いたしますと前年度はベースアップ九十二カ月なしということになるわけでございますが、それではいかうか。恩給受給者等の特殊な御事情等を参酌いたしましたて、本来支障がないところをさかのぼらせるというところでございますので、本年度の二％をそのままさかのぼらせました次第でございますので、この点どうか御了解いただきたいと思ひます。

○**峯山昭範君** 恩給引き上げの根拠というのは、大体何を根拠にして引き上げていらっしゃるわけですか。

○政府委員(和田善一君) 恩給引き上げの根拠は、恩給の実質的な価値を維持することというのが根底にございまして、ここ十年以上、前年度の公務員給与の改定に基づいて、それを指標としてペーシングアップすることですと一貫してまいっております。

○**峯山昭範君** 恩給の引き上げにつきましては、確かに公務員給与が今はほ中心になっているようにございますが、しかし恩給法の二条ノ二を讀んでみますと、「年金タル恩給ノ類ニ付テハ國民ノ生活水準、國家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ變動ガ生ジタル場合ニ於テハ變動後ノ諸事情ヲ綜合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」、こうなっているわけでありますから、何も國家公務員の恩給だけでなくてもいいわけです。そういう点からいきますと、最近ではほとんど機械的にそういうふうになっているような感じがするわけであります。そういうようなことからいへば、もう少しそこら辺のところを考へてもいいのじゃないかという感じもするわけですが、そういう点も含めまして、もう一遍お伺いしておきたい

いと思います。

○政府委員(和田善二君) 根拠条項は、先生お示しのとおりでございます。経済上の諸事情を総合勘案して改定を行うべきであるというこの二条ノ二の規定に基づきまして、今まで私どもの考えといたしましては、結局公務員給与の改定ということとがいろいろな経済事情の集約されたあらわれであるというふうに考えまして、これに基づきまして恩給を改定してまいったということでございます。十年以上この方式で定着してまいっておりますし、また恩給と申しますものが公務員を退職された方々の年金であるという点から考えまして、現職公務員のアップを指標としてやっていくのが最も適当であろうと考えて措置している次第でございます。

○**山田昭範君** 扶助料の改定時期の問題についてお伺いしておきたいんですが、今回、扶助料及び傷病恩給につきましては、最低保障額を五十九年三月から改定するほか、八月から再改定する、こういうふうになっているわけですが、八月からの改定は特別の加算によるものでありますが、これも本来は年度当初または五十九年三月から行うべきであると思います。今回、仮定係給の引き上げを従来より繰り上げたことを踏襲して、次年度以降、特別の加算による改定時期も八月より前に繰り上げるよう努力をすべきである、本当は同時というのが一番いいわけですが、そういう点も含めましてお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(和田善一君) 先生お示しのとおり、なるべく前に繰り上げて同時にやるというのが私どもも好ましいというふうに考えておるわけでございしますが、何せ極めて厳しい財政事情のもとでその改善の身をできるだけ充実したものにすゝる、限られた財源の中で改善内容ができるだけ充実させる、その二つの要請の接点と申しますか、それによりまして今回八月となったわけでございます。

なお、今後この種の改善措置につきましては、

その実施時期をどうするか、厳しい財政事情等種種の制約もありますので、諸般の情勢を勘案しながら慎重に対処してまいりたいと考えておる次第でございます。

○**釜山昭範君** 今回、公務扶助料の最低保障額は八月から二万四千円の加算を行う、こういうことになっているようであります。この特別加算につきましては、従来から積算に特別の根拠はない、こういうふうに言われているわけであります。が、五十五年度は八万五千円、五十六年度が五万二千円とかかなりの額になっておりましたが、それが五十七年度が二万一千円、今回が二万四千円、従来の半額以下になっているわけですが、月額十二万円の公務扶助料とするために従前並みの加算を要望したいと思いますが、今回八月から二万四千円を加算することになった経緯、それから次年度以降の対処方針についての御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

つきましては、かねてから旧軍人恩給再出発時以
来の経緯、それから他の恩給とのバランス等を考
え、また御遺族からの御要望等をも踏まえまし
て、その特殊事情にかんがみまして、できるだけ
の増額を図ってまいった次第でございます。

昭和五十九年度におきましては、極めて厳しい財政事情を踏まえつつも、戦没者の御遺族に対しまして処遇をいたしまして、まず一般のベースアップのうちの最も率の高い部分、兵の二・一％というものを持ってまいりまして、まず三月にベースアップをいたしまして、しかしそれにできるだけの上積みをしたいということで努力をいたしまして、八月からお示しのように月額で二千元、年額で二万四千元という上積み、努力の結果、私どもとしてはできるだけのことをしたということでございます。まだ、いろいろ御意見等ございますと思いますので、今後とも、この点につきましては御遺族の御要望等十分承りながら対処していきたいと思っております。

○峯山昭範君　それから次に、今回の傷病恩給の

改善についてでございますが、改正後の増加恩給及び傷病年金の等級間差は、今回の改正によりまして、昭和八年の水準を上回る改善ということになっているようであります。そこで、今後のこの傷病恩給の改善策につきましては、戦前の制度との関係でいかに改善していくのがベストであるかという間差間の問題も検討する時期に來ている、こういうふうに思うわけですが、そういう点も含めまして、この点についての御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(和田善一君) 傷病恩給の年額につきましては、公務傷病者に現存いたします障害についての評価あるいはその障害の与えます影響等によりまして決定されるべきものであるというふうな考えをしております。年額の策定に当たりましては、従来の間差率が常に固定的なものとして先行すべきではなくて、そのときときにおける妥当な年金額がまず決定されまして、間差率はその結果の指数として出てくる、結果的には御指摘のとおり昭和八年間差を上回るといふような結果に現在なってきたわけでございます。

なお、この傷病恩給のこれからの取り扱いにつきましては、社会経済的諸事情の推移を考慮しながら今後とも十分に研究してまいりたい、このように考えている次第でございます。

○**峯山昭範君** 増加恩給と公務扶助料の關係について、お伺いしておきたいと思います。

公務員が公務により傷病となった場合に支給されるのが増加恩給でありますし、その遺族に支給されるのが公務扶助料であります。したがって、両者の関係は密接なものであるわけでありますが、それぞれ目的は違つていてもペランスのとれた関係があることが望ましいわけですが、この点についての御見解もお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(和田善一君) 先生御指摘のとおり、両者のバランスをとることが望ましいわけでございますので、御指摘のとおり、まずベースアップをいたしましたして、その後のベースアップ以外の上

積み、要するに特別改善につきましても兩者をできるだけ平仄をそろえて行かう努めてまいった次第でございます。

○**山田昭範君** 増加恩給受給者の妻の救済の問題について、お伺いしておきたいと思ひます。

増加恩給受給者が早病死した場合、増加非公死扶助料というのが支給されることになっているわけですが、しかしながら、この額は普通恩給を併給された増加恩給年額の二分の一よりはるかに低額であり、問題が多いとされております。普通恩給を併給されております増加恩給が公務扶助料に転給される場合も全く同様の問題が存在するわけですが、その改善を要望する請願や陳情というのがたくさん寄せられております。

重度戦傷病者のため、その生涯をささげた妻に、受給者死亡後、特別の措置を講じてほしいとの請願に対して、かねがね政府は、重度戦傷病者の遺族であるということだけでその扶助料の年額に特別の措置を講ずることは適当ではない、そういうふうな答弁でありましたが、この問題には、増加恩給が扶助料に転給された途端に急減してしまふことによつて残された遺族の生活が激変してしまふことがないようにする観点から救済の必要がある、こういうふうに思ふわけでありまして、そういう点を考えてみますと、これはぜひ再検討をお願いしたい問題でありまして、この点についてのお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○**政府委員(和田善二君)** 増加恩給を受けておられます方が平病死なされたときの増加非公死扶助料の年額につきましては、これは原則は、普通扶助料の年額だけでなくて、それに一定の割り増しをして普通扶助料よりも割り増しをした扶助料を差し上げるという原則があったわけでございます。これは増加恩給という比較的多額の恩給を受けておられた方がお亡くなりになりました、死亡と同時にすつかりそれがなくなつてしまふのはいかにもお気の毒でありますので、普通扶助料よりも割り増しをするという配慮から行つておるわけでございます。これが生前の増加恩給の

二分の一に比べてまだ非常に低いという御指摘もまたあらうかと思ひますが、生前の増加恩給の年額に扶助料の方が一律に比例するというのも適當ではないと思ひます。現在のように普通扶助料に一定の割り増しをする、しかも昭和四十八年一月からは最低保障制度を設けて、現在では九九%の者が最低保障の適用者でありまして、本年の改正におきましても二・一%のペースアップ以外に特別の上積み改善を行うこととしたしておりますが、今後ともこの最低保障額の改善ということにつきましては、公務扶助料等との均衡を考慮しながら検討してまいりたい、このように考えている次第でございます。

○**委員長(高平公友君)** 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

○**委員長(高平公友君)** ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○**内藤功君** まず、戦後問題の処理、この問題についてお伺いしたいと思ふのであります。

最初に、いわゆる戦後問題の処理、あるいは戦後処理問題と言つておりますが、これはどういうことを言うのか。特に、この戦後問題処理の際の基本理念、行政が当たり、政治が当たる場合の基本理念、基本精神といふのはどうあるべきと考えるのか、ここらあたりから御見解を伺いたいと思ふのであります。

○**政府委員(荒河徹映君)** 戦後処理問題と申します場合、これをどうとらえるかによりまして、その範囲というものが非常に広がつたり、また人によりましてかなりの差異が出てくるというふうなことはあらうかと存じますが、昭和四十二年に引揚者に対しますところの特別交付金の支給をも

つて政府といたしましては戦後処理問題についてこれでピリオドを打つという方針が決められた際におきますところの戦後処理と申しますのは、当時の国会におきますところの総務長官答弁におきましても、この戦後処理といふのは、さきの戦争による犠牲に對して国がとるべきであると考えられる措置といふふうにお答えをいたしておるところでございます。私も戦後処理の問題といふのがそういうことであらうかと存じております。

ただ、その際におきますところの基本的な考え方といたしましては、御承知のとおり、さきの大戦に關しましてはすべての国民が何らかの形で多少なれ犠牲を余儀なくされてきておるところでございます。これに對しましてすべて政府がその犠牲を償ふといふふうな措置をとるといふことは、實際上、財政上不可能でございます。大要お気の毒な面はあるかと思ひますけれども、そういう犠牲につきましては、国民の一人一人の方にそれぞれ立場で受けとめていただくを得ないといふことだらうと存じます。

ただ、その中にありまして、特に国が特別な対策をしなくてはならない、その必要があるといふものにつきまして、やはり政府としてこれに所要の措置を講じていくという考え方で参つてきたわけでございます。それが戦後におきましてこの政府がとるべき措置といふことであらうかと存じております。例えば、戦没者の遺族であるとか、あるいは戦傷病者、さらに生活の基盤を全く失いました引揚者等々の方は、一般の国民も何らかの形で犠牲を負つておられますけれども、それを超えまして、特に政府の施策を必要とする方々であらうといふふうなことから、戦後、政府としてそういう措置を講じてまいつてきたところでございまして、戦後処理の基本理念といふものは、そういう点にあるのであらう、かように考えております。

○**内藤功君** こういうふうにお考えになつたらどうでしょうか。

これは、やはり二度と戦争が起きない、日本が二度と戦争に巻き込まれない、もちろん日本は戦争を起さない、このところに強い政治の念願、理念の基礎があるのであつて、その上に国家があの戦争の犠牲者、被害者の方々に補償する、こういう考え方がその上に立っていると私は思ふんです。そして、日本の政治のよりどころである日本国憲法では、前文の、再び政府の行為で戦争の惨禍を招かないようにする、九条の、戦争は絶対しない、十三条の、人間の命の尊重が政治の上で最大に尊重されなければならない、こういうような基本的な原則原理というものがその戦後処理問題の私は基本的な骨格だ、こういうふうに思つてゐるし、今あなたの言葉にはそういうことは出てきておりませんが、根底において私が今言つたようなことをお考えになっているのじゃないかと思ひますが、そういうふうにお考えになつていくことができると思ひますが、この点いかがでございますでしょうか。

○**政府委員(荒河徹映君)** 二度と戦争を起さないといふことが戦後におきます大きな政治の目標であるといふことは、私も事務方からそういう問題につきまして申し上げるのは、大きな政治の問題でございまして不適当かと思ひますけれども、そういう大きな政治の目標、流れといふものがあるという事実は私も存じております。

ただ、それを避けるために戦争による損害を補償するといふのが戦後処理の基本ではないかといふ点につきましては、この戦争に關連し、あるいは敗戦の結果いろいろ受けました国民のほとんどの方のそういう犠牲なり損害といふものを國が補償するといふことは、先ほども申し上げましたとおり、實際問題として不可能に近いわけでございますので、いろいろ政治的な目標といふものはあらうかと存じますけれども、政府として対策を講じます必要のある点は、やはり一般の国民の方々より以上に大きな犠牲を払われ、それによつて生活の基盤等々を失われた方に対して特別の措置を講じていく、こういうことが現実の問題として起

こつてきまず政府の戦後処理の考え方であろう、かように考えられます。

○内藤功君 そういふ前提に立つてお伺いしたいんですが、先般来、軍人恩給についてのいろいろな事例も取り上げられて御議論がございました。また、私もいろいろ取り上げてまいりましたが、特に銃を持って戦った軍人と、それから銃は持たないが日本の本土で空襲のときにバケツを持って戦ったおれたちにはどうしてくれるのだ、こういう声もあります。

それから日赤、旧陸海軍従軍看護婦さんの問題、これは私はしばしば取り上げてきたわけですが、あるときには軍人と同様あるいは軍人以上に危険なところで生命を危険にさらして活動した、こういう看護婦さんたちの慰勞給付金が実現されたことは、大きな私は戦後処理問題の中の前進面だと思ふんです。問題は、これが増額の問題です。やはり一たん出された以上は、これはこの経済情勢の中で一つの生活を支える貴重なやっばり生活の糧になると思うんです。この増額の問題が見送られていることは、こういう恩給法の論議を私が実際に担当してこの委員会の一員としてやるに、甚だ片手落ちの感を常に禁じ得ないでございします。しかも、毎国会の両院の内閣委員会附帯決議で取り上げられ、歴代の国務大臣、総務長官はこれに対して常に尊重を当委員会に約束しておられる問題であります。本年度もこれが見送りにされているということは本当に遺憾なことでありま。

現在、何人くらいの方に、どのくらい金額を支出しておるか、数字をお示しいただきたい。○政府委員(菊池貞二君) 最近の数字でよろしゅうございしますか。五十八年度の慰勞給付金を支給いたしました対象者並びに金額を申し上げますと、旧日赤の看護看護婦が千二百二十九名、慰勞給付金の額が一億四千三百六十九万四千円、それから旧陸海軍従軍看護婦の方々が千三百三十七名、慰勞給付金の額が一億五千九百六十五万五千円、合計

いたしますと支給の人員が二千二百六十六人、慰勞給付金の総額が一億九千四百六十五万九千円というところでございします。

○内藤功君 国の予算の額をそのぐらゐの額ならという言葉を私はできるだけ慎みたいと思ひますが、それにしてもこれは一〇〇としてわずかに九百万、私はこの数字を見るときに、ぜひこの恩給における改善措置だけではなく、戦地で軍人と同様、戦火のもとで命を危険にさらして活動してきた方々のささやかな要求には、ぜひ政治としてこたえていただくように強く要望したいと思ひんです。

総務長官には繰り返しの質問になりますが、これに対するあなたの姿勢を、大体答弁を私は想像はできるんですけども、しかしこういう姿勢で取り組むというのを、この戦後処理の大きな問題としてお示しいただきたいと思ひんです。○国務大臣(中西 郎君) 御指摘の問題は大きな問題であり、また何かの方策をできるだけ早い時期に講ずべきである、そういう性質の問題であるというところはよく理解できます。金額のお話も出ましたが、このことだけとえましますとわずかにございしますが、類似の問題がたぐさんあるというようなこともございします。しかし、といって、ほつておくわけにいきませんから、引き続き検討をさせていただきたいと思ひます。

○内藤功君 次に、もう少し後の方で聞いてもいいんですが、ここでもう少しお聞きしたいのは、いわゆる上薄下厚問題です。

これも先般、同僚議員からの質問に恩給局長のお答えがありました。私は、それでもまだ納得できないものがあるんです。いゝんなに私は当たって見て聞いてみたんですが、国民感情として、確かに戦争で苦勞し、犠牲になった軍人あるいは軍人以外の方に対して国の補償はこれは仕方ない、当然であらう、一般国民が税金で負担をしてそういう方に恩給がいくのはある程度わかる。しかし昔の軍隊というものが解散をし、解体して今四十年近くになるのに、この別表に大將から兵

までの一覧表があつて、その差がこれだけだといふのを見せますと、多くの人はびっくりするんです。しかも、その差は十六倍あつたのが六倍まで減つたというところは、この前進は認めます。しかし、なおかつこういう国民感情があるんです。上級の者ほどその責任は重いという面はないか、はつきり言つて、この格差をもっと縮小するため、政府なり行政当局がもう少し工夫がここできんのかという声は確かにあるんです。これは受け取っている方というよりも、それを実際に税金で負担している国民の中にもあります。この点について、旧軍人の階級による格差の是正はこの程度で十分というふうにお考えになつていのか、さらに検討研究をなされておる状況であるのか、どうお考えになつていのか、局長にお伺いしたい。

○政府委員(和田善一君) 恩給制度と申しましても、が、そもそも公務員の退職当時の俸給を基礎にしまして年金額を算定するといふ基本構造がございします。この基本構造、恩給制度としてその根本を変えようというところは、これは全く別のものになりますからできません。が、今、先生お示しのように、例えば大將と兵の上下格差十六倍を六倍にしたいというふうな努力はいたしてまいりました。過去のことを申し上げればいろいろやりましたことがあつてございします。今後、またベースアップ等におきましては、行政職俸給表の改善傾向、要するに上薄下厚の傾向を分析して同じように取り入れていくというふうな努力は続けられるつもりであります。

それからまた、特に申し上げておきたいことは、最低保障という制度を取り入れたこと、例えば公務扶助料、戦死した方々の御遺族に差し上げます公務扶助料につきましては、これは全部の方が少佐の階級まで上がつてきています。増加非公死扶助料についても同様でございします。これは増加恩給を受けておられるような重度傷病の方がお亡くなりになりましたときに、その御遺族に上る扶助料でございしますが、これも最低保障によ

りまして少佐の階級まで皆が上がつてきておる。それから普通扶助料、普通恩給等とてみましても最低保障の制度がありますので、例えば普通扶助料、普通の御遺族の恩給でございしますが、これをとてみましても、実在職年が最短恩給年限以上ある方々の御遺族に上げます普通扶助料は、最低保障によりまして少佐の階級まで底上げされている。それから普通恩給につきましても、最短恩給年限以上で六十五歳以上の方々をとてみますと、大尉のところまで底上げになつていふことは御理解いただきたいと思います。

○内藤功君 この点のさらに一層の努力を要望しておきたいと思ひます。そこで、行管長官がおいでになりましたので、早速御質問させていただきます。

五月七日に行革審の会議が開かれまして、報道によりまして、行管庁長官が出席されて、行政改革の将来の検討課題として四点、問題提起をされた。一つは危機管理のための政府の仕組み、それから二つ目は統制行政の技術の研究開発の体制、三番目は統制行政の弊害を除くための総合調整機能の強化、四つ目は特殊法人の活性化でございします。これを問題提起されて行革審による検討を求められたと伝えられております。この事実と、後藤田長官の御発言はベーパーになつていのか、あわせてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 七日の日に第四十回目の行革審の会議がございましたので、その席に出席をさせていただきました。今、内藤さんの御質疑の中にありましたような項目につきましては行革審で私が発言をいたしました。それは諮問するとかなんとかという形ではなくて、御検討を一層深めていただいて御意見を承りたいという前提のもとに、したがってまた私の発言は文書によるものではございません。私が立つたまま発言をしたというのが事実でございします。

○内藤功君 そういふことでありますだけに、この御発言はこれだけでは極めて抽象的で、何かあ

るのだとは思ふのだが国民にわからない。

そこで、この際、どのような要請発言をされたのか、特に私は、この四点のうち、一番目の危機管理のための政府の仕組み、このあたりに絞ってどういふふうに発言されたのか、お答えいただきたい。

○国務大臣(後藤田正晴君) それでは、簡単にその日の経過をお答えいたしまして、その後御質疑の中心点についてお答えいたしたいと思います。

最初に、第二臨調の御答申について、臨調御答申のままでないものもあって御意見等もあらうかと思うけれども、現実を踏まえながら最大限の努力をして実現に努めております。この国会も、行革関連法案三十本国会の御審議をお願いしているのですが、だんだん会期も迫っておりますが、政府としては全力を傾けて、国会に御審議をお願いし、成立に向けて精いっぱいやってまいりたい。

こういう一般的なお話をした後、御案内のように、そろそろ六十年度の予算の編成に入りますから、その際には、財政当局は財政当局なりにシリングの問題があるわけでございます。八月の末日までに各省は概算要求を出さざるを得ない、こういう時期でもございまして、来年度の予算の編成作業に入ると相並んで、かねがね第二臨調からお示しの増税なき財政改革、この具体的な方策を、大変厳しい財政状況にございまして、そこで行革審としても一段と御検討をして、できる限り具体的な御意見をちょうだいできればありがたい。

第二番目は、何といっても全体の統治機構の上から見て、行政改革を進めるといふ場合には地方行革というものが大変重要だ、三千三百のうちほとんどやっていただいておりますものもあるけれども、遺憾ながら手のついていない団体もある、これはやはりある程度歩調をそろえてやっていただかなければ成果が上がらない、しかし同時に、この問題は地方分権、地方の自治権の尊重、こういう立場も十分お考えの上でひとつ地方行革についていまいふ踏み込んだ御意見をちょうだいできればありがたい。

がたい。これは予算編成に絡みますから大体七月の十五日ごろを目安にして御意見をちょうだいできれば大変ありがたい。こういうお話をしたわけでございます。

その後で、臨調の御答申を読ましてもらいますと、国政全般にわたって、深淺の度合いの差はありますが、大体各方面にわたっての御意見をちょうだいしておるのだけれども、私自身考えてみまして、この上とも一層深めた御議論をしていただきたと思う点が四つございまして、一つは先導的技術の研究開発について、これは日本の先行きを考えた場合に、せっかく御答申はいただいておりますけれども、もう一歩深く、そして広く御検討をお願いできれば大変ありがたいように考える。

それからもう一点は、最近いろんな問題が起きたときに、例えば対外経済の問題が起きますと必ず四つ五つの役所が大変な深刻な争いになる。なかなか日本に政府全体としての方針がまとまりにくいということがしばしば見られる。あるいはまた、行政改革を進める場合にも、これはそれぞれ各省の立場がありますから、当然それだけの熱意を持って各省おやりになる。これは非常に結構だけれどもまとまらないという面がある。そういう際には、内閣全体としての統制あるいは総合調整、こういう面について何か今までの御答申以上にこれも御検討願えぬであらうか。

それからいま一つは、国の行政を進めて経費の効率化を図るといった場合に、御案内のように、各種の公社、公団、特殊法人、これらは本来の設立の趣旨は政府のいいところと民間のいいところをとる予定であったのだ、ところが世間の批判にもありますように、それぞれ勉強はしてもらっておりますけれども、いま一歩活性化ということについて何か打開をするといふ点、改善をするといふような点がありはしないかという点を私はしみじみと感じる、ここらについても御検討いただきたい。

それからもう一つが御質問の点でございますが、これは私の過去の経歴上からくるのですけれども、大體突発的な重要事件に私の生涯はほとんどぶち当たってきたわけでございまして、たまたま昨年官房長官のときに大韓航空機事件が勃発をしたわけでございまして、これが国際緊張を増し、出先機関の無思慮な行動いかによつては、これは大変危険な状況も予想せられないではないわけでございます。こういう際には、日本の政府として間違いない方針を決めなきゃならない。あるいはまたハイジャック、これはいつ起きるかかわかりません。今度起きたときに、人命は地球より重いとて殺人の刑事犯を国外に出すといったようなことが今日の国際情勢の中で、日本が主権国家として本場に国際社会の中で許されるのかどうか。それじゃどうするのだといったようなことになる。それから、なかなかこれは決断の非常に難しい点がある。しかも、これはいつ起きるかかわからない。仮に東京なんかで本場に手のつけられないような大災害が起きたときに、日本の国のように一点集中、つまり東京を中心の国柄の場合に一体どのようなことになるのだろうか。

それそれ、こういった問題については所管官庁があるわけですから、みんな今勉強しているのです。しかしながら、それらの所管官庁の枠を超えて政府全体が対応しなきゃならぬときの政府の基本的物の考え方はどうするのだといったようなことで、国際的にも今、いつ、どこで何が起きるかかわらぬ状況でございまして、こういうときには対応に間違いないように、結局は幾ら制度をつくっても人であることは間違いないから、いかにいかに、しかし、さればとて人任せではないか、これは考えておかないと、国民の本当の意味での命と財産を守らなきゃならぬという政府の職責が十分いかぬのじゃないか。ここらをもひとつ、せっかく国政全般について、行政の改革、これは何も削つてしまえばいいという問題ではありません、後

ろ向きだけでなしに、先行きを見てやらなきゃならぬ仕事についてはこの審議会でも何かひとつ御勉強していただければありがたいのだ、したがってこの問題については私は時間を切るとかそういうことを一切申さないで、ともかく御検討をしていただきた、かようにお願いをしたのが私の真意でもあるし、経緯でございます。

○内藤功君 今の危機管理の問題ですが、そういう対応の中には、いわゆる有事法制、これも含むというふうには理解をしてよろしいのか。それからもう一つは、重ねて聞きますが、総合安全保障閣僚会議、いわゆる総合安保関係会議とはどういう関係にあるのか。もう一つ、外務省内部で検討している総合安保体制づくりとはどういう関係があるのか。つまり、それをどういふふうにまた超えて、あるいはカバーしていくものなのかという点を承りたい。

○国務大臣(後藤田正晴君) 今の有事法制の問題、新聞に、何新聞でしたか忘れましたが、書いてありました。そんなことは考えておりません。有事法制は既に防衛庁が中心になって検討しております問題でございます。これは別問題でございます。

その次の、外務省でいろいろ勉強もしておりますし、防衛庁ももちろん勉強しておりますし、あるいは消防庁も勉強しておりますし、国土庁も勉強しておりますし、あるいは警察庁も勉強しております問題がある。こういったような問題、先ほどお答えしましたように、各省それぞれ対応は考えているわけですが、それらについては、これは行革審の御勉強の私は対象になるのじゃないかと思ひますけれども、これはまた行革審御自分で御判断をしていただければありがたい、こう思っております。

有事法制の問題は、これはもう既に防衛庁でやっておりますのでございまして、私自身の頭の中には入っていない。これが現時点における私のお答えでございます。新聞の記事は行き過ぎでございます。

○内藤功君 総合安保関係会議との関係。

○国務大臣(後藤田正晴君) これらはやはり行革審でどのように取り上げになりますか、これは行革審の御勉強次第であらう、かように考えております。

○内藤功君 これは第二次臨調の中でもかなり突っ込んだ研究がやられたと承っております。相当細かくいろんな項目ごとに、何々省は何をやる、何々庁は何をやるというところまで検討されたとは私は承っておりますが、これをさらに行革審でおやりになるという問題は、単に私はハイジャックとか大韓航空機とかいう問題にとどまらない、やはり国内の体制、行政機構のあり方というもの、特に戦時体制というものととの関係は私は否定できないんです。そこがちょっとあの記事のどうかという問題以外に、さっきから言っている何かあるのじゃないか、納得できないというその点なんです、重ねて伺いたいです。

○国務大臣(後藤田正晴君) 恐らくそういうことをお聞きになるだろうと思っておいた。

私は、第二臨調で私が先般お願いしたようなことをある程度勉強せられたことは承知をしております。ところが、必ずしも明確な結論があの中には出ていない。何でそうだとすることは、私は承知をしております。しかし、恐らくあのようなこと勉強を始めて、今、内藤さんがおっしゃるようなことを言うのだ、これは。しかし、それは私は議論が余りにも短絡過ぎる。

国民の命と財産を守るという場合に、日本が今、戦なんてやるわけじゃないか。やっちゃいけない国柄なんだ。何と申して平和を守らなきゃならないのだ。その平和を守るための手段の中にはいろんなものがあるだろう。しかし同時に、大災害が起きたときに、一体どうして国民の命と財産を今のままの体制で守ることができるのだ。これはやっぱり勉強してもらわなきゃ困るし、政府としても私は勉強しなきゃならぬ問題であらう、私はそう思うんです。

あるいはまた、ハイジャックだって同じだと思

います。数百人の人間が飛行機の中に乗っている。しかし、さればと云って、日本の殺人刑事犯まで国外に出すというようなことは本場に許されるのだろうか。許されないとするならば、その三百人の命と国の主権の尊厳という面と一体どうはかりにかけていくのだといったようなことについての検討といふのは私は本場にやっておかないといかないのじゃないか。

そうすると、今あなたのおっしゃったような、その点すぐに軍事体制の強化に結びつける。もう少し視野を広くして考えていただきたい。本場に日本の国の将来というものを考えなきゃいかぬ。私は、そういう先行きの日本の国のことを考えて、いろんなそういう特別の立場からの批判はあるだろう、しかしその批判は批判としてそれを受けるであらう、考えなきゃならぬ時期が来るのではな

ないか。どうぞひとつ、行革審としてもせっかく勉強を始めておいたのだから、何とかこの際、い

ま一歩突進進んだ御検討をいただきたい、これが本場の私の真意でございます。

○内藤功君 私も、第二臨調のいろんな状況を私なりに調べておりますが、どうも警察限りの問題より越えたところに問題があるように思えてならないんです。ただ、この問題は、いろんな資料に基づき時間をかけてこれからやらなきゃならぬ問題だということでありまして、長官、何か所用があるということでございますので……。

次に、事務局にお聞きしたいと思います。

行革審の事務局にお伺いしたいんですが、危機管理のこの仕組みの検討に当たって、行革審としては小委員会などの作業チームをつくる予定かどうか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(山本貞雄君) 行政改革推進審議会におきましては、去る七日、行政管理局長官から御検討の上御意見をいただければありがたいというお話のございました幾つかの問題のうち、六十年

度予算編成に向けまして、七月半ばまでに緊急に意見をいただければありがたいと求められました二つの急を要する問題につきまして、早速にこの

検討に着手いたしました、とにかく間に合わせよう、そういうことでございます。

危機管理を含めました四つのその他の課題につきましては、この二つの緊急の課題を処理した上で今後取り組みにつきまして協議をいたしたい、そのようなことでございます。

○内藤功君 立ち入った話ですが、小委員会を発足させるとすれば、いつごろ、どんなメンバーで発足させますか。

○政府委員(山本貞雄君) ただいまの危機管理を含むその他の四つの問題につきましては、ただいま申し上げましたように、二つの緊急課題を処理した上で一体どう取り組むのか今後協議をしようというところでございますので、小委員会云々の点につきましては現段階では全く白紙の状態にございます。

○内藤功君 重ねて伺いますが、後藤田長官が先ほども言われましたが、六十年予算編成に向けての当面の行革の課題として増税なき財政改革の方策の検討を行革審に要請した、これは臨調答申に基づき制度変更を歳出削減だけでは予算編成が

できない、こういうことを意味していると考えますが、行革審としてのお受けとめ方を伺いたい。

○政府委員(山本貞雄君) ただいまの、六十年予算編成に向けまして、増税なき財政再建の基本的な考え方のもとにおいてどのような行政改革を進めたいのか、これに関する具体的な方策について意見をちょうだいできればありがたい、こういうことが行政管理局長官の御要請でございます、行革審といたしましては、小委員会をつくりまして、そこでひとつ具体的に検討をしようというふうなことでございまして、歳出削減だけではできないとか、あるいはただでできるとか、そういう判断は現段階では行革審としてはまだ加えておられない、白紙の状態でございます。

○内藤功君 今までの臨調の動き、それからこれが実際の国会の審議にあらわれているものを見ますと、これはやはり国民に対する犠牲は非常に一日一日と大きくなってきているということを私は

痛感をいたします。また、それにとどまらないで、さっきの後藤田長官の表面上のお言葉にもかかわらず、軍事費の方は温存されていく、そして危機管理の名のもとに戦時体制への指向を、私は長官のお言葉にもかかわらず、非常に感じるのであります。私もその立場は、行革審のことを立ち入って聞きましたが、このような行革審の審議については即時中止してもらいたいという考え方を私たちは持っておりますが、この点は引き続き今後も質問をしていくことを申し述べて、行革審のこの問題についての質疑はこれで終わりたいと思ふんです。

次に、問題を移しまして、さっき後藤田長官がお見えになったので順序が多少狂いましたが、もう一度恩給の問題に戻らせていただきたいと思

います。私が次にお聞きしたいのは、改定実施時期の問題でございます。今回の改定措置では、仮定俸給の引き上げの実施は三月、増加恩給や傷病年金の改定の実施につきましては八月、長期に戦時軍人の仮定俸給一号俸アップの実施は十月というように、それぞれ改定の実施時期がばらばらになっております。これまでも衆参両院の内閣委員会におきまして改定実施時期の一本化を図るという附帯決議がしばしば行われておりますが、なぜこの時期を一本化しないのかと私は率直に思うんです。私は、速やかにこの改定の実施時期の一本化というものを図るべきである、これは附帯決議どおりに行うべきであると思ひますが、恩給局長の御答弁を願いたいと思ひます。

○政府委員(和田善一君) 先生御指摘のように、改定時期の一本化ということ、これは私も望ましく思ふところであるというふうに思っておりますが、何せ極めて限られた厳しい財政事情のもとにおきまして、どれだけ多くの改善を実施するかというところの兼ね合いの問題でございます。したがって、まず全般に及ぼすベースアップにつきましては、とにかく今までは四月でござい

が、まず真つ先にやりました。その後、これはその他の改善も一本化できればそれにこしたことはございせんけれども、なるべくその中身の厚い改定を本年度じゅうに制度として実施するため、限られた財源のもとで、それらにつきましては実施の時期をおくらせるとのこと、これはやむを得ない措置であつたというふうに私も考へております。

○内藤功君 これはぜひ、こういう財政事情の答へもありましたが、やはり道理に合わないことでありますから、改定の実施時期の一本化を強く要望をして善処をお願いしたいと思ふんです。

次に、今回の改定措置では仮定俸給の引き上げなどの改定実施期日を一月繰り上げて三月実施とされた。恩給改定は公務員給与改定よりも一年おくれて実施をされておまして、衆参両院の内閣委員会でも、これまでのいろいろな附帯決議でこの一年おくれの実施の是正の決議をこれまでしばしば行つてきたところでありまして。今回、今お話がありました一月の繰り上げ実施というのは、これは附帯決議の趣旨に沿つて行われたものなのではないか、それとも、圧力団体という言葉は悪いですが、かなり多くの方々のそういう団体の声、こういう不満を、言葉は適当でないかもしれませんが、なだめるためにこれが実施されたものか、立ち入った聞き方でありまして、そこらあたりの真意を率直にお答えいただきたい。

○政府委員(和田善一君) 一年おくれの問題でございまして、これは一年おくれだという考え方もあるかと思ひますが、私も似たような問題では、ベースアップの指標を何にとるかという問題でございまして、指標として前年度の公務員給与の改定をとる、これが経済諸事情のいろいろな変化を総合勘案した結果の目安として一番適当であるということ、前年度の公務員給与の改定を指標としてとる、そうしまして当年度のベースアップを行う。前年度の公務員給与を指標といたしまして、とにかく当年度ベースアップを、去年は例外でございまして、ずつと行つてきたわけではござ

いますので、恩給の水準そのものが必ずしも一年おくれとは言えないのじゃないかというのが私どもの考へでございまして。この点は、なお検討を續けていきたいところでございまして。

本年、実施時期を前年度の末の三月までさかのぼりました理由は、これは前年度ベースアップが恩給につきましてなかつたという特殊事情を考慮いたしまして、特に本年度限りの特例的な措置としてさかのぼつたわけでありまして、これは一年おくれというふうな考へとは別の観点からの措置でございまして。

○内藤功君 そういふふうに特例でやつたということになりますと、これは私の考へ方かもしれませんが、いろいろ恩給関係の団体の不満を抑えるためのものでやつたのじゃないか、国会の附帯決議の趣旨に沿つたものじゃないかということになると思ふんです。私は、やはりこの一年おくれ改定実施の是正ということも各党一致の国会の意思でありまして、これにこたえて速やかにそういう部分的といひますか、一時的な措置も大事ですが、こういう附帯決議に正面から応ずることを何か一つやつてもらえないか。何のために附帯決議するのだからないでしよう。きょうもこれからあるんでしよう。附帯決議というのはそれなりにやつぱり、必ずやると大臣が立つて頭を下げて、ああ、やつてくれるなと思ふけれども、一遍もやられたことないでしよう、と言つたら極端ですか。今、私はとりあえず二つだけ言ひましたが、ぜひ附帯決議の尊重をお願いしたいと思ふんですが、どうですか。

○国務大臣(中西一郎君) かねて何回も附帯決議をいたしておまして、歴代、尊重すると申し上げておます。その気持ちは変わりはないと思ひます。ただ、まことに異例な財政事情がこつ続いておるといふ特殊な事情もこれは御理解を賜りたない、可能な条件さえ整えば実現をしなければならぬ、かように考へておます。

○内藤功君 では、この恩給法に絡みまして、臨調との関連を次にお伺ひしたいと思ふんです。

行革審の事務局長来ておられますが、今度の第百一特別国会に提出した臨調行革関係法案の数は、政府は三十本といふも言つておます。ことし一月二十五日、閣議決定の行革実施方針では関連二十三本、こう言つておます。三十本と言つたり、閣議決定では二十三本と言つたりしておます。この差の七本というのは具体的に何だとおれを言ひたいでしょうか。

○政府委員(山本貞雄君) 政府が行政改革関連ないしは関係法案三十本あるいは当初行政改革法案二十三本といふふうに言つておられましたことは私も承知はいたしておるわけでありまして、それをどのような基準で分けておっしゃつておられるか、これは政府の方の考へをお聞きいただ方がいとおもひますが、私も行革審として承知いたしておりますところでは、まずこの一月二十五日の行政改革計画閣議決定におきまして具体的に指摘されておる事項に直接関係しておるものが二十三本である、しかしながらいわゆる行政改革の趣旨に即した改革内容を持つておるものが七本あるといふふうな関係である、こういうふうにお承知いたしております。

○内藤功君 具体的に聞きますが、人勧の値切り実施に連動させられた恩給法案、横並びの各種年金法案、戦傷病者戦没者遺族等援護法案、それから原爆被爆者特別措置法改正案、これをいゝゆる臨調行革関連法案としてカウントしないのはなぜでございましょうか。

○政府委員(山本貞雄君) ただいま申し上げましたように、行革関連法案のカウントの仕方は、政府において御判断のもとにカウントしておられるわけでありまして、私も行革審でこれこれのカウントすべきだとか、そういった立場にはないわけでありまして、ただいま先生御指摘の法案がなぜ行革関連法案にカウントされないのか、これは私も行革審としては御意見を申し上げる立場にはないわけでありまして。

○内藤功君 それでは、行革審としては今国会に提出された臨調行革関連法案は何本と見ていらつ

しやいまいつか。

○政府委員(山本貞雄君) 行革審として、特にこれこれの法案が行革関連法案であるといふふうな審議会で意見をまとめたことはいないわけでありまして、政府が、当初二十三本について行革法案であり、それに加えて七本の行革関連法案がある、合計三十本の広い意味の行革関連法案があるといふふうな言つておられまして、行革審としてはそれを聞きましておることとございまして。

○内藤功君 私がこういうことをなぜ聞くかといひますと、行革審の事務局では臨調の指摘事項を千三百数十項目に整理をしてその実施状況をチェックしている、こういうふうには私に伺つておるのではありません。これは事実ですか。

○政府委員(山本貞雄君) 臨時行政改革調査会の答申事項は、これは正確に数えたことはございませんが、おおよそ細目ベースでは一千以上の項目があるであらうといふふうに見ております。

なお、臨調答申の実施状況につきましては、ただいま各省等に問い合わせまして、その実施状況を伺ひつつ、これについて審議を進めることにいたしました。おまして、実は当初こういふことを行ひ予定しておつたわけでありまして、先ほど後藤田長官からもお話がございましたように、何か当面の緊急の二つの課題につきまして検討の上、七月半ばまでに意見をちょうだいしたいといふふうなお話がございましたので、当面それを中断しておるわけでありまして。

したがいまして、臨調答申全体につきましての詳細な実施状況につきましての検討は、これら二つの緊急課題を処理した上で今後検討したい。現在、そのような段階でございまして。

○内藤功君 これは、新しいことをきょう初めて伺ひました。

そうすると、その中断する前は臨調の指摘事項一千項目以上といふのを認めになりましたね。一千項目以上、各省庁別の実施状況をあなたの方の事務局でチェックをしておられた、これは

間違いないですね。

○政府委員(山本貞雄君) 行革審における審議の素材とするために、臨調答申全体についてのその推進状況を各省に問い合わせながら、その取りまとめを行いつつあったわけでございます。しかしながら、ただいま申し上げましたようなことで、とりあえず緊急課題を処理した上で、その上でこの推進状況の審議に取り組み、そういうふうなことでございます。

○内藤功君 今の臨調の指摘事項と、その実施状況をチェックした表になりますか、資料になりますか、それを資料として私に御提出いただけますか。

○政府委員(山本貞雄君) ただいま申し上げましたように、臨調答申の実施状況につきまして審議をいたしますために、各省からその推進状況を事務局でヒアリングをしながら取りまとめつつあった段階でございますが、先ほどのような緊急課題が入りましたので、現在中断いたしておりますので、作業は完了いたしております。

○内藤功君 提出していただけますか。今の段階で中間的なものでもいいんです。御提出いただけるかどうか。

○政府委員(山本貞雄君) ただいま私の御説明から御了解いただけますように、関係省庁から事務局職員が個々にいろんな形で事情聴取をいたしておりますので、現段階で先生に御提出できるような形の資料にはまともではおらないわけでございます。

○内藤功君 私がこれをあえて聞きますのは、国民不在で、密室の中でやられてはいけないということですが、この行革というものが、

それから今やられている中間の状況でも私にということは、これは国会にということでありまして。内閣委員会にということでありまして。やっぱり示すべきものだと私は思うんです。ただ、形ができていないというのであれば、これは形のないものを要求してもいたし方ありませんから、私はきょうはこれ以上言いませんが、また別の方で申

上げたいと思います。何かあります。

○政府委員(山本貞雄君) ただいまの点でございますが、臨調答申の実施状況の審議が終わりまして段階で行革審としてこれに関する意見が取りまとめられます。これは当然公表いたしますし、また会議で決定された資料につきましても、行革審に諮りました上で差し支えない限り公表していくというのが行革審としての基本的な立場でございます。

○内藤功君 別の問題に移ります。法制局、来ておられますか。――人事院の勧告というものが恩給引き上げの基礎になっておりますが、この人事院勧告の重要性は、最高裁判所の四十八年四月二十五日、最高裁大法廷判決で強調されているところでありまして。私は、既に昨年八月九日の当委員会でも質問いたしました。この中で特に、代償措置が生存権にかかわるものであった、もしその代償措置が機能を果たさないで実際に上画餅になったような場合には、争議行為をしてそれが憲法上保障された争議行為であって、制裁などを科すことはできないのであるというのが、岸盛一、天野武一、この両裁判官の追加補足意見として出されておるわけでございます。

ところで、この追加補足意見の一番最後のところ、「以上のごときは、多数意見においてよく言及されていないが、その立場からは当然の理論的帰結である」と、こう結んでおるわけですが、そうすると、多数意見と同視すべきであるということになりまして、この追加補足意見というのは、並みの補足意見と違って、多数意見の論理的な帰結だという意味において非常なウエイトを憲法判断上持つ意見だと思われるのであります。この点につきまして、前回聞きましたが、突然の質問だったのだから前回回答がはつきりしなかったんですが、いかがでございますか。

○政府委員(前田正道君) 今、御指摘の昭和四十八年四月二十五日の最高裁判所の判決の岸、天野追加補足意見といたしまして、今、委員がお読み上げになりました部分と、もう一つ後段の方に、

「当局側が誠実に法律上および事実上可能なかぎりのことをつくしたと認められるときは、要求されたところのものをそのまま受け容れなかったとしても、この制度が本来の機能を果たしていないと判断すべきでない」、この部分もございまして、この両者を含めまして、「以上のごときは、多数意見においてよく言及されていないが、その立場からは当然の理論的帰結である」と考える。」というふうに述べられているわけでございます。

そういう追加補足意見を前提として申し上げますと、申し上げるまでもないかと思いますが、最高裁判所の裁判官の意見の表示といたしましての追加補足意見は、多数意見に加わりました裁判官が多数意見に付加して述べられました補足意見、これにさらに付加して述べられたものであるというふうに承知をしております。

このような意見の表示方法を前提として申し上げますと、御指摘の両裁判官の追加補足意見をそのまま多数意見と同視するということはできないのではないかと、いうふうに考えますが、両裁判官の御指摘の追加補足意見につきましては、それなりに傾聴すべきものというふうに考えております。

○内藤功君 なおこの論争をしたいと思います。ほかのテーマがありますので、これは私の言った多数意見の論理的帰結であるということを言って、それに対して多数意見の石田、岡原、下田、こういう方からは反論がないというところからそれがうかがわれると思うんです。そういうところから、また内容からいっても傾聴すべきものだ、こういう意味ですね、あなたの言ったのは。

○政府委員(前田正道君) この判決につきましても、多数意見が申し上げるまでもなく八人であるわけでございます。八人の中で一人除かれまして七裁判官が補足意見を述べられるわけでございます。さらに、そのうちで二人が追加補足意見を述べられるわけでございます。多数意見に加わられました裁判官が八人あるわけでございますが、この裁判におきましては、それぞれ多数

意見、補足意見、追加補足意見という形でその意見の表示がされておりますので、追加補足意見をそのまま多数意見と同視することはできないでございまいしょうということで申し上げたわけでございます。

○内藤功君 しかし傾聴すべきものである、こういうふうに言われたわけですね。

○政府委員(前田正道君) 傾聴すべきことは、そのとおりでございます。

○内藤功君 次に、恩給に關係のあります総理府統計局の問題につきまして、一点お伺いをしておきたいと思うのであります。

私の調査によりますと、総理府統計局、ここには、他省庁の統計部門の職員に比べまして、六等級以下の職員比率が非常に多い構成になっております。昭和五十七年に内閣委員会が安武委員がこの点質問しておりますが、当時、統計局長は、五等級昇任のため、できるだけ主任の数をふやす、あるいは専門職等をふやす、こういう努力をされている、こういう答弁をなさっておりますが、現在もこの方針には変わりございませんか。

○政府委員(時田政之君) お答えいたします。二年前に前統計局長がお答え申し上げましたように、主任ポストの増加につきましてその後極力努力してまいりましたわけでございます。五十八年、五十九年度におきまして、主任のポストあるいは五等級の等級別定数等につきまして、それぞれ十数名ずつの増加をまいっておるわけでございます。今後ともそのような努力を引き続き続けてまいり、このように考えている次第でございます。

○内藤功君 いろいろ組合の方からのお話を私承る機会があるんですが、そういう場合に、五等級へ昇任する、主任に昇任させるということとは、六等級以下の方が非常に多い、その頭打ちの解消ということが一番大きな人事上のねらいだと思えます。また職員の要求だと思わんですが、そういう場合に、例えば労働組合の活動に非常に熱心な人とか、それから労基法上その他の権利主張を

非常に熱心にやられると見える方だとか、それから女性、こういう方を昇進の場合におくらせているというようなことは、これはあつてはならぬこととであります。

だけれども、例えば係長発令者の入局年次で見ると、男性と女性では十四年から十八年の差があるというふうなお話を聞いたことがありますが、主任発令者の十一名のうち、組合員が非常に少なく二人ぐらいた、こういうお話も聞いたことがありますが、そういうことは念のために伺っておきますが、その後のことはされていらないでしようし、また今後ともあつてはならぬことだと思ひますが、この点、明確にひとつ局長さんのお答えをいただきたいんです。

○政府委員(時田政之君) 五等級問題につきましては、現在の制度で申し上げますと、係長あるいは主任にならなければ五等級にならないという制度がございます。なおかつ、そういったポストの数といふと、数の枠があるわけでございまして、当然、枠がある以上、主任なり係長に昇任させます場合におきましては、人事上の要素もございまして、それぞれ種々の要素を総合的に勘案いたしまして昇任されているわけでございまして、当然、組合活動をやったら、あるいは女性であるから、こういった関係で差別待遇といふことが、差別的扱いをするようなことは今までもやっておりますし、今後ともやっていくつもりは毛頭ございません。

○内藤功君 今、明確にお答えいただきましたので、ぜひそのとおり実行していただきたいと思ひます。しかし、一面においては、私のところにいるいろいろな御意見も寄せられているものから、そういう意見が出てくるというものは、何かまた、あなたの方では差別はしていないと言つていても、そのようにとられる背景的なことがあつたのかと思ひますので、くれぐれもひとつ御留意いただくとお望みしておきたいと思ひます。最後に、人事院にお伺いしたいと思ひます。残りの時間がわずかでございまして、私の質問は、現在民間の給与の調査をしておられると聞きますが、この概況、これは局長です。それから総裁には、私、最近国家公務員の職員の方の組合でつくっている「国公務調査時報」という雑誌をたまたま読んでおりましたら、三月号ですが、職員の方々のアンケートがありまして、公務員の賃金決定方式をどうしたらよいかというアンケートで、人事院勧告の実施を法的に義務づけるようにしろ、こういう意見がかなりなパーセンテージを占めておりました。私は、毎年毎年人事院制度の根幹にかかわるようなことを、実施します、実施しませんでしたというのを、ここ何年も繰り返しておりますが、人事院が積極的に研究をして、必要な法改正、人事院の勧告を義務づけるというふうな例えは法制の改革、私は、これ一つに限りませんけれども、こういう何か完全に実行のできる仕組みについて、今までの二十数年の経験を生かして政府機関に提言をすべきものじゃないか、こう思ふんですが、この二点、お伺いをしたいと思ひます。

問は、現在民間の給与の調査をしておられると聞きますが、この概況、これは局長です。それから総裁には、私、最近国家公務員の職員の方の組合でつくっている「国公務調査時報」という雑誌をたまたま読んでおりましたら、三月号ですが、職員の方々のアンケートがありまして、公務員の賃金決定方式をどうしたらよいかというアンケートで、人事院勧告の実施を法的に義務づけるようにしろ、こういう意見がかなりなパーセンテージを占めておりました。私は、毎年毎年人事院制度の根幹にかかわるようなことを、実施します、実施しませんでしたというのを、ここ何年も繰り返しておりますが、人事院が積極的に研究をして、必要な法改正、人事院の勧告を義務づけるというふうな例えは法制の改革、私は、これ一つに限りませんけれども、こういう何か完全に実行のできる仕組みについて、今までの二十数年の経験を生かして政府機関に提言をすべきものじゃないか、こう思ふんですが、この二点、お伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(井崎之助君) 第一点の民間給与の実態調査の現状でございますが、今週の初め、つまり七日から調査に取りかかったばかりでございます。まだ幾らも進展しないという状況でございます。ただ、内容といたしましては例年と同様でございます。企業規模百人以上、事業所規模五十人以上、そういう事業所を対象にいたしまして七千六百社程度を調査することにいたしております。内容といたしましては、基本給、諸手当、ボーナスの状況、こういうものが内容となっておりますのでございまして。

それから第二点でございますが、国家公務員の給与を含みます勤務条件、これは法定主義でございます。先ほど、先生、最高裁の判決を引用されましたが、その中でも厳しく法律をもって制定されているということが保障の一環であるという判断があるわけでございまして、したがいましめて、最終的には国会で公務員の勤務条件というものは御判断をいただくというのが筋合ひでございます。しかも給与ということになりますと、通常の場合は予算審議も伴うということとございまして、そういうことを考えますと、人事院勧告に法的拘束力を持つということにいたすと一体そういう関係はどういうことになるのであろうか、そこら辺が私たちがいたしましては若干疑問があるのではないかとこの感じがしておりますのでございまして。

○内藤功君 このアンケートでは、「労使の団体交渉」というのが三・七%、「組合代表が参加する公正・中立機関」で決定するというのが一六・二%、「人勧完全実施の法的義務化」というのが四五・五%、一番パーセントが多いですね。私は、この義務というのは非常に広い意味かもしれない、ただ、これが一番多かったというのを職員の方の勤務条件を取り扱われる人事院総裁と担当局長は十分御留意いただきたいと思ふんです。ここに入っている真意というものを、やっぱりここでのかなえの重荷が問われているというときだと思ひます。

私は、人事院は勧告を出して、後は国会に任せ、それはそれでよいけれども、それ以上に、やはりこの際アクションも考えなければならぬのじゃないかと思ふ、私自身もこれという名案があるわけじゃないけれども、そういうことで積極的にやるというひとつ意気込みで作業をやっている、ただきたいというのを強調いたしまして、これは答えは要りませんが、質問を終わりたいと思ひます。

○柄谷道一君 恩給の受給者でございますが、現在、本人の普通恩給百六十六万二千二人、同じく傷病恩給十二万二千二人、遺族の普通恩給四十五万七千人、公務関係扶助料五十二万九千人、傷病者遺族特別年金一万二千人、合計二百二十八万二千二人が受給対象者となっております。そして、その支給総額は、五十九年度予算で一兆七千三百九十三億円、こうなっているわけでございまして、このうち、旧軍人関係が九四・一%を占めております。

そこで、一昨日、同僚委員からの質問にも取り上げられましたが、受給者が逐年高齢化していることにかんがみ、恩給の将来展望が一体どうなるのかというところは非常に大きな関心事であらう、こう思ふわけでございまして。そこで、恩給局長は、恩給の将来推定について、公務員のベースアップに伴う恩給の改善や制度の改正が予測がたいということをお前提として、もし恩給支給金額や制度が現状のまま推移するならばという仮定を置かれた上で、昭和七十五年度には百二十四万人、七千六百億円、七十九年度には九十三万人、五千四百億円、八十五年度には四十七万人、二千五百億円、九十三年には九万人、五百億円、そしておおよそ今後四十年を経過すれば恩給受給者はゼロになるのではないかと、こういう推定を発表されたわけでございまして。しかし、公務員のベースアップが今後ないということはあり得ないわけでございまして、今申されましたような数字では的確に年金の将来推定を行うことはどうもいたしがたい。

そこで、仮定の問題でございますが、公務員のベースアップが今後三%上昇ということを続けた場合、四%の場合、五%の場合を仮定いたしました。恩給がそれに準じて仮定俸給を改定する、これは一種の仮定の問題でございますが、その場合、一昨日述べられました数字がどのように変化をするのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(和田善一君) 将来推計は、今、先生お示しのように、恩給改定の将来のあり方、あるいは受給者の失権数等なかなか推定に困難な面がございますので、先生今お示しの仮定を置きまして、旧軍人恩給費がどうなるかということ、一昨日の答弁に対比いたしましてお答え申し上げたいと思ひます。

まず、ベースアップが三%と仮定いたしましたときでございますが、昭和七十五年度には一兆二千二百億円、昭和七十九年度には九千七百億円、昭和八十五年度には五千四百億円、昭和九十三年には一千二百億円というふうに一応推計されます。

それから次に、四％と仮定いたしました場合でございすが、昭和七十五年度には一兆四千二百億、昭和七十九年度には一兆一千七百億、昭和八十五年度には七千億、昭和九十三年度には一千七百億、このように一応推計されます。

それから次に、五％と仮定した場合でございすが、これは昭和七十五年度には一兆六千五百億、昭和七十九年度には一兆四千億、昭和八十五年度には八千九百億、昭和九十三年度には二千四百億、かように一応推計される次第でございします。

○柄谷道一君 大蔵省にお伺いをいたしたいと思ふんですが、大蔵省は、去る四月九日、本院の予算委員会、五十九年から六十五年の財政収支の仮定計算をもとにいたしまして、社会保障費、いわばこれは移転支出です、これを例外的に伸ばした場合は、他の経費の伸びがどのような姿になるかということを示した試算結果を提示されております。

それによりますと、政策的経費である一般歳出の伸び率が六十五年まで各年度ゼロに抑えた場合、社会保障費だけを六・五％伸ばしますと、公共事業費を除く他の経費は六十五年度に七・三％削減しなければならぬ、簡単に申しますと、これが仮定計算の結果でございします。もちろん私は、この仮定計算の内容そのものについては精査を要する問題だとは思いますが、マスコミはこの仮定計算の結果を評して、財政当局が、増税または社会保険料の増徴という負担増か、それとも公共サービスの低下かという二者択一を国民に求める意図を持ってこの資料が提示された、こう論評いたしておるわけでございします。

私は、恩給は官吏、旧軍人等の公務員が相当年限忠実に勤務して退職した場合、または公務による傷病のために退職した場合、さらに公務のために死亡した場合に、国が公務員との特殊な関係に基づいて使用者として給付するもの、いわば国家補償制度でありまして、公務員の退職後は遺族の生活の支えになっているという事実にかんが

みまして、その処遇を改善することは当然のことであらう、こう思ひます。そして、今回の改善措置に要する所要額三百四十億に過ぎません、これはたまたび他の委員からも指摘されておりますように、国家公務員に対して人事院勧告を完全実施しなかつたという前提には非常に大きな問題はございしますけれども、公務員が二・〇％現実にベースアップして現在に至つておる、こういう現状からすればその改善との間に均衡をとらうとする結果でございまして、そう受けとめて差し支えない、こう思ひます。

しかし、私は、この恩給制度も社会保障制度全般、特に民間の年金制度や労災補償制度と無関係ではあり得ない、こう思ひます。大蔵省としては、この恩給というものを聖域として見ておられるのか、それとも他の財政全般とのバランスというものを配慮して、ここにも見直しが行われてしかるべしというお考えをお持ちなのか、この点について端的にお示しをいただきたい。

○説明員(小村武君) 私ども現在進めております財政改革におきましては、あらゆる経費を見直し、聖域を設けることなく見直すという方針で臨んでおりまして、恩給もその例外ではないと存じております。

○柄谷道一君 総務長官、公務員の給与改善については総務長官としては今後人事院勧告を尊重して完全実施するように努めると、再々この委員会でも述べられるところで、このことは、恩給も公務員のベースアップ、すなわち人事院勧告完全実施を前提としてその改善を図っていく、そのようにお考えと受けとめてよろしうございしますか。

○国務大臣(中西一郎君) 人事院勧告については、四月四日でもございましたが、労使いろいろお話し合ひいたしました。そのときにも申し上げましたが、勧告制度を尊重するという基本姿勢を貫く、完全実施に向けて誠意を持って取り組むと申し上げたと思ひます。その考えは、今も同じで

あります。人事院勧告で結論として出しましたパーセンテージというのについて、今二・〇％を御引用なさいましたが、そういった数字は幾らになるかは別として、出ました上はそれをベースにして恩給の方も考えたいと考えておるところでございします。

○柄谷道一君 冒頭、私が指摘いたしましたように、三％、四％、五％のベースアップを続けても、事恩給に関しては受給対象人員の減少によってその総額はどんどんこれから減少してくるわけですが、したがって、事恩給に関する限り財政上の問題は、ない、こう理解してよろしうございしますか。

○国務大臣(中西一郎君) これは直に財政上の問題と関係がないと言ひ切るのは、臨調答申との関係もございしますし、他の年金とのバランスを考慮しろというようなこともおっしゃつております。だから、そのことを念頭から外すわけにはまいらないと思ひます。

○柄谷道一君 しかし、公務員の給与は、完全実施に向けて取り組むと言ひのでしょう。そうしたら、総務長官は恩給についても完全実施に取り組んだ公務員のベースアップの結果に従う、これは当然の論理じゃないですか。

○国務大臣(中西一郎君) 私の申しますよりは、総務府総務長官といひますか、人事院の勧告を尊重するという給与担当の国務大臣としては、そういうことを強く念頭に置いて、そういう願望を持ちつつ対処してまいらうということでございます。

○柄谷道一君 これ以上論議しませんが、これは総務府総務長官の決意じゃないんです。本委員会でも、前総務長官が官房と協議をして、人事院勧告については完全実施に向かつて取り組む、この約束されたわけですから、これは中西長官個人の決意ではなくて内閣の決意である、これは当然でしょう。

○国務大臣(中西一郎君) 簡単に申し上げます

が、他方、臨調答申ということもございします。それぞれ念頭に置きながら善処をしまひたいと思ひます。

○柄谷道一君 臨調の精神につきましては、共済年金法のときに臨調の精神はここにあるというところを指摘しておりますので、臨調の精神もこれありという発言はいただけませんというところは申ししておきます。

問題を次に移しますが、行政管理局、いろいろあります。臨調の第一次答申、これは五十六年の七月十日に出されておりますが、恩給制度については、「五十七年度においては、恩給費の増加を極力抑制し、新規の個別改善は行わない」という答申が出ております。それから五十七年七月三十日の基本答申、これでは前段で公的年金制度の統合一元化を強く求めておられまして、それに続いて、恩給については、「当面第一次答申の趣旨を尊重するとともに、年金制度とのバランスをとるために必要な見直しを行う」と、これが基本答申でございします。そして、その基本答申の出る前に、臨調第二部会報告が行われております。その第二部会報告には、「恩給制度は、現在年金制度と別個の体系のものとされているが、実際には、年金制度とのバランスをとる必要がある」と、前述(3)の年金制度の改革と同時にこれについても改革を行う」と、こうなつておられまして、「前述(3)とは、「五十八年度末までに成案を得て、速やかに実施に移すものとする」と、これと関連づけておられるわけですね。非常に簡単な答申でその真意をどうもつかみかねるのでございしますが、臨調がこの答申をされました精神はどこにあったわけですか。

○説明員(八木俊道君) 臨時行政調査会に関するお尋ねでございします。臨時行政調査会は、御承知のとおり、五十八年三月十五日に解散をいたしておりましたが、答申のまさに成文の文言、これが政府に寄せられたわけでございます。立案の背景等につきまして権威を持つてと申しますか、責任を持つて十分なお答

えを申し上げる立場には必ずしもないわけですが、説明資料などを眺めてまいったわけでは、当時の意図をさまたげた問題点と申しますか、ポイントはおおよそ三つほどあったように感じます。一つは、まずこの恩給制度なるものが明治八年以来、文官、軍人等、いわば官吏制度の発達とともに生成してきた百年の歴史を持つ極めて特別な制度であるという点が一つ。

さはさりながら、第二点といたしまして、これは実質的に公務員OBに対する年金でございまして、公的年金の統合一元化もしくは制度の見直し、こういった情勢のもとにおいては、やはり社会保障の側面を強く持つと思われる恩給につきましては、公的年金の全体のあり方といわば類似した問題の見方をするという必要もまたある、給付水準でありましてあるいは制度改善等につきましても公的年金とのバランスを考えつつ取り扱うべきである、これが第二点だったようにあります。

第三点といたしましては、増税なき財政再建、こういう状況が、五十六年度におきましては五十七年度予算編成を目指していろいろな形の歳出の適正化、合理化、この方策を探しあぐねていたところでもございまして、当時の予算規模では恩給総予算一兆六千億、こういうことでございまして、これもまた国の歳出の一環として特別にこのだけを聖域というふうには扱えないのではないかと、すなわち、そういう国の財政事情から見た制度のあり方、こういう視点もまた重要である。

この三点ほどが当時の立案の基礎であったようにございまして、ただいま御指摘の答申になったようでもございまして。

○柄谷道一君 総理府にお伺いしますが、公的年金には、今後、段階的ではございますけれども、各制度を横断する基礎年金が導入されるわけではございます。既に厚生年金、国民年金はその構想が明らかにされ、国家公務員等共済も昭和六十一年からの基礎年金の導入ということが閣議で決定されております。

れております。

そこで、これと恩給との関連でございしますが、現在の恩給受給者はおおむね既裁定年金の受給者でございまして。したがって、基礎年金導入という発想とこの恩給というものが果たして論理的、現実的に結びつくものかどうかということについて私は一つの疑問を持つものでございしますが、恩給局はどうお考えでございしますか。

○政府委員(和田善一君) 恩給におきましては、その対象者がすべて既裁定者でありまして、これは一応過去の制度でございましてから新規参入者がいないということでございます。これが、これから対象が生まれてきます他の公的年金とはまず全く違うところであろうと思ひます。それからその対象者の大部分が旧軍人という特殊な職務に服した者あるいはその御遺族である、また当然のことながら高齢になつてきておられるというようなことがありまして。そして、もちろん他の公的年金のように保険数理の原則によつて運営されるものではないという、他の公的年金制度には見られない特殊性を有しているわけでございします。

したがって、既裁定年金であります恩給受給者の既得権の保障の問題を含めまして、恩給制度と他の年金制度とのこういう基本的な相違を前提としながら、しかし臨調御指摘のように、他の年金制度とのバランスをとるために必要な見直しについて、御指摘もありません。さしあたって恩給制度と最も密接な関連を有しております国家公務員等共済組合制度について現在具体的な改革案が検討されているところでございまして、それらの動向などを見きわめながら検討を続けていきたい、このように思つております次第でございします。

○柄谷道一君 臨調は、これは百年の伝統を持つ国家公務員に対する保障制度であるという側面と、もう一つの側面は社会保障制度の一環であるというこの側面と、二つの側面がありまして、そこ

でバランスを図るべく見直しをやりなさい、こういうことです。しかし、その見直しの中でも基礎年金制度の導入というのは既裁定年金者ばかりです。すなわちなかなか難しいということになると、今検討中ということなんですけれども、いつまでにその検討を終えられらるんですか。そして、どういふところの面でバランスをとろうとしておられますか。

○政府委員(和田善一君) いままで、どういふところをという御質問に現段階ではお答えがまだできな状態になつておりません。ただいま申し上げましたように、国家公務員等共済組合制度の検討の結果等を見守りながら今後検討を続けていきたい、このように考えております。

○柄谷道一君 これ以上責めませんが、長官、臨調の思想は、五十八年度中に成案を得て改革に、他の年金同様移しなさい、こういうことです。いまだ出ておりません。目標も定かでないということですね。これはやはり臨調の答申ですから、きょうお答えをいただくことは難しいと思ひますけれども、一応民間の年金制度の改革のピッチ、これははつきり出ておるわけですから、それから公務員の共済制度のスケジュールというものが出ておるわけですから、これと見合ひながら恩給も臨調答申を受けて時期的な目途も定め、検討内容についてでもピックアップして作業を進めていくということでない、臨調尊重中曾根内閣、泣きますよ。長官、そういうことを念頭に置いて当局を指揮されますか。

○国務大臣(中西一郎君) 念頭に置いております。事務当局と十分打ち合わせをしたいと思ひます。

○柄谷道一君 大蔵省にまた一つお伺いします。大蔵省は、恩給も聖域ではない、こう言われたんです。昭和六十五年赤字国債依存体質の脱却、できるかどうかはいろいろ問題ありますけれども、総理がそう言つておられるんですから、当然そういう前提に立ちますならば、明年以降もマインスシーリングが続いていくと思ひます。と

ところが、現在のマインスシーリングの基本は、各道府県一律マインスシーリングが建前です。そうしますと、例えば厚生省は年金、健保等の法律補助金がその大部分ですから、どうしても画一的なマインスシーリングを課せられると、制度の根幹にメスを入れてその手直しをしていかなければマインスシーリングに達するわけにいかぬということ、これは健保だ、年金だ、いろいろな問題法案が今国会に出てきておるわけです。総理府も、その予算の大半は恩給費です。ここで画一マインスシーリングをかけられれば、総理府は他に削るところがないということにもなりかねないんです。マインスシーリングの総理府に対するお考えはどういうふうにしてかけていかれるわけですか。

○説明員(小村武君) 来年度以降のシーリングも恐らく厳しいものになるだろうということは予想されるわけではございますが、まだ具体的な内容についてはこれから検討を行つていくという段階でございします。私どもといたしましては、各省にシーリング、いわゆる要求の枠を設け、その中身については各省いろいろ工夫をしていただくということで今お願いしているわけでございします。

先生御指摘のように、厚生省等は年金、医療費等につきまして自然増が多いということで、そのシーリングの枠内におさめるというような大変困難な作業がございしますが、これは各省とも同じような御苦勞を願つておるわけでございまして、総理府においても新たにシーリングが設定された段階ではその枠内である工夫をお願いするということにならうかと思ひます。

○柄谷道一君 これは大臣に言わないとしようがないのかもしれないですけども、画一的マインスシーリングを進めていかれますと、よほど無理がかかる官庁と、何とか知恵を働かせればその枠内におさまるといふ官庁が出てくることはこれは必然です。たまたま恩給費というものはこれから受給者が減っていくということで、長期的に見れば何とかバランスはとれるでしょうが、来年、仮に人

事院勧告で六〇以上の勧告が出てベースアップした、そして恩給もこれに準じて上がるということになれば、これはことしより増加です。プラスに転じてきます。そういう問題について実態というものをよく把握した上で、シーリングのあり方というものを大蔵省でも検討していただかないとこれは大変なことになると思います、長官も閣僚として、そういう面については、十分に省庁ごとの実態の相違というものを踏まえた適正なシーリングのあり方について、ひとつ御発言を閣内で願いたいと思いますが、よろしくご意見をください。

○国務大臣(中西一朗君) 確かに問題はあると思うんです。それをどういうふうにするか全体としておさめていくという課題は、場合によっては避けられないわけでご意見を、そういったような事態になった場合には、私一人で決めるわけでもございせんすけれども、いろいろ全閣僚と相談をしなければならぬということはある得ることだと思えますし、その節にはいろいろとまた主張もいたしたいと思えます。

○柄谷道一君 次に、問題を転じて、旧軍人と自衛官の処遇のバランスの問題について、まず防衛庁にお伺いしたいと思えます。

私が要求いたしました資料によりますと、昭和四十九年以降、最近十年間における殉職自衛官の事故に対して訴訟の提起された数でございすが、航空機事故五十七件、艦船事故はなし、車両事故が三十件、訓練事故が二十四件、その他十七件、この十年間に二百二十八件の訴訟が提起されているわけでご意見を。これは防衛庁の資料ですから間違いないところだと思えます。このうち、現在審理中のものはどのくらいございしますか。

○説明員(渡邊正身君) 御説明申し上げます。

昭和四十九年度以降五十八年までの十年間におきますところの訴訟提起件数二百二十八件のうち、現在も裁判所で審理中のものは二十件でございします。

○柄谷道一君 既に解決した問題、まだ審理中の

問題を含めて、この訴訟になっております事件は、それぞれ事故の態様、原因、責任の有無、被害の程度、これが異なっておりますから、裁判所より提示された判決が一見類似の事案でありましても、その判決内容を比較検討してその傾向を推論するということが非常に困難だということも私もよく承知いたしております。ただ、十年間二百二十八件の訴訟が提起されたということは、現在の補償制度の内容に問題があるということではないかと思うんですが、防衛庁の認識はいかがでございしますか。

○政府委員(上野隆史君) お答え申し上げます。

防衛庁職員の災害に対します補償につきましては、防衛庁職員給与法第二十七条の第一項の規定によりまして、一般職の国家公務員、警察官等と同様の補償が行われるということになっております。また、その補償の内容も逐次改善されてきていますところである、こう理解をいたしております。しかしながら、自衛隊員の公務災害の実情を見ますと、若年の隊員の比率が高いということとございします。現行制度上は若年隊員の場合にはこれは補償額が低く算定されるという仕組みになっておりますので、ある意味でやむを得ないというところもございしますけれども、しかし私どもといたしましては、これが改善につぎましてはどうか今後とも勉強し、また努力もしてまいりたいと考えております。

○柄谷道一君 これは旧軍人に対する恩給法と現在の国家公務員の災害補償法、この立て方が全部違いますが、なかなか両者を対比するということは難しいわけでご意見を。私は両省に依頼いたしまして一つの仮定を置いて計算してみます。

これは、国家公務員災害補償法による補償、それから国家公務員共済組合法の規定による遺族年金の給付、この二つがあるわけですが、後者の方は共済組合相互の互助共済ということが目的でございしますから一応横に置きまして、国家補償による補償金額、特に年金を対比してみます。

と、現在の自衛官、これは二士一号俸の方が死亡いたしました。一士一号俸の待遇になりまして、年金額は百十二万四千八百円。以下申し上げますのは全部妻と子供二人を仮定いたしております。三曹一號俸の方が殉職されますと、二曹一號俸の扱いになりまして百二十九万七千円。三尉一號俸の方が殉職されて、二尉一號俸の扱いを受けるとして百五十六万八千二百円。三佐二號俸の方が殉職し、二佐一號俸扱いを受けるとして二百十五万六千円。これが遺族補償年金額でございします。

ところが、今度は逆に、恩給法による旧軍人の扱いをこれに對比してみますと、兵、軍曹、中尉の場合は、全部最低保障にひっかりまして百四十万四千円、ただし中尉の場合は、在職四十年以上の場合は百四十九万三千三百円、こうなるというんです。それから中佐の場合は、在職年によって違いますが、二十年の者で百八十四万一千五百円、四十年になりますと二百四十二万四千五百円。

人間の命、しかも国のために殉ずるということと同じでも国家補償の金額はこれだけ違う、私はバランスを失っているのではなからうか、こう思っています。いかがでございましょう。これは防衛庁と恩給局と両方に聞きます。

○政府委員(上野隆史君) お答え申し上げます。

旧軍人の公務死亡に対します公務扶助料が恩給法の規定により行われておりますのに対して、自衛官の公務死亡に対しては、国家公務員災害補償法の規定による遺族年金等と国家公務員共済組合法の規定による遺族年金等が併給されております。したがって、恩給法の規定による公務扶助料と国家公務員災害補償法の規定による遺族補償等のみをこれを単純に比較するということは、制度の面から見て必ずしも適当と考えられませんが、またこれによりまして旧軍人と自衛官の公務死亡に対する補償等のバランスについて判断するということは困難ではなからうかと存じております。

償額の算定方法などが異なっておりますので、恩給法による補償の方が高いと一概に言うことはできないのではなからうかと存じます。

【委員長退席、理事坂野重信君着席】

○政府委員(和田善一君) 恩給の場合は、先生御指摘のように、最低保障が多くの面にかぶっておりまして、受給者が妻で、扶養遺族が二人いるというケースにつきましては、最低保障はお示しのように百四十万四千円ということでご意見を。

それで、これと防衛庁の国家公務員災害補償法適用の場合とはバランスが悪いのじゃないかという御質問、これは難しい御質問でございします。非常に困るわけでご意見を、ただ私どもも、自衛官等現職の公務員が殉職した場合の国の補償のあり方についても、バランス上の一つの目安として配慮はいたしておるところでございします。それから、防衛庁の方から御答弁がありましたように、共済年金の関係あるいは一時金の関係等、恩給制度にない給付が自衛隊の方にあるというふうなことも考えますと、必ずしも恩給と自衛官とがアンバランスであるというふうにも言えないのじゃないかというふうに私は考えておるところでございします。

○柄谷道一君 これは長官、ひとつ宿題として私ここで言っておきますけれども、共済というものは性格が違ふんです。国家補償を対比しますと、例えば私挙げました同じ兵の殉職の場合、恩給によると百四十万四千円です。現在の場合には百二十万円でございします。それはどうかといいますが、恩給にある最低保障制度が国家公務員災害補償法にはないということですが、恩給の方も上落下厚という発想に基づいて上げた上上げていくわけですから、同じような発想がこの国家公務員災害補償法というものにも生きてきませんと、恩給と現在の自衛官というものの対するバランスということが問題になってくる。これも内閣全体としての私は重大な一つの検討課題ではないか、こう思っています。

さらに、国家公務員災害補償法二十条の二には、百分の五十を超えない範囲内で人事院規則で

定める率を乗じて得た額を加算」という加算制度がございます。これを受けて、人事院規則第三十二条にはそれぞれ加算のケースと率を明記いたしておるわけがございまして、人事院規則には自衛官に対する規定は含まれておりません。そして、防衛庁職員給与法二十七条でその準用をうたい、加算については、特例の取り扱いにつきましても政令で定められてはいるにすぎないわけがございまして。しかも、その政令を眺めてみますと、防衛出動による死亡、傷病という場合のケースは全然規定されていないわけがございまして。別に法律で定めると書きながら、現在の現行法にも国のために殉じた自衛官に対する処遇について大きな穴があるというのが実態であるわけがございまして。この面を内閣として総合的に検討して法的な整備を図っていくということでない、専守防衛の立場に立つて日本の平和と安全を守ろうとしている自衛官に対して片手落ちだと言われてもやむを得ないし、それは行政府及び立法府の大きな責任ではないかとも思うわけがございまして。こういう面に対して早急な検討を求めたいと思いますが、いかがでございませうか。

○国務大臣(中西一朗君) 自衛官についてのお話でございまして、榮譽の問題についてもあるいは災害のときの対応、やはり欠けるところがあると思ひます。私、直接の所管ではございませうが、しかし内閣の一員としてはそういふ点に關心を持って対処してまいりたいと思ひます。

○柄谷道一君 これはひとつ国務大臣として、防衛庁長官とも十分お話し合いの上、こういう法的な不備についての整備をこの際求めておきたい、こう思ひます。

次に、板垣委員からの御質問で取り上げられたところとございまして、昭和十六年五月以降の中国地域を加算年を一カ月について三カ月に改定することにつきましては、第百国会で本院で請願が採択されておるわけがございまして。この採択されました請願について、内閣から本院の議長に対して処理要領が回答として示されております。

これによりまして、戦地職務加算年の取扱いは、戦時、事変の状況を掌握していた旧陸海軍省を中心として、加算事由の生じた当時において種々検討の上、加算の程度、加算の期間及び地域並びに職務の範囲を勘案によつて定めていたものであり、これを現時点において見直すことは、加算制度の基本的な在り方を変更することとなり、また、制度内部の均衡という点からみても問題が多く、困難であるが、なお、慎重に検討いたしたい。

こういうことで、これは正式な回答文です。他の処理要領を見ますと、だめなやつはだめだと書いてあるんです。採択されたけれども、こういう理由でこの請願はなかなか行政府としては難しゅうございましてと答えていますが、本件に關しては困難ではあるけれども慎重に検討したい、こうなつておる。

そこで、その必要性は、板垣委員が触れられておりますので、私は重複を避けます。「検討したい。」というのであれば、一体何が必要かといひますと、私は請願者の湘桂作戦の実態に關する認識と旧陸海軍の意見を受けて今恩給局がとつておる認識との間に差があるということだと思ひます。検討しますということは、当然総理府は厚生省に對して実態の調査を依頼する。そこで客観的な事実をつかんで、公正にそれを判断する。それから初めてこの請願に對する取扱いの結論が出る。これをやらないと検討できないわけがございまして。認識が違つておつて検討、検討と言つたて前へ進まぬわけですから、少なくとも厚生省に對してこの湘桂作戦の実態に對する調査を依頼し、この請願の成否というものを客観的に分析するといふ姿勢があつてしかるべきだ、こう思ひます。長官、厚生省に調査を依頼されませんか。しないというのであれば、この内閣の処理要領といふのはどうなつておるというふうになります。いかがでございませうか。

○国務大臣(中西一朗君) 閣議で全員で合意をしてその回答をしたわけがございまして、厚生省

も当然その内容は御存じでございまして、なおこれから事務的にいふと詰めてまいる必要があるとは考へておりますが、先生の御意見のとおり作業を我々としてはしてまいりたい、かように思ひます。

〔理事坂野重信君退席、委員長着席〕

○柄谷道一君 これは恩給に關する請願ですから、まず走り出す、スタートを切るのは恩給局ですが、ボールを受けるわけにいかないわけですから、長官が言われましたように、これは速やかに実態の調査を厚生省に依頼をしていただきたい、そして厚生省の調査を待つてこの問題の請願の処理を図る、そういうことをぜひやつていただきたいとお願ひをいたしておきます。よろしゅうございませうか。――うなずかれますのは速記録に載らないんです。うなずかれましたので、承知したといふふうに議事録にとどめておきます。

それから次に、これは案山委員から指摘があつたわけですが、台湾人元日本軍人軍属に關する問題でございまして、この問題が国会で取り上げられてから既に相當の期間が経過いたしております。我が党だけでも、衆議院内閣委員会が五十七年四月一日に木下委員が、五十八年四月十九日には和田一仁委員がこれを取り上げておりますし、私も五十七年の四月二十日、本委員会がこの問題について詳細な質問を行つております。

この際、繰り返す必要もないと思ひますが、台湾は明治二十八年から敗戦まで日本が領土として統治し、台湾住民に對して皇民化教育を行つてきたところとございまして。そして、昭和十三年からは中国大陸の戦線に送るための台湾人軍夫の徴集が始まりました。昭和十六年十二月以降は、軍夫のほか、軍農夫、勞務奉仕団、農業義勇団、高砂義勇団、通訊、俘虜監督、そして昭和十七年には陸軍特別志願制度、十八年には海軍特別志願制度が設けられて、昭和十九年からは徴兵制度が実施されてきた地域でございまして、日本の国策のもと調べたところによりまして、

に日本国民として召集されました台湾人の方は二十万七千八百八十三名、これは前回の質問で厚生省が明らかにした数字でございまして。同じくそのうち、厚生省調べでは、戦死者三万三千四百名、そのうち二万三千名については名前すら確定をいたしております。戦傷病者につきましても、その数は確定されておられませんけれども、これは通常、戦死者の約三倍というのが戦傷病者の数、これが一般常識だと私は思つておりますから、傷病者の数は約十万人に達すると推定されるわけがございまして。

しかも、本件につきましては、東京地裁の判決によりまして、立法院の方にこの問題の処理がゆだねられてまいりました。そして、国会が本委員会であつたたび附帯決議を行つてゐることは長官も御承知のところであらうと思ひます。

そこで、私、一昨日、外務省のお役人の答弁を聞いておりました。どうも腑に落ちないんです。その答弁を要約しますと、日華平和条約が失効して外交關係がないとか、日本国民の台湾に對する殘置財産等を含め日台間全体の請求權問題が未解決である、他の分離地域の人々との公平を配慮する必要があるとか、他にも元軍人軍属に對する未払い給付問題、元文官に對する恩給問題、軍事郵便貯金問題、台湾記号郵便貯金の支払い問題等の懸案を抱えておる、そして我が国の財政が苦しい、こういうことで、私が五十七年に質問したときの答弁も一昨日の答弁も何らこれは変わつていないわけがございまして。

そこで、私は思ひますけれども、確かに文官恩給、未払い給付、軍事郵便貯金、台湾記号郵便貯金、さらに我が国の殘置海外資産、これは全部金の問題です。お金です。この問題を私、輕視しろとは言ひませぬけれども、それはそれでトータルとしての話し合いが行われなければならぬ。しかし、この台湾人元軍人軍属の問題といふものはお金じゃないんです。命の問題です。私も、南方戦線に参戦した経験を持つ者の一人でございます。戦友にも台湾人の方がおられまし

た。しかし、その戦死された方は、台湾人として死んだのではないんです。日本軍人として我々とともに戦い、そして戦時の教育もそうでございます。したけれども、天皇陛下万歳を叫んで死んでいっておるんです。こういう人々に対して、金の問題と絡めて、相当長い期間この問題が放置されているという事は、私は大きな人道問題、道義問題であると同時に、国際信義の問題であって、これは政治家として許されるべき問題ではない、こう認識いたしますが、私の認識について、長官、異論がございますか。

○國務大臣(中西一朗君) 異論はございません。

一昨日も申し上げましたが、この問題については、元軍人軍属であった、今は台湾におられる方方にとつては日本人の心に訴えておられるわけでございます。我々としては、それにやはり何かこたえなければならぬという事は、日本人としての義務ではないかというふうに思います。金額云々という話になりますと、またいろいろな問題が起こるかも知れませんが、こたえはしなければならぬ、いつまでもおいてはいいけない、かように思います。

○柄谷道一君 そこで、これは歴代総務長官の答弁を私、速記録から皆とってきたんです。

五十七年四月二十日、これは私の質問に対する当時の田邊長官の速記録です。私個人としては大変お気の毒に思っている。この問題については何らかの対応をしなければならぬ。台湾人元日本兵の問題は、確かに日本のために戦場に出て、そして亡くなった方または遺族の問題については、できるだけ何らかの解決を図りたい。また、これを図るべきだと考えている。大変困難な問題は横たわっていることは事実であるが、私も誠意を持ってこの解決に当たるべく努力する決意である。まことに立派な御答弁でございます。

前丹羽総務長官、五十八年四月十九日、これは衆議院の我が党和田一仁委員の質問に対する答弁でございます。事務当局は事務当局としての考えはあるが、私どもは互いに政治家として先生の提

唱はよく理解できる。戦後処理問題懇談会にこの問題を押し込みはしないが、御指摘の気持ちに伝わるよう努力したい。検討、研究の結果を踏まえてひとつやっていきたい。これが御答弁です。

そして今、現中西長官の御答弁がこれに加わりました。三代続く総務長官の決意の表明でございます。

そこで、端的に伺いますが、行政府はこの処置をあきらめて議員立法にゆだねられておるんですか、議員立法はせぬでもいい、我々が責任を持って解決するというお考えなんですか、お示しをいただきたい。

○國務大臣(中西一朗君) 私就任した直後、議員立法でいくのだという一部の自民党議員さんのお話もございました。それなりの期待も実はいたしておるのでございますけれども、まだ話が煮詰まらないということでございます。ただ、この問題を処理するについては外交上の問題もある。それをどうクリアするかということが問題であるわけですが、それを数名の方々が今熱心に実は糸口を探していただいています。恐らく御期待に沿えるような方策が見出せるのではないかと、いうふうに私自身は希望を持っています。その中身については申し上げる段階まで参りませんが、何とか早い時期に我々の希望がかなうようにしてまいりたい。その筋道のでき方いかんによっては議員提案でも結構ですし、そこは国会の御意思にお任せしたいと思えます。

○柄谷道一君 どうしても政府が動きがなければ、これは国権の最高機関たる立法院が、全党一致になるかどうかはわかりませんが、議員立法を提出して問題解決を図るしかない。何年も何年も同じことを質問し、歴代総務長官が同じことを答弁し、それで二年、三年そのまゝの状態だとおもうんです。ぜひ、この点については、我々も真剣に考えますが、長官として、また再び前中西長官がという質問を私にさせないよう、宿題を残さず、長官の任を果たしていただきたい。この

ことを希望いたしておきます。

それから次に、これは種山委員が取り上げられました従軍看護婦問題でございます。

これは私も質問に取り上げまして、昭和五十四年に旧日赤従軍看護婦、五十六年度から旧陸海軍従軍看護婦に慰労給付金が支給されましたことは、これに携った一人として評価をいたしておりますけれども、本院は引き続きまして五十五年、五十六年、五十七年、五十八年、この四回にわたって慰労給付金の増額を検討する附帯決議を行っているわけでございます。

私はくどくどと申しませんが、長官も御経験されたと思いますが、これらの人々は、戦時中日赤救護看護婦または国直属の従軍看護婦として軍の命令によって戦時衛生勤務に服された方でございます。しかも、軍人と生死をともにして戦傷病者の救護に献身されました。そして、敗戦後も外地で長期抑留生活を余儀なくされて、このために婚姻を逸したり、現在一人でやと生活している方、ないしは体を悪くして就職も思うに任せないという方など、高齢化や社会構造や環境の変化の中で老後の不安が非常に増大したという事は、長官もよく御承知のところだろうと思うわけでございます。

ところが、本院のたび重なる決議、これは一言申し上げますと、立法院は軍人に準ずる者として物価上昇に対応して慰労金の目減りを防いで実質価値を維持するために心の通った改善措置をとりなさいということを求めたのがこの決議の精神であったと私は思います。ところが、五十九年度予算でも何ら配慮されておられません。この改善措置についてどうお考えになっておるのか、お伺いします。

○國務大臣(中西一朗君) できることならば附帯決議を一番初めいただいたときに対処できておれば一番よかったのではないかと思います。しかし、気持ちはあるけれども、不如意だ、財布の方からまいかないというふうな事情も何回か続いてまいったと思うんです。そういうようなことを

考えるんですが、だからといってこの問題をいつまでも放置しておいていい問題とも思いません。どこで、どういうふうに工夫するか、知恵を出したいと思えます。

○柄谷道一君 昨年は公務員給与の改正が凍結されたということで恩給法手つかずだったですから、ことは苦しい財政の中で恩給を改善するんですね。そういう状態の中で、やはり軍人に準ずる働きをしてきたこれらの従軍看護婦に対しても温かい目を注ぐというのが公平な政治のあり方ではないか、こう思うんです。長官、何らかの方法で、こう言われるわけですから、その努力に期待をかけた、こう思います。

そこで、恩給局長が内藤委員の御質問に対してお答えになった答弁で私ども納得いかないんですけれども、恩給が公務員に対して一年おくれではないかという質問に対して、一年おくれとは必ずしも言えないという趣旨の御答弁をされたんです。ところが、立法院は附帯決議の第一項で、一年おくれなんだからこれを近づけて同一時期に実施するように努力しなさいということを求めているんです。これは全党が賛成した附帯決議ですから、我々内閣委員会の意思は、現恩給は一年おくれであるという認識なんです。この趣旨を曲げずに素直にとつていただきたいということが一つです。

それからもう一つは、附帯決議をそんたくして十二月おくれを十一月おくれに近づけたんですかという点に対しては、昨年凍結された事情もこれあり特別措置である、こうお答えになりました。ということならば、国家公務員共済年金の方も、昨年は凍結です。片や特別措置がとれて、どうしてことし特別措置が共済年金に配慮されないのか、この点の説明にはなりません。

この二点について、納得のいくお答えをいただきたい。

○政府委員(和田善一君) 附帯決議の御趣旨、そのお考えもよくわかるわけでございますが、私ども今まで考えております考え方は、毎年のペース

アップを、前年の公務員給与を指標としてことし
のアップをするということで毎年アップを続けて
まいりました。したがって、必ずしも水準が
一年おくれではないのではないかと、いろいろ考
えておりますが、なおこの点は他の公的年金制度
のあり方等も参考しながら検討を続けてまいり
たいと思っております。

共済組合のことにつきましては、私ちよつとお
答える立場にございませんで、お答えできな
いところでございます。

○柄谷道一君 大蔵省、来ておられますか。――
大蔵省は、恩給の方は昨年凍結の見合いとしての
特例措置をとった、こう言われるとすれば、大蔵
省所管の共済年金は同じ昨年凍結でありながらど
うして特例措置は考えられなかったんですか。

○説明員(坂本導郎君) 国家公務員共済組合につ
きましては、御案内のように、旧法部分につきま
して恩給と合わせて三月実施、それから新法部分
につきましては四月実施、こういう措置になって
いるわけでございます。

お尋ねの、恩給になぜ合わせないかという点
は、旧法部分につきましては、恩給公務員等の期
間でございますので、特例的に恩給の三月実施
に合わせている。しかし、新法期間につきまして
は、御案内のように、共済年金も社会保険でござ
いまして、労使の負担で原則として賄われるとい
うものでございまして、現役の公務員の厳しい
給与状況の中で、卒業生である年金受給者につ
いてのみ従来以上に有利に取り扱うということは負
担をする現役との関連からどうか、さらにもう一
つは、一般的な民間を対象とする厚生年金の時期
が四月であるということ、これも勘案して四月と
したところでございます。

○柄谷道一君 議論してもしょうがないんですけ
ど、恩給局長は、昨年恩給は凍結されたままだ、
だから一カ月早めたんです、特例なんです、こ
うおっしゃる。我々これを受けるかどうかは別で
す。そういう政府の御姿勢ですね。ところが、今
度は公務員の方も、新法部分についてはこれは昨

年ベースアップ凍結です。条件は同じじゃないで
すか。民間の方とのバランス、これも考えなきゃ
なりません。しかし、民間の賃金は去年上がって
おるんです。だから、この論旨の立て方が、一年
おくれを双方近づける、恩給は近づける、十一カ
月にし、将来は十カ月にし、九カ月にし、これは
財政状況にもよりますが、そういう姿勢でいくと
いう発想ですというなら、これはまた別の理解の
仕方があろうと思うのだけれども、ストップだか
ら特例だといえ、公務員だってストップだから
特例があつてしかるべきじゃありませんか、民間
の年金との差は民間の賃金は凍結ではなかったと
いうことで説明がつくじゃないですかという、素
直な、率直な問いに対して答えようがないじゃな
いんですか。

○説明員(坂本導郎君) 説明が繰り返になりま
すけれども、今御指摘のように、現役の公務員の
給与は一昨年凍結されてペーがなかった、そうい
う中でOBの方々についてのみ、従来は四月以降
の実施でございしましたが、それを早めるというこ
とは現役とOBとの関係の均衡を失する。特に、
現在の公的年金制度全体を通じて言えることでご
ざいますけれども、現在の公的年金制度を、この
まま制度を維持してまいりますと現役の負担が非
常に上がり過ぎるということから、むしろ現役と
OBとの関係では年金の給付水準を適正化してい
かなきゃならないという状況にあるわけでござい
ます。したがって、そういった面も考慮いたしま
すと、やはり新法期間について三月にするという
ことはバランスを失するのではないかと考えたわ
けでございします。

○柄谷道一君 これは共済法の法案の賛否にかか
わる問題でございしますから、これ以上議論してお
つてもしょうがありませんので、これは賛否の態
度をもってこの問題に対する意思を表示いたした
い、こう思います。

ただ、恩給局長に言っておきますけれども、附
帯決議の第一項をよく読んでください。恩給の実
施時期については、現職公務員の給与とのおくれ

をなくするよう特段の配慮をするともに、各種
改善を同時期に一体化して実施するよう努めるこ
とというところで、恩給局長は立法院の一年お
くれだという認識をやはり重視してもらわな
いと、これは他の委員も言いましたけれども、一
体何のためにこの附帯決議しているのだからかと
いうことになりますから、この点は注意喚起い
たしておきたい。

私は、そのほかにも、恩給の年齢に対する停止
問題ないしは他に収入がある場合の減額方法、い
わゆる停止額の方法、これも、恩給と共済年金と
厚生年金とこれと対比しますと相当の違いがある
んです。これはもちろん停止年齢、減額される年
齢が、恩給は死ぬまでだとか、共済は七十までだ
とか、厚生年金は六十五歳までだとかいう差もあ
ります。それから恩給は給与外のあらゆる給所
得を対象にしているということと、共済及び厚生
年金はいわゆる給与所得を対象にしているとい
う、制度、立て方の違いもありますけれども、恩
給で言いますように二百五十万円の年金、そして
それ以外の収入一千万という場合は、厚生年金は
全額カットです。月額十五万五千円以上は六十五
歳に達するまで厚生年金は全額停止です。やはり
国家、国民のために、また長年公務員として働
き、かつ死亡した人に対して国が手厚く見る、そ
れは当然そうあらなければならぬ。しかし、国民
の目から見ると、それが公平であるか、公正であ
るかという国民感情を無視することもできない。
なるがゆえに、臨調はバランスを見ながら見直し
なさいということをお答えいたしておるわけでござ
いますから、私はこの面についても十分な検討を
求めておきたい。

そして、人事院勧告問題については、私は共済
年金制度のときに詳しく申し上げましたけれど
も、やはり大もとをその場その場でいじれば他に
波及するところは極めて大きい、そして矛盾が矛
盾を拡大していく、こういう事態を深刻に御反省
になりまして、五十九年度人事院勧告につきまし
ては、大臣の申されましたこと、そして内閣の我々

に約束されました姿勢を堅持して完全実施に向け
て取り組んでいただきたい、このことを強く要望
いたしまして、私の質問を終わります。

○前島英三郎君 二日間におたりまして、先輩委
員、それから政府とのやりとりをいろいろと拝聴
してまいりました。

初めに、恩給制度の性格につきましてお尋ねし
たいと思うんですが、今日の恩給の実態を
見ますと、受給者の構成の面から見まして、ま
た公務員の共済制度が整ってきているという制度
的な面から見しても、旧軍人軍属恩給制度とい
っても差し支えない実情に近いだろうと思うん
です。一兆数千億円の九十数%のそういう形の制
度の中身を見まして、そのようにとられるわけ
です。

ところが、恩給制度の歴史的経緯を見ても
すと、太平洋戦争の終結後、GHQの指令により
まして、一部の傷病者の恩給を除いて数年間空白
の時期というものがございました。その後、昭和
二十八年に再出発したわけでありまして、その前
にもう一つ曲折がありまして、すなわち、昭和二
十七年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され
まして、いわばサンフランシスコ条約後、第一歩
として戦傷病者戦没者の遺族の援護対策というも
のが出発したわけであります。その翌年に恩給制
度が改正されました。いわゆる軍人恩給の復活を
見たわけでございしますが、その際、前年に制定さ
れた援護法の対象者の中から恩給の方に相当数の
方々が移行していった経緯もあるようでございま
す。

恩給の立場から見ますと、旧軍人軍属は同一の
制度のもとで扱われるのが当然という考え方があ
るかもしれませんが、援護法制度当時の考
え方から見れば、一本の制度体系が二本立てにな
ってしまったと見ることもできるのじゃないかと
いうふうにも思います。その後の経過を見ており
まして、恩給制度と援護法は大体におさまして
横並びで改善が図られてきておりますし、国家補
償という基本的な考え方も、戦傷病者戦没者に対

りませんで、一足す一はマイナス二になるなんというようなケースもあるわけなんですけれども、多くの場合はその奥さんも含めて、少なくとも二人が家に拘束されますから、障害を負った夫にかわって働きに出るというわけにはなかなかまいりません。そして、やがて重症の夫が亡くなったときに、公務上のけがが原因ではないから後は知りませんと言われたら、残された遺族は本当に途方に暮れてしまふわけなんです。そうならないようにというのがこの増加非公死扶助料であると私は思うんです。

遺家族の生活実態に目を向けたまことに適切な制度であると思ふんですけれども、この制度は戦前からあったと聞いておりますが、どういふ考え方に基いて創設されて育ってきたのか、その沿革、それから制度の性格、目的、私も勉強した一部分を申し上げた程度ですから、何えればと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(和田善一君) 増加非公死扶助料の性格につきましてまず申し上げますが、これはただいま先生がおっしゃいましたことと同じでございます。

長年、重度障害の公務員の介護に御遺族の方が従事したという特殊事情がありますが、それだけではなくて、そういう重度障害の方が、生存中に比較的多額の増加恩給という恩給を受けておられまして、それが死亡と同時に全くななくなってしまうというところは余りにもお気の毒でありますので、これは普通の扶助料よりも割り増しをする必要があるという考え方からできたものでございまして、大正十二年に現行恩給法ができました当時は普通扶助料と同じ額で特別の割り増しがなかったわけでございます、こういう方々につきまして。

しかし、昭和八年に改正がございまして、五年間に限りまして年額の三割相当額を加給するということになりました、さらに昭和十三年の改正によりまして普通扶助料の年額に対して一定の倍率を掛けるという方式に改めました。公務扶助料

の方も、やはり普通扶助料に一定の倍率を掛けるわけでございますので、それとのバランスを考慮しながら運用してまいったわけでございます。

昭和二十八年の軍人恩給の再出発に当たりまして、増加非公死扶助料の年額は公務扶助料の年額の七五%相当が適当であるという判断に立ちまして、そういう割合になるように制度をつくりましてまいっております。一時、増加非公死扶助料の方が兵の階級において若干この率が低くなつてしまつたということがございまして、これも昭和四十五年に公務扶助料の七五%というふうに再度引き上げまして、その後増加非公死扶助料につきましても、先ほど申し上げましたような最低保障の最低保障額を七五%相当額ということでこの最低保障も設定してまいったわけでございますが、遺族加算制度を昭和五十一年に創設いたしました、ベースアップ以外の上積み改善をいろいろいたしたというふうなことで、現在は遺族加算を含む額で比較した場合、公務扶助料の最低保障額の七九・三%の水準になつてゐるというのが現状でございます。

○前島英三郎君 最低保障ということ、それがその意義を大変大きくしたというふうにも思うわけですが、けれども、増加恩給の平均年額というのは、五十八年三月末の数字で見ますと約二百三十七万円でございます、増加恩給の場合、一方、増加非公死扶助料の最低保障額は百四十七万円、今回改正で増額しても百八十六万円、五十八年三月末の平均年額で見ても百六十六万円、ごく大ざっぱに言つて、増加恩給の半分以下、四割ちょっとという水準でございます。平均年額で比較するのは適当でないかもしれませんが、これでは遺族の暮らしは随分苦しいのではないかと、こういう感じがするんですけれども、最低保障の額をもっと引き上げるべきだと思ふんですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(和田善一君) いろいろな見方があると思ひます。先生のような見方もあると思ひます。

す。

私もといたしましては、今申し上げましたように、公務扶助料とのバランスということが一つあるわけでございます。しかし、通常のベースアップ以上に上積みをしていくという努力も続けてまいりました、公務扶助料あるいは増加非公死扶助料につきましては、相互のバランスを保ちながら、通常のベースアップ以外に、今回におきましてもさらに上積みをしていくという努力を続けてまいりましたことを、どうか御了解いただきたいと思ひます。

○前島英三郎君 これからのいろんな推移の中でぜひ最低保障の増額を、ちょっとその差があり過ぎるという感じがいたしますので、御検討いただきたいと思ひます。

恩給受給者が平病死した場合の遺族の受ける扶助料は、普通恩給の場合は普通扶助料、公務傷病者で増加恩給の場合は増加非公死扶助料ということになっておりますけれども、昭和五十一年にも一つ別の年金ができました。これが傷病者遺族特別年金、通称傷病特でございまして、これは比較的軽症の方が受けている傷病年金なんですけれども、もしくは特例傷病恩給の受給者が平病死した場合にその遺族に支給されると聞いておりますが、この傷病特年金につきまして、その性格、目的を伺いたいと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(和田善一君) 増加恩給の対象となつてゐる方々に比しまして、傷病の程度が軽い傷病年金の対象となる方、あるいは公務そのものではなくて公務に關連する原因によりまして疾病にかかられました特例傷病恩給の対象の方々、これらの方々が亡くなりになりましたときには、御遺族に對しまして従前特段の措置はなかつたわけでございますが、増加恩給に比しまして傷病の程度あるいは因果關係の程度が希薄であるということだつたのだと思ひますが、ただ、そういった方々の御家族も傷病者を抱えまして長年御苦勞なさいまして、また本人の生存中は年金が支給されて、死亡と同時にそれが全くなつてしまふという

のは適當でないという観点から、その御遺族に對しまして特例措置として年金を支給することにしたしまして、昭和五十一年の法律改正によつて設けられた制度でございます。

その年額も、当初は年額十万円ということを出発いたしました、その後逐年増額を圖つておりまして、現行は二十五万九千円になつております。さらに、昭和五十八年度におきましては、年額四万八千円の遺族加算制度というのを設けまして、この額に定額をプラスするという措置も講じた次第でございます。

○前島英三郎君 それにしても随分低額だと思ふんです、十万から二十五万九千円、そういう経過は経過として評価できるわけですが、受給者が一万二千円近くということをおつておりますけれども、今後はもっと増加しそうな気がいたします。そして、年齢分布を見ましても、高齢化の傾向を増しております。社会保障的な面を重視したいという先ほどの御答弁もあつたんですけれども、その社会保障的な面を重視するとなれば、ちょっと低額過ぎると思ふのは私ばかりじゃなくと思ふんですけれども、せっかくつくつた年金ですから、もっと引き上げて生活の支えになるようにしてはどうか、こう思ふんですが、その辺はいかがでしょう。

○政府委員(和田善一君) これは、先ほど申し上げましたように、新たに設けられました制度でございますので、しかもその制度の趣旨が、御本人の死亡と同時に全くなつてしまふというのにも適當でない、また傷病者を抱えて長年御苦勞なされたという方々から、全くなつてしまふという方々の措置でございまして、御本人の御経歴によりまして扶助料が出るとか、あるいは御本人の御経歴によりまして遺族年金が出るというふうな方々は年金があるわけでございますから、その方々にはここまでは必要でない、何も出ないという方に差上げた制度でございます。

それで、十万円から引き上げた経過は申し上げましたが、さらに年額四万八千円の遺族加算制度

も設けるといふようなことをいたしてまいりましたが、今後とも普通扶助料の最低保障額との均衡などを考慮しながらその改善に努力してまいりたいと考えている次第でございます。

○前島英三郎君 最低保障額に戻りますけれども、いろいろな種類の恩給や扶助料における最低保障額は、普通恩給の最低保障額が一つの基準といえますか、目安にされているようにございいますか。

そこで、普通恩給の最低保障額の算定の考え方がどうなっているのかというのを伺っておきたいんですけれども、一つは最低保障の性格という点、もう一つは引き上げを図る際の考え方、この両面について恩給局はどういう見解をお持ちなんですか。

○政府委員(和田善一君) 普通恩給の最低保障額の考え方について申し上げますが、本来、恩給制度にはこういう最低保障制度というものはなかったわけでございますけれども、勤続年数が長いにもかかわらず、恩給というものは俸給を基礎に計算いたしますので、俸給が低いという理由によりまして恩給額が余りにも低いというものもあつたわけなので、これを改善する趣旨で、最初、長期在職者、長期在職者と申しますのは、実在職者が兵、下士官の場合は十二年、准士官以上は十三年という必要在職年数を九々持つていの方、そういう長期在職者につきましては余りにも低い年金ではいかかというところで、最低保障制度を昭和四十一年に設けたわけでございます。それから逐年それを増額してまいりましたために、短期在職者と申しまして、十二年あるいは十三年に実在職年数は達しませんけれども、加算年等によりまして達したことにみなされます短期在職者につきましてもこの制度を取り入れて、昭和四十九年から短期在職者にも広げたというのが基本的な考え方でございます。

これの改定の考え方でございますけれども、公務員給与の改定とか物価上昇率等を勘案してその額を決めていたところでございますが、本年はそ

れらを総合勘案いたしましたして、昭和五十九年三月から兵の仮定俸給の増額に準じまして二・一％引き上げるといふことにした次第でございます。

○委員長(高平公友君) 恩給局長、正面に向かつて大きい声で発言願います。

○前島英三郎君 大分お疲れでしょうが、私が最後でございますから、ひとつ頑張ってください。恩給法による障害の程度の表について伺いたいと思ふんです、私も身体障害者の場合は、身体障害者福祉法の施行規則にありますが等級表によりまして、一般から六級まで手帳に記載されております。恩給法の場合は特別項症という、これは初めて聞く言葉なんです、特別項症から第七項症まで、それから第一款症から第四款症まで、こう統括しているわけなんですけれども、その等級のありようは身体障害法とはかなり違っているんです。私の見たところによれば、恩給法の等級表はかなり現実的ではないというか、日常生活上の不便さ、困難さを余り正確に反映していない、こういう指摘をせざるを得ないわけなんです。

考えてみますと、恩給法の障害等級、症状等差と呼ぶのだそうなんですけれども、これは一部の手直しを除けば、基本的な構造は大正十二年に制定されたものがそのまま今日まで引き継がれているのでありますから、その後の医学の目覚ましい大きな進歩を考えれば、現在において合理性を欠くと思われざるを得ないのは当然なことだといふふうに思ふんです。昭和四十一年から四十二年にかけて、この問題点について全面的に見直すために、症状等差調査会というのを設置して検討してもらい、その答申を受けているんですけれども、その答申は部分的には反映されたものの、全体としては採用できなかったようございいます。その理由は、どうして全体が採用されなかったのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(和田善一君) 傷病恩給症状等差調査会の報告が、先生御指摘のようにございまして、各障害の全般にわたる大幅な格付の是正を指摘したわけでございます。これをそのままの形で法律

化するといふことはいろいろ非常に問題が多かつたわけでございます。症状等差を、要するに症状、障害の格付をそのときの現行制度よりも引き上げるべきとされたものはともかくといたしまして、等差を引き下げるべきであるといふようなものもありました。引き下げるというふうなことになりますと、既得権ないしは期待権との関連で極めて困難な問題もございしました。

そこで、いろいろ検討しました結果、調査会の報告において、おおむね現行よりも症状等差を引き上げるように指摘している肺結核とか精神障害等の内部疾患につきましては、できるだけ報告の趣旨どおりに取り上げることとしたしました。症状等差を引き上げるものと引き下げるものとがまざつては、一部の例外を除きまして原則として手をつけたいというところで、そのときは改正を行つた次第でございます。

○前島英三郎君 引き上げるものと引き下げるものとが混在して、なるほど、引き下げに該当する方々にとってはそれはとてもないといふことになりまして、しかし当然引き上げられるべきだと思われ方々にとっては非常に心外だといふ声もきつたところと申すんです。不公平感といふのはやっぱり相変わらずその後に残されているのじゃないかといふふうにも思ふんですけれども、旧時代の表を使つていて私は不都合を感じることとは当然あるのじゃないかといふような気がするんですけれども、将来これを見直すなり、再検討するなり、是正を図る意思があまりかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(和田善一君) 恩給法の症状等差の規定でございますけれども、これは割合に簡単な規定でございまして、その備考欄で、本則に掲げる各症に準じる者はまたそれぞれの等級に格付するといふ規定がございまして、査定いたしていただくわけでございまして、この症状等差表が進歩した今日の医学の目で見たと場合に不合理な面があるから改正したらどうかという御指摘でございます。

ば、現在傷病恩給はほとんど全員が既裁定者で既に裁定されてしまつていて、現時点でこれを改正することは非常に既得権、期待権等の問題が絡む困難な問題でございますが、新規にまた請求がある、あるいは事後重症で症状の等差を改定する請求が出てくるというふうなことで現在でも格付の判断をしますが、その節は先ほど申し上げましたような大体各等級に相当するものについては各症に準じて格付するといふ一般的な規定によりまして、現代の医学で判断いたしましたそれぞれ妥当な等級に、顧問医の意見を徴しまして格付しているという操作を行っておりますので、その顧問医の意見、もちろん現代医学の一番進歩した意見を採用しているわけでございますが、まずこの査定については運用上別に不都合な点はないのじゃないかといふふうにご考慮願います。

○前島英三郎君 二日間いろいろ話を伺っていますと、仮定ではありますけれども、やがてその受給者がゼロになっていくという部分まではなるべく新たなものに踏み込みたくないというふうな消極姿勢が恩給局にはあるような感じがいたしました。ちよつと残念に思つていられるわけなんですけれども、年金制度といふものは、ある時点においては公平でなければならぬと同時に、時間経過といふものですから、歴史経過といふものも無視できないであらうと思ふんです。しかし、特に恩給制度は過去について国家補償という性格があるわけですから、なおさらその問題は重要だと思ふんです。しかし、恩給の受給者は今日生きておられるわけでありまして、今日の生活にとってどうなのかという点について十分必要な配慮がその時代に即応してなされなければならないといふふうに私は思つております。そうなりますと、戦傷病者特別援護法に恩給法の障害等級が援用されていることとは是非について検討してみることが必要であるのじゃないかといふような感じがするんですけれども、なかなかその辺は踏み込みづらいところなんではないか。いかがでしょうか。

○説明員(加藤栄一君) ただいまのお話でござい

ますが、戦傷病者特別援護法は、いわば使用者的な立場にあります。国家が、軍人軍属等でありました方の公務上の傷病に因りまして、国家補償の精神に基づきまして、療養の給付でありますとかあるいは補給品の給付等の援護を行うことを目的としております。この場合にその対象になります方を特定いたすわけでございしますが、その場合に、かつて軍務に服しておいた軍人でありまして、あるいは軍属でありますとか、そういう身分関係を見るとか、あるいは公務傷病にかかっておられるかどうかという公務性を判断するというようなものと並びまして、その対象範囲を確定いたします一つの基準として、公務傷病に対する国家補償という点で給付をいたしております恩給法の障害等級表を使用しているわけでございします。

戦傷病者特別援護法の基本的な給付といたしましては医療の給付でございしますが、この場合は障害等級の最低限が問題なわけでございまして、その後一たん対象になりますと、公務傷病でありますれば現在の医療の給付は健康保険法の診療の方針等を準用しておりますが、それに基づきまして、特に格差を障害等級によりましてつけているわけではございませんので、その点につきまして特に現在問題はないのではないかとこのように考えております。

そのほか、国鉄の乗車船の無償扱いというのがやはり特別援護法にございします。これは等級差によつて給付内容が異なりますけれども、これは非常に大きなききめ方をしておりますので、特にその面で現在の等級表で不都合な点はないように考えております。

○前島英三郎君 いろいろ御説明をいただきましたが、例えば国鉄の乗車船の無料扱いという問題にいたしましても、障害等級によつて回数ランクがあるわけですが、二回まではいいとか十二回まではいいとかというふうな。何か基本的な考え方が妙なんですか、この特別援護法にとつて必要なのは、症状等差というランクではなくてその対象者の範囲であらう、私はこのように思うんです。昭和三十八年にこの法律は議員立法でできたのでございしますが、厚生省は何となく押しつけられたようなつもりでいるのかもしれないけれども、法律の体系を見ると、今私が申し上げたように、対象者の範囲、しかもそこには差別があつてはならない、こういう気がするんですけれども、厚生省の今後の努力はそういう点に着目をしていただくかがですか。

○説明員(加藤栄一君) 私どもは、できるだけ給付につきましては需要に対応いたしまして必要な給付をいたしたいというふうに考えておりますので、適用に因りまして必要な場合は、この国鉄の乗車船の無償の取り扱いにつきましては、沿革的な問題もございまして重度の方には回数を多くする、これも診療等に行かれる場合が多いとか、いろいろな理由が考えられるわけでございします。また、介護者をつける必要があるとかいうこともございします。全く無差別にその等差に関係なくやるというのにも必ずしも合理的ではないと思ひますけれども、それ以外に不合理な取り扱いというものがあるのかもしれないと、私どもとしてもそれを検討いたしまして、合理的な取り扱いにできるだけ改善していくというところは、もちろんやぶさかではございません。

○前島英三郎君 戦傷病者の方々の相当数の皆さんは、同時に身体障害者福祉法の対象者にも該当しているわけですが、したがって、戦傷病者手帳を持ち、あわせて身体障害者手帳を持しまして、税制とかあるいは厚生省の一つの福祉法の中に必要に応じて各制度を活用できるようになっているわけなんです。法目的はそれぞれ異なっているとはいへ、対象となるお一人お一人にとりましては身一つでございしますから、両方が円滑な関係になつていなければならぬと思ひます。援護局として身体障害者福祉法との調整は今後どのようにしていくおつもりなのか、それも伺つておきたいと思ひます。

○説明員(加藤栄一君) 戦傷病者特別援護法によります援護のうちで、身体障害者福祉法と同種の援護をいたしましては医療の給付の一部が同じところがございます。それから補給品の支給などございします。今も先生おっしゃいましたように、考え方の趣旨は違つたわけでございまして、軍人軍属等の公務上の傷病に因りまして、使用者的な立場にありまして国家補償の精神に基づきまして全額国の負担においていずれも給付しているわけでございします。身体障害者の方の福祉の観点から社会保険制度といたしまして制定されております身体障害者福祉法によりまして給付とは対応が違つ場合もあるかと思ひますが、ただ、私どもの方では、身体障害者福祉法の改正あるいは議論といったものにつきましては逐一私どもの方でも把握いたしまして、取り入れられるべきものは取り入れたいという態度でおります。

また、戦傷病者特別援護法によりまして援護とこれらの身体障害者福祉法によりまして援護との両方が受けられる、重複するというような場合には、一般的には戦傷病者特別援護法の方の給付が優先適用されるというふうなように調整はそれぞれされておるわけでございします。

○前島英三郎君 その調整にいたしまして、身体障害者手帳の人には対象になつていて、戦傷病者手帳の人には対象にならないという制度も幾つかあるわけですが、高速道路の通行料の割引制度なんかはその一つだろと思ひますけれども、しかし手帳を二冊持てばこの問題は解決されるわけですが、ところが、戦傷病者手帳を持つ人でも身体障害者手帳とれる人とならない人があるわけですが、一方、身体障害者手帳だけ持っている人から見ると、戦傷病者手帳を持つ人がうらやましいような感じを持つことも間々あるわけですが。

こういう点が細かく申し上げるといろいろあるんですけれども、妙な不公平感が広がつては大変困るというふうにも思ひますけれども、逆の見方をすると、二冊の手帳を持って双方のそれぞれ必要な制度を活用してよいのだということをお戦傷病者手帳の所持者がみんな知っているかという

とそうでもない、こういう部分もあるのじゃないかと思ひます。知らずに窮屈な暮らしをしていられる方がおられたら、それは大変お気の毒だと思ひます。制度は十分に活用していただきたいという点、そして前に申し上げました妙な不公平感を生まないための配慮、この両面において工夫していただくよう、ぜひ援護局の方に要望しておきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(加藤栄一君) 戦傷病者手帳を保持される最低限の障害といひますのは、確かに身体障害者手帳の資格の最低限に比べますとかなり低目になつておりました。これはやはり戦争で犠牲になられて戦傷病者になられたということに対する対応として合理的なものであると思ひております。また、それを持つことによりまして、戦傷病者相談員によりまして相談でありますとか、あるいは各種の団体の会合等でも戦傷病者であることが明らかになるとか、いろいろな戦傷病者に固有のメリットというものは、これは不公平なものではないというふうに考えております。また、今、先生おっしゃいましたように、そのほかに身体障害者という面での側面ももちろんあるわけでございします。その点についての広報といひますか、周知徹底につきましては私どもも十分に留意いたしたい、かように考えております。

○前島英三郎君 次に、恩給の新規請求並びに新規認定の状況について伺ひたいと思ひます。

戦後約四十年、恩給の新規請求というケースは余りなくなつてきていると思ひます。しかし、恩給制度の改定は、昭和四十年代後半まで対象者の範囲にかかわるものがありましたし、また今日でも戦後処理問題を新たな問題として検討しなければならぬ面が出てきているように、解決したようでは解決されていなかったケースもいろいろあると考へられます。その議論も二日間におたつてなされたようでありまして、そこで過去五年につきまして、恩給別に新規の請求及び裁定の状況を報告していただきたいと思います。思ひます、いかがでしょうか。

○政府委員(和田善一君) 過去五年間にわたりまして、恩給種類別に受け付けました件数、それからそれを処理いたしました件数、新規のものにつきまして御報告申し上げます。

昭和五十四年。普通恩給、受け付けが一万四千四百三十三件。処理が一万三千三百九十九件。普通扶助料、受け付けが二万四千三百五十七件。処理が二万二千七百六十五件。公務扶助料、受け付けが一千四百四十一件。処理が一千二百五十五件。傷病恩給、受け付けが九千七百七十三件。処理が一万一千三百三十三件。処理の方が多いのは前年から引き難いのでございませう。

昭和五十五年。普通恩給、一万一千六百四十四件。処理が一万一千六百三十五件。普通扶助料、受け付けが二万六千三百三十八件。処理が二万五千五百八十一件。公務扶助料、受け付けが一千九百七十九件。傷病恩給、受け付けが七千八百八十一件。処理が七千四百七十七件。

昭和五十六年。普通恩給、受け付けが六千五百五十件。処理が三千八百八十二件。普通扶助料、受け付けが一万七千八百七十一件。処理が一万七千六百六十六件。公務扶助料、受け付けが一千二百三十八件。処理が六百八十九件。傷病恩給、受け付けが五千六百九十四件。処理が六千六百四十四件。

昭和五十七年。普通恩給、受け付けが五千七百二十三件。処理が四千六百九十一件。普通扶助料、受け付けが一万三千六百九十一件。処理が一万三千九百八十五件。公務扶助料、受け付けが一千三百八十五件。処理が六百五十五件。傷病恩給、受け付けが四千七百九十六件。処理が四千六百七十七件。

昭和五十八年。普通恩給の受け付けが三千八百五十九件。処理が六千七百七十四件。普通扶助料、受け付けが一万七千二百一十一件。処理が一万五千三百四十四件。公務扶助料、受け付けが二千八百八十二件。処理が千七百七十四件。傷病恩給、受け付けが七千五百五十二件。処理が四千二百七十七件。

○前島英三郎君 いろいろな受け付けが、たくさんの方々が受け付けが終わり、そしてまた処理もされ、それが繰り返され続けているわけですから、さしてその中で、いろいろなケースがあるだろうと思ひますけれども、私はかねてから三浦清重さんという方から相談をお受けいたしまして、何とかならないものか調査を始めていた件がございませう。

三浦さんは、戦時中、海軍におられまして、ある事故に遭いまして、今日では車いすで生活しておられますが、今なお恩給を受けることができず、苦しい思いを強いられておられます。恩給の裁定そのものにつきましては、この場でどうというわけにはまいらないだろうと思ひますけれども、いろいろな事情を伺うにつけても、何かしら立つような思いに駆られておられます。それは一面戦争というものの非人間性がここに浮き彫りにされていることにはかなりありますが、三浦さんが一人で苦勞されている姿を見ますと、政府は間違ひは無いが民や兵の言うことには間違ひがあるものではないかという、いわば官尊民卑の姿勢がいかにも見られてならないという面も打ち消しがたいのでございませう。

三浦さんの経過を御報告申し上げますと、事故は昭和二十年八月十六日に起こりました。終戦の翌日のこととございませう。高知県夜須町手結というところの住吉海岸でその事故は起こりました。大戦の末期、神風特攻隊の名は知らぬ人はいないほどであらうと思ひますが、特攻隊は空からばかりではありませうでした。人間魚雷回天の名を知っている人は多いでしょう。しかし、震洋艇となりまして知る人は大分少ないようございませう。震洋艇は、一人乗りのモーターボートのような艇のへさきに二百五十キロ三百キロの火薬を詰めまして、敵艦に体当たりをしようという特攻兵器でございませう。終戦近くになってから、本州の南海岸沿いを中心に南はフィリピンまで配備したようございませうが、出撃の機会も少なく、終戦を迎えて

たようでございませう。しかし、死を決意し、各基地で出撃を待ったことには他の特攻隊と変わることはありませうでした。

ところが、高知県住吉海岸にいた第一二八震洋特別攻撃隊第三嵐部隊は思いもかけぬ運命に出会ったのであります。初めての出撃命令が終戦の翌日に出されたのであります。基地には二十五五の震洋艇がありました。トンネルの中から隊員たちが艇を引き出して海岸に並べます。ところが、一そりが火を噴き出しました。数人がかりでこの火を消しとめよう。誘爆すると危険ですから、一時全員が退避させられ、様子を見ます。待つこと十五分、あるいは三十分、もう大丈夫といきで再び配備についたわけなんです。そのとき、二十隻が吹き飛んだのであります。燃料だけならまだしも、火薬が詰められておりましたから、それは物すごい爆発だったと証言をしておられる方がおられます。この爆発事故で百人以上の方々が亡くなりました。実は、正確なところはわかりませんが、もともと基地に何人いたのかということも実はわかっておりません。当時十六歳だった三浦さんもこの爆発で吹き飛ばされたのであります。三浦さんもこの爆発で吹き飛ばされたのであります。三浦さんの三分の二の方々が亡くなりました。また各地からの混成部隊であったことも等もありまして、三浦さんは当時そこにいたことの証明すらひどい苦勞をしなければならぬ羽目に追い込まれたのであります。

一説によりますと、当局はこの事故の公表を避けたとも言われているのであります。なるほど事故の記録は極めて少しかありますが、当時、アメリカ軍は本土上陸、そのときの一億総自決的な教育を私も幼心に思い返すわけでありまして、が、そのため、三浦さんは苦勞した数々の資料を以後集めまして、少しずつ判明した生存者を探して証言をお願いして、当時の状況の再現に努めているわけでありまして、終戦の翌日にこのように散っていった若い命は一体何であったのか、改めて胸が詰まっております。そしてまた、この事

故で傷を受け戦後生き抜いてきた方々、まして三浦さんのような立場に置かれたとしたならば、戦後が終わらないのは当然であるというふうに見えると思ひます。厚生省は、この事故の実態をどのように把握しているのか、どのような調査をしたのか、伺いたいと思ひますので、いかがでしょうか。

○説明員(石井清君) お答えします。

ただいま先生が申し述べられたのは当局は承知いたしております。現状を申し上げますと、本件に關します事故報告書というものは当局に保管されておられません。そこで、保有資料等を見ますと、昭和二十年八月十六日の午後七時ごろ、今、先生のお話のありましたように、敵艦が土佐湾に侵入の疑いがある、よって震洋は即時待機せよというふうな命令が出たようになっております。今お話のありましたとおり、発進準備中に機関に火災を起し、燃料タンクが爆発して、四回にわたる誘爆によって百十一名が亡くなりましたという程度の事故を承知しているだけでございませう。

○前島英三郎君 調査というものはそういうものかもしませんが、終戦時の混乱の中とはいへ、余りにもわからな過ぎるという感じがしてなりません。事故の全体像の調べ方、取りまとめ方に不自然なほど空白があるような気がするんです。再度徹底した調査をしていただきたいと思ひます。

こうした状況でありますから、三浦さんは御自分の力の及ぶ限り資料や証言を集めて頑張っておられるわけでありまして、個人の力では当然限界があります。また四十年近い歴史の壁にもぶつかっております。厚生省の把握した答えもわずかに数秒程度の答えで片づけられてしまふのは、余りにも残念で仕方がないわけでありまして、三浦さんに限らず、時間がたつてから当時の状況を証明しなければならぬ場合、同じような困難にぶつかってしまうケースというのは少なからずあるのではないかと思ひます。幾つか恩給局にそうしたいらんなお願い事、先ほどの数字もありましたけれども、その中にはいろいろなドラマが

私は秘められていると思います。こうした方々のために、やはり厚生省は十分に適切な協力援助をしてきたかという、何となくやはり割り切り方は官尊民卑といえますか、先ほども言いましたように、役所の言うことは正しい、しかしそうした人々の、民や兵の言うことには疑いが多過ぎるという冷たい中にも、そういう姿勢が、かえって見られるような気がしてならないわけであり、国家補償の見地と言えども、こうした方々のために行政機関が奉仕するという姿勢で協力しなればならないと思います。厚生省は、過去そういう意味での協力は非常に怠慢であったと私は思うんですけれども、今後はしっかりと戦後処理という立場を踏まえて協力していただくようお願いしたいと思っておりますが、そのつもりがあるかどうか伺いたいと思っておりますが、いかがですか。

○説明員(石井清君) 私どももいたしましては、各種恩給の請求者に対しては、請求者の老齢化ということも考慮いたしまして、できるだけ意に沿うような対応はしているところでございます。特に、今お話のございました傷病恩給請求者に対しては、老齢化に加えて受傷以来の年月が経過しているということもございまして、非常に公務の立証という資料は入手するのが困難であるということも十分承知いたしております。私どもに保有資料もございまして、それらをまず見まして、例えば当時の現認証明書があればその保管しているものの写しを交付する、あるいは資料がない人に対してはその状況をお聞きいたしまして、海軍病院等に入院しているならば、その海軍病院、そして終戦後引き継がれた継承機関の病院、大徳国立病院が多いわけでございますが、その病院名、あるいはそこには病床日誌等があるかもしれないというように、またそれもあるかもしれないというように、また受傷当時の上司であるとか同僚の方のお名前をお聞きしまして、その人に私の方あるいは御本人から当時の状況の裏づけをしてほしいということ、点を結んで一つの線にしようという努力はいたしております。

たしておるところでございますが、請求者の方の置かれておられる事情を十分考慮しながら今後も請求指導に当たっていききたいと思っております。また、より一層親切丁寧な指導を行いつつ、御指摘の行わないよう努力したいと思っております。

○前島英三郎君 念のため伺いますが、軍籍に関する記録のうち、伏せられているものというのがあるのでしょうか。例えば、ある特定の任務に関するものは本人の特別な事情がない限り見せられないとか、そういう意味で取り扱い注意的なものがこの四十年たつた今日も存在しているのかどうか。それはいかがでしょうか。

○説明員(石井清君) 私どもが保管していますのは、人事記録でございます。主として履歴原票でございます。これにはいろいろのことが書いてあるわけでございまして。したがって、御本人または御本人の委任状をお持ちになった方にはお見せいたしております。また、必要ならコピーも差し上げております。それ以外の方に、何もなく来て、だれだれの見せてくれと言つても一応御遠慮していただいている状況でございます。

○前島英三郎君 傷病恩給に関しては、一つとして原因、それから二つとして経過、三つとして現症、この三大要素によって給否が決定されるわけでありまして、戦後の経過が長くなつてまいりますと、二の経過の面でも申請者に困難が降りかかつてまいります。よく老齢による障害の増進が問題となるようでありまして、これにつきましては既にある程度のノーハウがあるようにも承っております。しかし、これについてもよく考えてみますと、現症が老齢によるものであると国が認定することによって棄却の裁定になるわけでありまして、公務以外の原因を国が証明したことになつてしまふ危険もあるわけですね。

やはり私は、そういう意味でも、三浦さんのケースは今もって戦後四十年間車いすである、その原因は、いろんな方々の証言を集めている、しかしその経過の中には若干結びついていない、模索しなければならぬ点もある、しかし現症という部分は決して老齢のための現症ではなくて、その原因というものははっきりしているということ、既に幾つか証言されているわけですから、ぜひお役所的な感覚の中で卓上で結論するのではなくて、今後も、この四十年間の苦痛を思うならば、しっかりと厚生省でその人に成りかわつて調査するような意気込みを私はお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○説明員(石井清君) 請求者に対しては、十分その裁定に当たつて裁定できるような資料の収集をできるような私たちも努力したいと思っております。

○前島英三郎君 時間が余りありませんので、最後に、恩給事務について二、三お尋ねいたします。現在五月であります、今回の増額改定の実施は三月からとなっております。受給者に対しては一月から三月分の恩給が通常は四月に支給されるわけでありまして、既に五月になつております。恩給証書の書きかえという作業もありまして、事務的にどんなふうに進めて、受給者のもとにいつごろ届くことになるのか、伺つておきたいと思つております。

○政府委員(和田善一君) まず、今回のベースアップ等の改善につきましては、御審議いただいたとおりです。この法案が国会で成立させていただきましたならば、速やかに新証書をまず支給庁である郵政省に発送いたしまして、郵政省で必要な支給通知をつかまして、末端の各郵便局の方へ送るといふような作業を急いで行いまして、大半につきましては六月中にもお手元へ届くということができます。法律を通過していただき次第、大至急そういう作業を開始する予定でございます。

○委員(高平公友君) 他に御発言もないようです。それから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(高平公友君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、野田哲君及び源田実君が委員を辞任され、その補欠として久保田真苗君及び海江田鶴三君が選任されました。

○委員長(高平公友君) 本案の修正について内藤君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。内藤君。

○内藤功君 私は、本案に対し、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。これより、その趣旨について御説明申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案趣旨説明。政府提出法案は、恩給年額等の改定を公務員給与改定に際しての人事院勧告値切り実施に連動させるという不当な引き上げを盛り込んでおります。五十八年度の給付改善凍結に引き続くこの不当措置は、国民の生活水準や公務員の給与、物価その他の諸事情の変動に対応して恩給額を改定するに定めた法の趣旨に反するばかりか、国民生活犠牲の臨調路線を最優先させて、二百三十三万人の恩給受給者に一方的犠牲を強いるものと言わなければなりません。

政府原案の改定実施時期の一カ月繰り上げは、到底法案全体の反国民的性格を要するに至るものではなく、その是正のためには、近年定着してきた人事院勧告完全実施による公務員給与改定を基礎に給付改善を図る必要があります。

これが本修正案を提出する理由であります。次に、修正案の概要を説明いたします。

第一は、恩給年額計算の基礎となつて一般文官及び旧軍人のすべての仮定俸給年額を、五十八年度人事院勧告による行政職俸給表(一)の改善傾向を恩給局の従来方式で回帰分析した結果に基づいて引き上げるものであります。

なお、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る

仮定俸給については、政府提出法案どおりその格付を一号俸引き上げることとしております。

第二は、普通恩給と普通扶助料、公務扶助料、増加非公務扶助料、特例扶助料の最低保障額及び増加恩給と傷病年金、特例傷病恩給の年額並びに傷病年金を、恩給局の従来方式によりそれぞれ仮定俸給の最高の引き上げ率六・八％と同率の引き上げを行うこととあります。

傷病者遺族特別年金についても六・八％の引き上げを行います。

第三は、扶養加給を五十八年度人事院勧告による扶養手当増額の例により引き上げることとあります。

第四は、高額所得制限に係る改定以外の改定の実施期日を本年三月からとしていることとあります。実施期日については一年おくれの是正を求めてきた従来からの本委員会の附帯決議の趣旨からいえば、昭和五十八年四月からとすべきではあります。恩給局の従来方式による修正を行うとの前提で修正案を取りまとめることとしたため、これをあてて本年三月からとしたのであります。以上が、本修正案を提出する理由と修正案の内容の概要であります。

なお、本修正に伴う必要経費は八百九十億円と見込んでおります。

恩給、年金生活者の切なる願いにこたえるべく本修正案への委員各位の御賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○委員長(高平公友君) ただいまの内藤君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。中西総務長官。

○国務大臣(中西一郎君) 本修正案については、政府としては反対であります。

○委員長(高平公友君) それでは、修正案について質疑のある方は御発言願います。別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに恩給法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、内藤君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 少数と認めます。よって、内藤君提出の修正案は否決されました。それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

坂野君から発言を求められておりますので、これを許します。坂野君。

○坂野重信君 私はいまだ可決されました恩給法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び参議院の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について速やかに検討のうえ善処すべきである。

一、恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう配慮するとともに、各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。

一、恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等改善を図ること。

一、扶助料の給付水準については、さらにその実質的改善を図ること。

一、戦地勤務に服した旧日赤看護看護婦及び旧陸海軍看護婦に対する慰労給付金の増額を検討すること。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一、外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に係る戦後処理の未解決の諸問題については、人道的見地に立つて検討すること。

一、旧満洲国軍内の日本人軍官の処遇問題について検討すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(高平公友君) ただいま坂野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 全会一致と認めます。よって、坂野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中西総務長官から発言を求められておりますので、これを許します。中西総務長官。

○国務大臣(中西一郎君) ただいま御決議になりました事項につきましては、御趣旨を体し、十分検討してまいりたいと存じます。

○委員長(高平公友君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(高平公友君) 速記を起こしてください。

○委員長(高平公友君) 次に、昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案の質疑は、既に四月十九日の委員会終了の際、本法案の修正について小野君から発言を求められておりますので、これを許します。小野君。

○小野明君 私は、本案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

本法案は、恩給法等の改正内容を参酌して、共済年金の額の引き上げ等を行うとするものであります。その引き上げ率は平均二％という低率でありまして、老後の生活のすべてを年金に託している共済年金受給者の処遇改善という点において、ほど遠い措置と言わなければなりません。

恩給及び共済年金は、五十八年度にその引き上げが見送られていたことは御承知のとおりであります。が、今回、例年と異なり、恩給の改定実施時期を三月としていることは、わずか一カ月とはいえ、現職公務員の給与改定時期とおくれを取り戻すという当委員会の従来からの附帯決議に沿うものと思うのであります。

この恩給の措置に倣い、本法律案では、国家公務員等共済組合法及び旧公共企業体職員等共済組合法の施行前に係る期間の年金額については本年三月から改定することとしているのであります。が、これらの法律施行後に係る期間の年金額の改定は本年四月からとなっているのであります。両者の改定実施時期についてことさら差異を設けていることは、まことに理解に苦しむところであり、国家公務員共済組合審議会においても同趣旨の答申を行っているのであります。

このことは、恩給の改定実施時期に倣ってきた従来の経緯にかんがみても、処遇改善の後退と言わざるを得ず、これを認めることはできません。私たちは、このような立場から修正案を提出するものであります。その内容は、国家公務員等共済組合法及び旧公共企業体職員等共済組合法の施行後に係る期間の年金の額の改定実施時期を一カ月繰り上げ、三月から実施しようとするもので

限を撤廃すること。

一、外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に係る戦後処理の未解決の諸問題については、人道的見地に立つて検討すること。

一、旧満洲国軍内の日本人軍官の処遇問題について検討すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(高平公友君) ただいま坂野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 全会一致と認めます。よって、坂野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中西総務長官から発言を求められておりますので、これを許します。中西総務長官。

○国務大臣(中西一郎君) ただいま御決議になりました事項につきましては、御趣旨を体し、十分検討してまいりたいと存じます。

○委員長(高平公友君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(高平公友君) 速記を起こしてください。

○委員長(高平公友君) 次に、昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案の質疑は、既に四月十九日の委員会終了の際、本法案の修正について小野君から発言を求められておりますので、これを許します。小野君。

○小野明君 私は、本案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

本法案は、恩給法等の改正内容を参酌して、共済年金の額の引き上げ等を行うとするものであります。その引き上げ率は平均二％という低率でありまして、老後の生活のすべてを年金に託している共済年金受給者の処遇改善という点において、ほど遠い措置と言わなければなりません。

恩給及び共済年金は、五十八年度にその引き上げが見送られていたことは御承知のとおりであります。が、今回、例年と異なり、恩給の改定実施時期を三月としていることは、わずか一カ月とはいえ、現職公務員の給与改定時期とおくれを取り戻すという当委員会の従来からの附帯決議に沿うものと思うのであります。

この恩給の措置に倣い、本法律案では、国家公務員等共済組合法及び旧公共企業体職員等共済組合法の施行前に係る期間の年金額については本年三月から改定することとしているのであります。が、これらの法律施行後に係る期間の年金額の改定は本年四月からとなっているのであります。両者の改定実施時期についてことさら差異を設けていることは、まことに理解に苦しむところであり、国家公務員共済組合審議会においても同趣旨の答申を行っているのであります。

このことは、恩給の改定実施時期に倣ってきた従来の経緯にかんがみても、処遇改善の後退と言わざるを得ず、これを認めることはできません。私たちは、このような立場から修正案を提出するものであります。その内容は、国家公務員等共済組合法及び旧公共企業体職員等共済組合法の施行後に係る期間の年金の額の改定実施時期を一カ月繰り上げ、三月から実施しようとするもので

あります。

以上が、修正案の提出理由とその内容の概要であります。

なお、本修正により必要とする経費は約七億九千万円と見込んでおります。

委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されるよう要望して、修正案の趣旨説明を終わります。

○委員長(高平公友君) まだいまの小野君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取します。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいまの修正案に対する国会法第五十七条の三に基づく内閣の意見要旨について申し上げます。

この修正案につきましては、政府としては反対いたします。

○委員長(高平公友君) それでは、修正案について質疑のある方は御発言願います。――別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、小野君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 少数と認めます。よって、小野君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

小野君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。小野君。

○小野明君 私は、ただいま可決されました昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法律の施行に当たって、次の事項について一層努力すべきである。

一、昭和五十八年度において退職した公共企業体職員等の公共企業体共済組合法に基づく退職年金の額について、今後、共済年金額改定の際、昭和五十七年度において退職した職員に係る今回の措置と同様の調整措置を講ずること。

一、共済年金への基礎年金制度導入等に当たっては、共済年金制度の沿革、性格をふまへ検討を行うとともに、共済組合員の意向を反映させるよう努めること。

以上でございます。

○委員長(高平公友君) ただいま小野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 全会一致と認めます。よって、小野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありま

した事項につきましては、政府といたしましては御趣旨を体しまして十分検討いたしたいと存じます。

ありがとうございました。

○委員長(高平公友君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(高平公友君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

〔参照〕
恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案
恩給法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本則を次のように改める。
(恩給法の一部改正)
第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の

一部を次のように改正する。
第五十八条ノ四第一項中「百五十三万円」を「百六十二万円」に、「六百六十六万円」を「七百万円」に、「八百十三万円」を「八百六十二万円」に、「二割」を「三割五分」に改める。

第六十五条第二項中「十四万四千円」を「十五万六千円」に、「四万二千円」を「五万四千円」に、「九万六千円」を「十万八千円」に改める。

第七十五条第二項中「四万二千円」を「五万四千円」に改める。

別表第二号表中「三、九五五、〇〇〇円」を「四、一二四、〇〇〇円」に、「三、二八六、〇〇〇円」を「三、五〇九、〇〇〇円」に、「二、六九七、〇〇〇円」を「二、八八〇、〇〇〇円」に、「二、一三〇、〇〇〇円」を「二、二七五、〇〇〇円」に、「一、七二〇、〇〇〇円」を「一、八三七、〇〇〇円」に、「一、三八六、〇〇〇円」を

「一、四八〇、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「四、二〇七、〇〇〇円」を「四、四九三、〇〇〇円」に、「三、四九〇、〇〇〇円」を「三、七二七、〇〇〇円」に、「二、九四四、〇〇〇円」を「三、一九八、〇〇〇円」に、「二、四六〇、〇〇〇円」を「二、六二七、〇〇〇円」に、「一、九七三、〇〇〇円」を「二、一〇七、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、七八七、五〇〇円」を「四、〇二四、三〇〇円」に、「三、四九七、九〇〇円」を「三、七二七、三〇〇円」に、「三、三五一、〇〇〇円」を「三、五六一、六〇〇円」に、「三、一三六、二〇〇円」を「三、四三九、九〇〇円」に、「二、二八〇、六〇〇円」を「二、四二六、九〇〇円」に、「二、一七四、四〇〇円」を「二、三二四、四〇〇円」に、「一、九五九、七〇〇円」を「二、〇八六、八〇〇円」に、「一、五九九、八〇〇円」を「一、七〇五、三〇〇円」に、「一、五三八、六〇〇円」を「一、六四〇、四〇〇円」に、「一、四三七、九〇〇円」を「一、五三三、七〇〇円」に、「一、三九七、九〇〇円」を「一、四九一、三〇〇円」に、「一、三五六、八〇〇円」を「一、四四七、七〇〇円」に、「一、一九四、〇〇〇円」を「一、二七五、一〇〇円」に、「一、〇五九、二〇〇円」を「一、一三一、二〇〇円」に、「一、〇二二、〇〇〇円」を「一、〇九一、五〇〇円」に、「九九五、八〇〇円」を「一、〇六三、五〇〇円」に、「九七二、六〇〇円」を「一、〇三八、七〇〇円」に、「九四九、七〇〇円」を「一、〇一四、三〇〇円」に、「九二二、六〇〇円」を「九七四、七〇〇円」に、「一、二二四、〇〇〇円」を「一、三〇七、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「三、七八七、五〇〇円」を「四、〇二四、三〇〇円」に、「三、四九七、九〇〇円」を「三、七二七、三〇〇円」に、「三、三五一、〇〇〇円」を「三、五六一、六〇〇円」に、「三、一三六、二〇〇円」を「三、四三九、九〇〇円」に、「二、二八〇、六〇〇円」を「二、四二六、九〇〇円」に、「二、一七四、四〇〇円」を「二、三二四、四〇〇円」に、「一、九五九、七〇〇円」を「二、〇八六、八〇〇円」に、「一、五九九、八〇〇円」を「一、七〇五、三〇〇円」に、「一、五三八、六〇〇円」を「一、六四〇、四〇〇円」に、「一、四三七、九〇〇円」を「一、五三三、七〇〇円」に、「一、三九七、九〇〇円」を「一、四九一、三〇〇円」に、「一、三五六、八〇〇円」を「一、四四七、七〇〇円」に、「一、一九四、〇〇〇円」を「一、二七五、一〇〇円」に、「一、〇五九、二〇〇円」を「一、一三一、二〇〇円」に、「一、〇二二、〇〇〇円」を「一、〇九一、五〇〇円」に、「九九五、八〇〇円」を「一、〇六三、五〇〇円」に、「九七二、六〇〇円」を「一、〇三八、七〇〇円」に、「九四九、七〇〇円」を「一、〇一四、三〇〇円」に、「九二二、六〇〇円」を「九七四、七〇〇円」に、「一、二二四、〇〇〇円」を「一、三〇七、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「三、七八七、五〇〇円」を「四、〇二四、三〇〇円」に、「三、四九七、九〇〇円」を「三、七二七、三〇〇円」に、「三、三五一、〇〇〇円」を「三、五六一、六〇〇円」に、「三、一三六、二〇〇円」を「三、四三九、九〇〇円」に、「二、二八〇、六〇〇円」を「二、四二六、九〇〇円」に、「二、一七四、四〇〇円」を「二、三二四、四〇〇円」に、「一、九五九、七〇〇円」を「二、〇八六、八〇〇円」に、「一、五九九、八〇〇円」を「一、七〇五、三〇〇円」に、「一、五三八、六〇〇円」を「一、六四〇、四〇〇円」に、「一、四三七、九〇〇円」を「一、五三三、七〇〇円」に、「一、三九七、九〇〇円」を「一、四九一、三〇〇円」に、「一、三五六、八〇〇円」を「一、四四七、七〇〇円」に、「一、一九四、〇〇〇円」を「一、二七五、一〇〇円」に、「一、〇五九、二〇〇円」を「一、一三一、二〇〇円」に、「一、〇二二、〇〇〇円」を「一、〇九一、五〇〇円」に、「九九五、八〇〇円」を「一、〇六三、五〇〇円」に、「九七二、六〇〇円」を「一、〇三八、七〇〇円」に、「九四九、七〇〇円」を「一、〇一四、三〇〇円」に、「九二二、六〇〇円」を「九七四、七〇〇円」に、「一、二二四、〇〇〇円」を「一、三〇七、〇〇〇円」に改める。

六、九〇〇円に、「一、九五九、七〇〇円」を「二、〇八六、八〇〇円」に、「一、八六〇、六〇〇円」を「一、九八一、七〇〇円」に、「一、五三八、六〇〇円」を「一、六四〇、四〇〇円」に、「一、四三七、九〇〇円」を「一、五三三、七〇〇円」に、「一、三五六、八〇〇円」を「一、四四七、七〇〇円」に、「一、二七四、四〇〇円」を「一、三六〇、四〇〇円」に、「一、一九四、〇〇〇円」を「一、二七五、一〇〇円」に、「一、一五七、五〇〇円」を「一、二三六、二〇〇円」に、「一、〇九一、四〇〇円」を「一、一六五、六〇〇円」に、「九七二、六〇〇円」を「一、〇三八、七〇〇円」に、「九四九、七〇〇円」を「一、〇一

四、三〇〇円」に、「九二二、六〇〇円」を「九七四、七〇〇円」に、「九五一、〇〇〇円」を「一、〇一六、〇〇〇円」に改める。
(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二十二條の三中「十四万四千円」を「十五万六千円」に改める。
附則第二十七條ただし書中「百二十二万四千円」を「百三十万七千円」に、「九十五万千円」を「百一十六万六千円」に改める。
附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階	級	仮定俸給年額
大將		五、八三五、二〇〇円
中將		五、一八七、一〇〇円
少將		四、一二〇、六〇〇円
大佐		三、五六二、六〇〇円
中佐		三、四〇九、〇〇〇円
少佐		二、六六四、〇〇〇円
大尉		二、二五五、六〇〇円
中尉		一、七九一、五〇〇円
少尉		一、五三三、七〇〇円
准士官		一、四一三、九〇〇円
曹長又は上等兵曹		一、一六五、六〇〇円
軍曹又は一等兵曹		一、〇九一、五〇〇円
伍長又は二等兵曹		一、〇六三、五〇〇円
兵		九七四、七〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、二六六、〇〇〇円」を「一、三五二、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「一、一五三、〇〇〇円」を「一、二三一、〇〇〇円」に、「九二五、〇〇〇円」を「九八八、〇〇〇円」に、「七四二、〇〇〇円」を「七九二、〇〇〇円」に、「六五四、〇〇〇円」を「六九八、〇〇〇円」に改める。
附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
五、八三五、二〇〇円		五、六八九、三〇〇円
五、一八七、一〇〇円		五、〇九三、四〇〇円
四、一二〇、六〇〇円		四、〇二四、三〇〇円
三、五六二、六〇〇円		三、四三九、九〇〇円
三、四〇九、〇〇〇円		三、二五一、二〇〇円
二、六六四、〇〇〇円		二、五七〇、〇〇〇円
二、二五五、六〇〇円		二、〇八六、八〇〇円
一、七九一、五〇〇円		一、六四〇、四〇〇円
一、五三三、七〇〇円		一、四四七、七〇〇円
一、四一三、九〇〇円		一、二七五、一〇〇円
一、一六五、六〇〇円		一、〇六三、五〇〇円
一、〇九一、五〇〇円		一、〇一四、三〇〇円
一、〇六三、五〇〇円		九七四、七〇〇円
九七四、七〇〇円		八五八、七〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
五、八三五、二〇〇円		六、二八九、九〇〇円
五、一八七、一〇〇円		五、五八六、一〇〇円
四、一二〇、六〇〇円		四、七二三、〇〇〇円
三、五六二、六〇〇円		四、一二〇、六〇〇円
三、四〇九、〇〇〇円		三、八七一、三〇〇円

二、六六四、〇〇〇円	三、〇八九、九〇〇円
二、二五五、六〇〇円	二、五七〇、〇〇〇円
一、七九一、五〇〇円	二、〇四七、九〇〇円
一、五三三、七〇〇円	一、七九一、五〇〇円
一、四一三、九〇〇円	一、六一七、九〇〇円
一、一六五、六〇〇円	一、三三七、六〇〇円
一、〇九一、五〇〇円	一、二三六、二〇〇円
一、〇六三、五〇〇円	一、一九七、三〇〇円
九七四、七〇〇円	一、〇九一、五〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
二、二五五、六〇〇円	二、四二六、九〇〇円	
一、七九一、五〇〇円	一、九三五、四〇〇円	
一、五三三、七〇〇円	一、七〇五、三〇〇円	
一、四一三、九〇〇円	一、五三三、七〇〇円	

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
二、二五五、六〇〇円	二、七九七、一〇〇円	
一、七九一、五〇〇円	二、一九九、九〇〇円	
一、五三三、七〇〇円	一、九八一、七〇〇円	
一、四一三、九〇〇円	一、七九一、五〇〇円	

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「九十五万五千円」を「百一万六千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十九年三月分」に改め、同項の表中「七九〇、二〇〇円」を「八四三、九〇〇円」に、「五

九二、七〇〇円」を「六三三、九〇〇円」に、「四七四、一〇〇円」を「五〇六、三〇〇円」に、「三九五、一〇〇円」を「四二二、〇〇〇円」に、「五二〇、〇〇〇円」を「五五五、四〇〇円」に、「三九〇、〇〇〇円」を「四一六、六〇〇円」に、「三二二、〇〇〇円」を「三三三、二〇〇円」に、「二六〇、〇〇〇円」を「二七七、七〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和五十七年四月三十日」を「昭和五十九年二月二十九日」に改める。

正する。
附則第十五条第二項中「二十五万九千円」を「二十七万六千六百円」に、「十九万四千三百円」を「二十万七千五百円」に改める。
附則第一条第一項中「附則第十五条第一項」を「附則第十四条第一項」に改め、同条第二項中「附則第十四条」を「附則第十三条」に改める。
附則第二条第一項中「附則別表第一」を「附則別表」に、「附則第十二条第一項」を「附則第十一条」に改め、同条第二項を削る。
附則第三条第一項中「次項において同じ。」を削り、同条第二項を削る。
附則第四条第二項を削る。
附則第五条第二項を削る。
附則第六条第二項を削る。
附則第七条第二項を削る。
附則第八条第一項中「十四万七千六百円」を「十五万六千円」に改める。
附則第十条を削る。
附則第十一条第一項中「以下「法律第五十一号」という。」を削り、同条第二項を削り、同条を附則第十条とする。
附則第十二条第二項及び第三項を削り、同条を附則第十一条とする。
附則第十三条を附則第十二条とし、附則第十四条を附則第十三条とする。
附則第十五条中「附則第二条第一項又は第十二条第一項」を「附則第二条又は第十一条」に改め、同条を附則第十四条とする。
附則別表第一を次のように改める。

附則別表(附則第二条関係)
恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額

八〇四、〇〇〇円
八三九、七〇〇円
八七六、四〇〇円
八五八、七〇〇円
八九六、八〇〇円
九三六、〇〇〇円

九二、六〇〇円	九七四、七〇〇円
九四九、七〇〇円	一、〇一四、三〇〇円
九七二、六〇〇円	一、〇三八、七〇〇円
九九五、八〇〇円	一、〇六三、五〇〇円
一、〇三二、〇〇〇円	一、〇九一、五〇〇円
一、〇五九、二〇〇円	一、一三一、二〇〇円
一、〇九一、四〇〇円	一、一六五、六〇〇円
一、一二一、一〇〇円	一、一九七、三〇〇円
一、一五七、五〇〇円	一、二三六、二〇〇円
一、一九四、〇〇〇円	一、二七五、一〇〇円
一、二三四、一〇〇円	一、三一七、六〇〇円
一、二七四、四〇〇円	一、三六〇、四〇〇円
一、三二四、九〇〇円	一、四一三、九〇〇円
一、三五六、八〇〇円	一、四四七、七〇〇円
一、三九七、九〇〇円	一、四九一、三〇〇円
一、四三七、九〇〇円	一、五三三、七〇〇円
一、五一七、四〇〇円	一、六一七、九〇〇円
一、五三八、六〇〇円	一、六四〇、四〇〇円
一、五九九、八〇〇円	一、七〇五、三〇〇円
一、六八一、一〇〇円	一、七九一、五〇〇円
一、七七一、〇〇〇円	一、八八六、八〇〇円
一、八一六、九〇〇円	一、九三五、四〇〇円
一、八六〇、六〇〇円	一、九八一、七〇〇円
一、九三三、〇〇〇円	二、〇四七、九〇〇円
一、九五九、七〇〇円	二、〇八六、八〇〇円
二、〇六六、四〇〇円	二、一九九、九〇〇円
二、一一九、〇〇〇円	二、二五五、六〇〇円

二、一七四、四〇〇円	二、三三四、四〇〇円
二、二八〇、六〇〇円	二、四二六、九〇〇円
二、三八七、八〇〇円	二、五四〇、六〇〇円
二、四一五、六〇〇円	二、五七〇、〇〇〇円
二、五〇四、二〇〇円	二、六六四、〇〇〇円
二、六二九、八〇〇円	二、七九七、一〇〇円
二、七五四、一〇〇円	二、九二八、八〇〇円
二、八三一、一〇〇円	三、〇一〇、五〇〇円
二、九〇六、〇〇〇円	三、〇八九、九〇〇円
三、〇五八、二〇〇円	三、二五一、二〇〇円
三、二〇七、一〇〇円	三、四〇九、〇〇〇円
三、二三六、二〇〇円	三、四三九、九〇〇円
三、三三二、〇〇〇円	三、五六二、六〇〇円
三、四九七、九〇〇円	三、七七一、三〇〇円
三、六四三、二〇〇円	三、八七一、三〇〇円
三、七八七、五〇〇円	四、〇二四、三〇〇円
三、八七八、四〇〇円	四、一二〇、六〇〇円
三、九七五、五〇〇円	四、二三三、五〇〇円
四、一六二、四〇〇円	四、四二一、六〇〇円
四、三五一、四〇〇円	四、六三二、〇〇〇円
四、四四六、七〇〇円	四、七三三、〇〇〇円
四、五三六、九〇〇円	四、八一八、六〇〇円
四、七一一、一〇〇円	五、〇〇八、六〇〇円
四、七九六、一〇〇円	五、〇九三、四〇〇円
四、八八四、五〇〇円	五、一八七、一〇〇円
五、〇四〇、九〇〇円	五、三五二、九〇〇円
五、二〇八、三〇〇円	五、五二二、七〇〇円

五、二四〇、九〇〇円	五、五五五、三〇〇円
五、二七一、七〇〇円	五、五八六、一〇〇円
五、三〇二、六〇〇円	五、六一七、〇〇〇円
五、三七四、九〇〇円	五、六八九、三〇〇円
五、五二〇、八〇〇円	五、八三五、二〇〇円
五、六六六、九〇〇円	五、九八一、三〇〇円
五、七三九、二〇〇円	六、〇五三、六〇〇円
五、八二三、二〇〇円	六、一二七、六〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が八〇四、〇〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇六八を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、八一三、二〇〇円を超える場合においては、その年額に三一四、四〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第二から附則別表第七までを削る。

この修正の結果必要となる経費は、初年度において約八百九十億円の見込みである。

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を修正する。

第一条のうち第四第五項の改正規定中「第十条の七第三項」を「第十条の七第二項」に改める。

第一条のうち第十条の六の次に二条を加える改正規定中第十条の七を次のように改める。

（昭和五十九年度における新法による年金等

の額の改定）

第十条の七 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（次項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（昭和五十七年度の組合員であつた期間及び昭和五十六年度の組合員であつた期間（昭和五十七年四月一日に引き続く期間に限る。）内において、新法第二条第一項第五号に規定する俸給に係る給与法令の規定で昭和五十七年度における改正が行われなかつたものの適用を受けた期間又は当該俸給に係る給与法令の規定で同年度における改正が行われたものの当該改正前の規定の適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十六年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの（以下この項及び第十五条の七において「俸給調整期間」という。）がある者（以下この項及び第十五条の七において「俸給調整適用者」という。）に限るものとし、次項

の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについては、同年三月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合において、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十六年三月三十一日以前等の年金

当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合その改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年

三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金（前号に掲げる年金に該当するものを除く。）当該年金の額（その額に、当該年金の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつてゐる新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給

法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年

三月三十一日までの間に新法の退職をした俸給調整適用者に係る年金 俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額

若しくは旧法の俸給年額

2 前項の規定は、昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて準用する。

3 第一項の規定は、前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一項の規定は、公共企業体の組合が支給する施行法第五十一条の四第二号に規定する沖繩の共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて準用する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第一条のうち第十七条に一号を加える改正規定

中「第十条の七第五項」を「第十条の七第四項」に改める。

附則第四条を次のように改める。

(昭和五十九年三月分の旧公企体共済法による退職年金等の額の改定)

第四条 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法(国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法第五十一条の十一第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ)の退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下次条までにおいて同じ)をした旧公企体長期組合員(国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法第五十一条の十一第二号に規定する旧公企体長期組合員をいう。以下同じ)及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員(第一条の規定による改正後の昭和四十二年度における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に關する法律(以下「改正後の年金額改定法」という。第十条の八第一項に規定する俸給調整適用者に限る)に關する国家公務員及び公共企業体職員に關する共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号。以下「統合法」という。附則第六條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧公企体共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の昭和五十九年三月分の額については、その年金の額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る旧公企体共済法第十七條第一項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定を適用して算定した額(その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て得た額とし、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げて得た額とする)に改定する。この場合において、当該改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

一 昭和五十六年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者(統合法附則第二条の規定による廃止前の昭和四十二年以後に

おける公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律(昭和四十二年法律第六号。以下「旧公企体年金改定法」という。第三条の十五第三項に規定する俸給調整適用者に限る)に係る年金 旧公企体年金改定法第三条の十五第一項から第三項までの規定により改定された当該年金の額(その額について年金額の最低保障に關する旧公企体共済法の規定又は旧公企体共済法附則第六條の三(旧公企体共済法附則第七條の二において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七條第一項に規定する俸給年額とみなされた額にその額が改正後の年金額改定法別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に屬するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額)

二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者に係る年金(前号に掲げる年金に該當するものを除く) 当該年金の額(その額について年金額の最低保障に關する旧公企体共済法の規定又は旧公企体共済法附則第六條の三の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七條第一項に規定する俸給年額にその額が改正後の年金額改定

法定別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に屬するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額)

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者(改正後の年金額改定法第十条の八第一項に規定する俸給調整適用者に限る)に係る年金 改正後の年金額改定法第十条の八第一項に規定する俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の同項に規定する給与率の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額(その額について年金額の最低保障に關する旧公企体共済法の規定又は旧公企体共済法附則第六條の三の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となるべき旧公企体共済法第十七條第一項に規定する俸給年額

四 前項第一号又は第二号の規定の適用がある場合においては、改正後の年金額改定法第十条の八第一項第一号中「統合法附則の規定」とあるのは「統合法附則の規定及び昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律附則第四條第一項第一号又は第二号の規定」として、同項の規定を適用する。

五 統合法附則第六條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧公企体共済法附則第六條の八の規定は、改正後の施行法第十三條の二及び第二十四條の二の規定と同様に改正されたものとし、昭和五十九年二月二十九日以前に給付事由が生じた給付の同年三月分の額について適用されるものとする。

が支給する年金については、適用しない。
この修正の結果必要となる経費は、約七億九千万円の見込みである。

昭和五十九年五月三十日印刷

昭和五十九年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C